

第5次茨木市総合計画 後期基本計画

令和2年(2020年)1月

茨木市

目次

はじめに

1 「みんな」でつくった総合計画	3
2 計画の構成と期間	4
(1) 計画の構成	4
(2) 計画の期間	4
3 基本構想の概要	5
4 人口の推移	6
(1) 国・大阪府の動向	6
(2) 本市の動向	7
5 まちづくりに関するアンケート	8
(1) 定住意向について	8

後期基本計画

1 基本計画の内容	11
(1) 基本計画の位置づけ	11
(2) 後期基本計画の構成	11
2 施策体系	12
3 社会情勢の変化への対応	14
(1) 前期基本計画策定時からの主な社会情勢の変化	14
(2) 今後のまちづくりの拠点整備	17
4 「重点プラン」と「総合戦略」	18
5 施策別計画	
第1章 ともに支え合い、健やかに暮らせるまち	21
第2章 次代の社会を担う子どもたちを育むまち	36
第3章 みんなの“楽しい”が見つかる文化のまち	49
第4章 市民・地域とともに備え、命と暮らしを守る安全安心のまち	61
第5章 都市活力がみなぎる便利で快適なまち	71
第6章 心がけから行動へ みんなで創る環境にやさしいまち	89
第7章 まちづくりを進めるための基盤	98
6 都市構造	
(1) 本市における都市構造・土地利用の考え方	116
(2) 都市構造・土地利用の考え方と区分	118
7 財政計画	
(1) 茨木市の財政の現状	122
(2) 今後の財政見通し	124
(3) 将来を見据えた取組	127

はじめに

1 「みんな」でつくった総合計画

第5次総合計画は、平成27年度から令和6年度までの10年間の計画期間として、茨木市をどんな「まち」にしていくのか、そのためにだれが、どんなことをしていくのかということを、総合的・体系的にまとめたものであり、市の福祉や都市計画、環境など、すべての計画の基本となるもので、いわば、将来における茨木市のあるべき姿と進むべき方向を示した、「道しるべ」だと言えます。

この総合計画は平成27年3月に策定しましたが、その際には、「茨木市の将来像」や「まちづくりアイデア」などを考える、まちづくり市民ワークショップ「いばらきMIRAIカフェ」を開催し、市民の皆さまからいただいた、数多くのご意見や思いを基に、市民、学識経験者、関係団体、市議会議員で構成する茨木市総合計画審議会ですらに議論を深め、市議会の議決を経てまとめたものであり、茨木市に關係する「みんな」でつくった計画となっています。

この総合計画は、10年間の基本構想と前期・後期5年間の基本計画で構成され、令和2年度からは、後期基本計画の計画期間が始まります。

後期基本計画は、当初の基本構想及び前期基本計画の策定において、市民の皆さまからいただいた、様々な意見や思いを大事にしながら、前期基本計画中に生じた社会情勢の変化や、今後想定される変化を的確に捉えつつ、計画期間のさらに先を見据えながら、今後の5年間の総合的なまちづくり計画として策定するものです。

<計画の位置付け>

市民・事業者・市が共有して取り組む計画としての位置づけ

① めざすべき将来像と実現への道筋を明らかにする

総合計画は、市民、事業者、議会、行政が、めざすべき共通の将来像をイメージして、その実現に向けてまちづくりを進めていくための計画としています。

② まちづくりに関わる主体の行動指針

様々な主体が、協働と役割分担のもと、まちづくりを進めるために共有すべき指針としています。

行政運営計画としての位置づけ

① 最上位計画としての指針

あらゆるまちづくり分野を包括する、最も上位に位置づけられる計画としての方向性を示す、各分野の行政計画の基本としています。

② 行財政運営の指針

計画の進捗管理を行うため、施策評価を実施し、効率的かつ効果的な行財政運営の指針となる計画とします。

2 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画の3階層で構成します。

① 基本構想

基本構想は、まちの将来像とそのめざすべき方向性を示します。

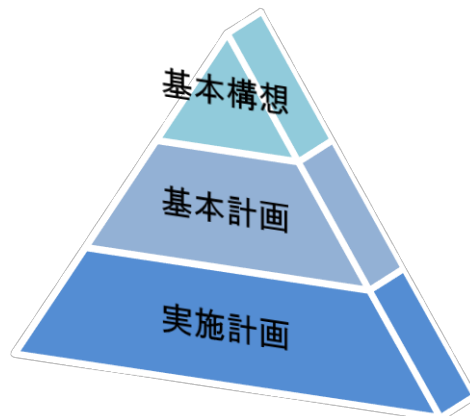
② 基本計画

基本計画は、基本構想に掲げるまちの将来像の実現を図る施策と取組の内容、都市構造、財政計画を示します。

③ 実施計画

実施計画は、基本計画で定めた取組を市で推進する具体的な事業内容を示します。

なお、実施計画は、ローリング方式で毎年改定を行うため、本計画書とは別途作成します。



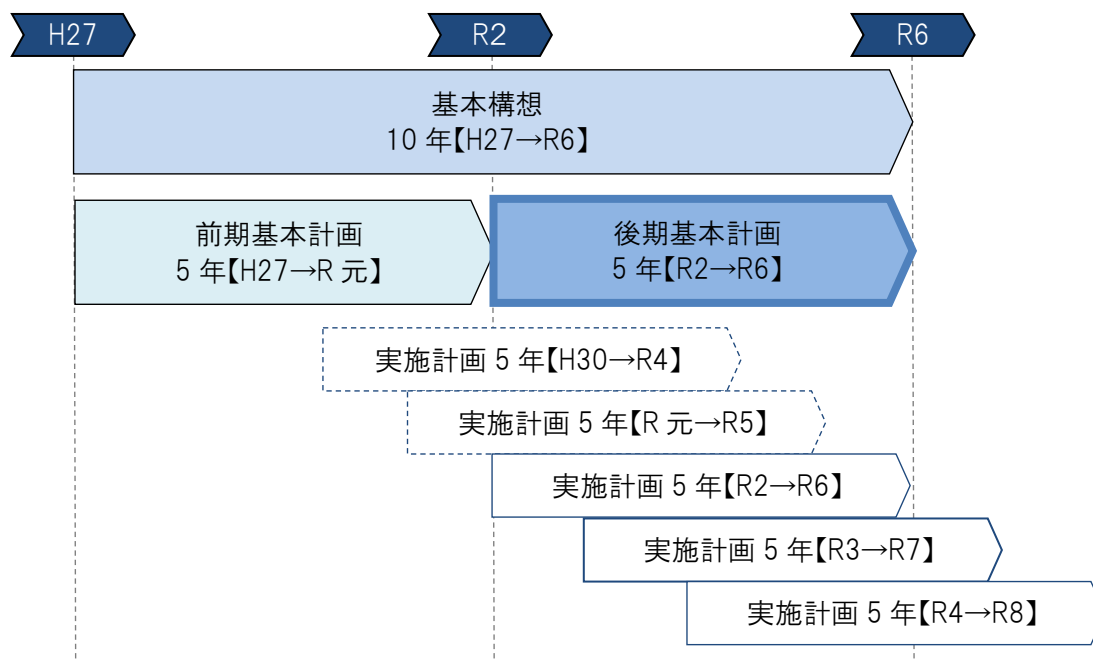
(2) 計画の期間

総合計画は、以下のとおり計画期間を設定します。

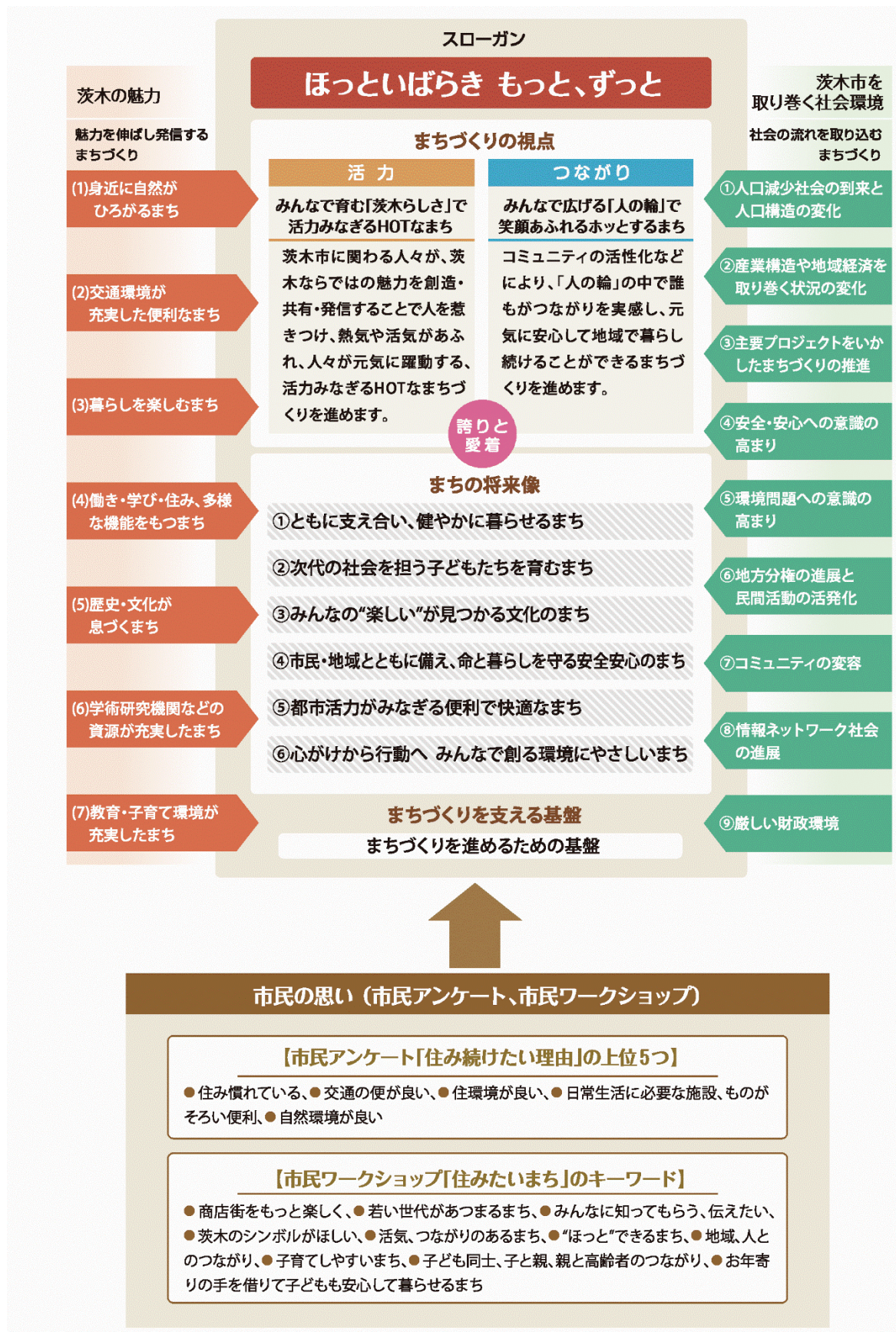
① 基本構想の計画期間は、10年間(平成27年度～令和6年度)

② 基本計画の計画期間は、5年間(前期:5年間、後期:5年間)

③ 実施計画の計画期間は、5年間とし、ローリング方式にて毎年改定します。



3 基本構想の概要



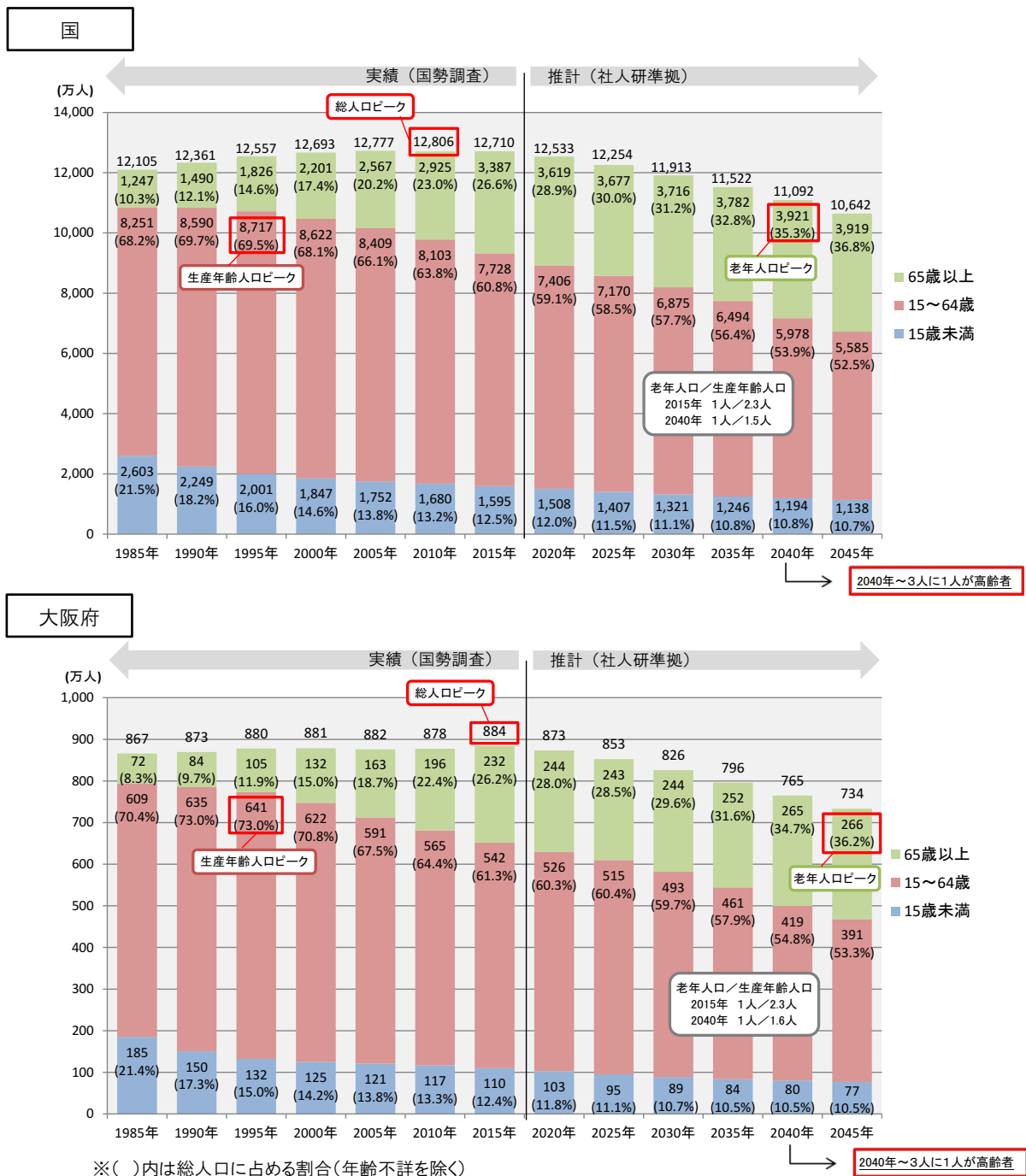
4 人口の推移

(1) 国・大阪府の動向

① 人口の推移の比較(国、大阪府)

社人研(国立社会保障・人口問題研究所)によると、国・大阪府ともにすでに人口のピークをむかえており、今後、大きく減少する推計となっております。

年齢3区分別の推移につきましても、15～64歳の割合の減少や65歳以上の割合の増加など、国と大阪府は同様に推移しています。

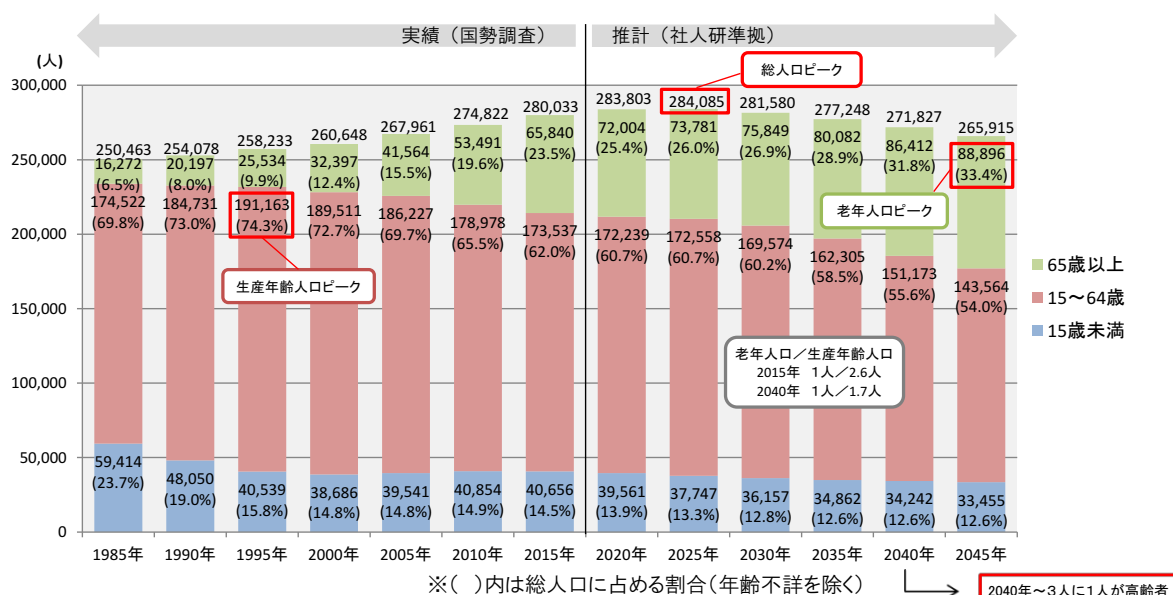


(2)本市の動向

① 総人口・年齢別人口の推移

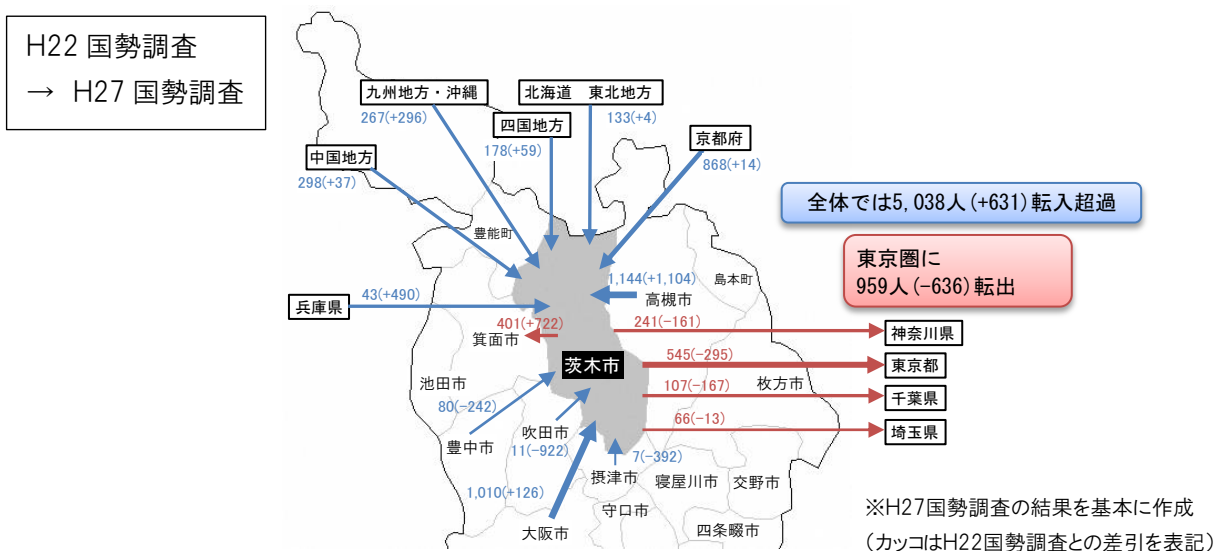
本市の人口のピークは、すでにピークをむかえた国・大阪府と異なり、2025年(令和7年)を見込んでおり、人口は28.4万人と推計しています。その後、国・大阪府よりは緩やかですが、人口は減少し続け、2045年(令和27年)には26.6万人まで落ち込む見込みです。

また、年齢3区分別では、本市は総じて15歳未満の割合が国や大阪府と比べて高く、65歳以上の割合が低く推移していますが、2040年には国・大阪府と同様に概ね3人に1人が高齢者になることが見込まれ、人口構造の変化を注視する必要があります。



② 社会動態

平成27年国勢調査における過去5年間の人口移動は、全体で5,038人転入超過となっており、前回から631人増加していることから、社会増の傾向は続いていると考えられます。また、東京圏へは、959人転出超過していますが、前回(平成22年国勢調査結果)よりも636人減っています。



5 まちづくりに関するアンケート

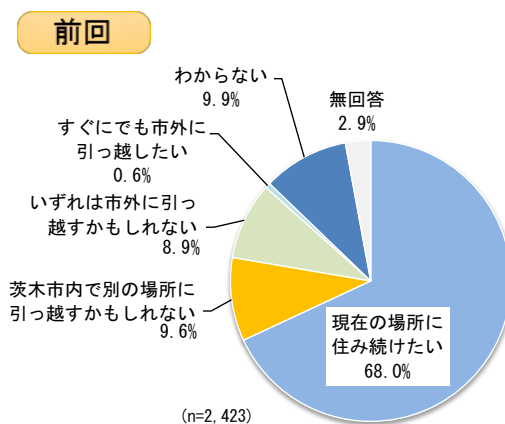
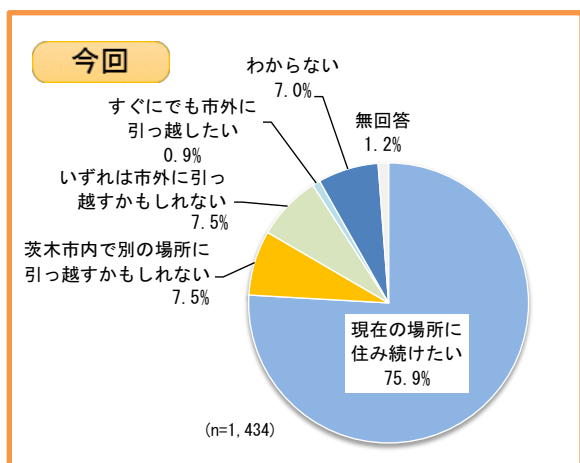
無作為抽出した18歳以上の市民5,000人を対象として、日頃、まちづくりについて考えていることや、まちづくりに対する率直な意見を把握するため、アンケート調査を実施しました。

<市民アンケート>

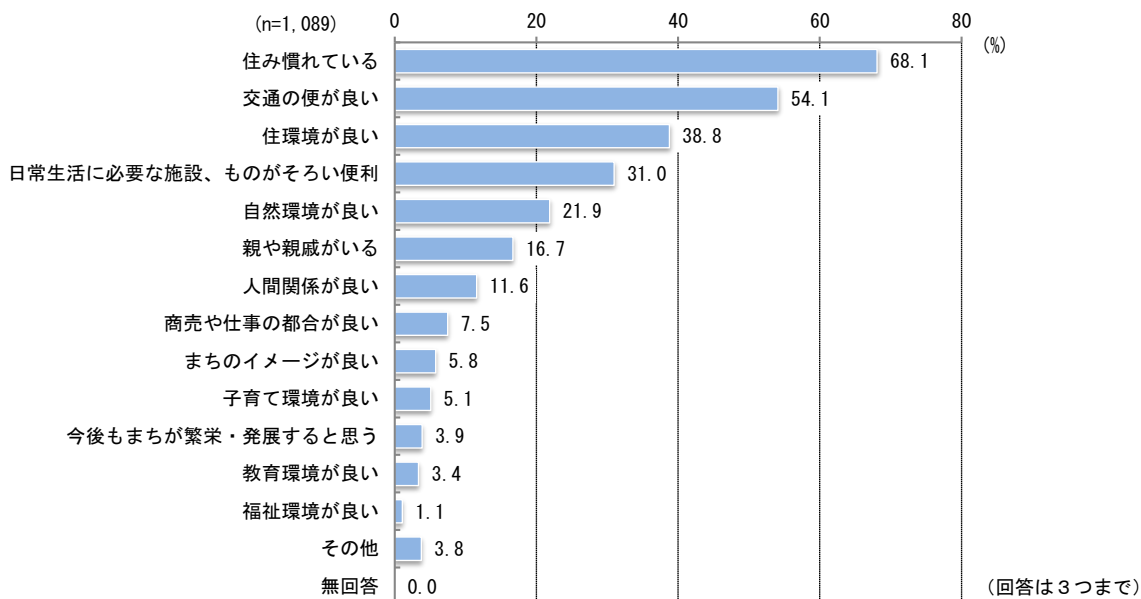
平成31年1月実施、18歳以上市民5,000人に送付、有効回収数1,434票(回収率 28.7%)

(1)定住意向について

前回調査と比較すると、「現在の場所に住み続けたい」が7.9ポイント増加しています。住み続けたい理由については、「住み慣れている」が68.1%、「交通の便が良い」が54.1%、「住環境が良い」が38.8%、「日常生活に必要な施設、ものがそろい便利」が31.0%、「自然環境が良い」が25.1%となっており、理由の項目は前回と大きな差は見られませんでした。



茨木市内(現在の場所)に住み続けたい理由



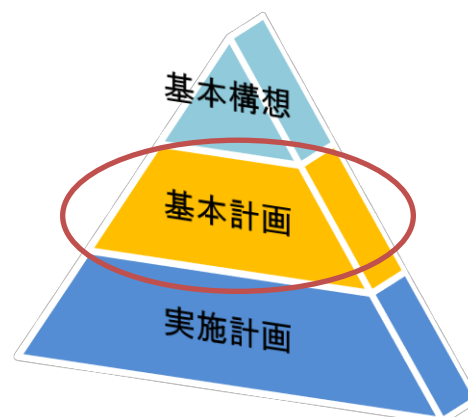
後期基本計画

1 基本計画の内容

(1)基本計画の位置づけ

基本計画は、基本構想に掲げるまちの将来像を具体化するための施策と取組の内容、都市構造、財政計画を示します。

なお、施策ごとに評価を行い、施策と取組の進捗を管理します。



(2)後期基本計画の構成

後期基本計画は、以下の3つから構成します。

① 施策別計画

基本構想において定めたまちの将来像別に、今後5年間の具体的な施策・取組の内容を定めます。

② 都市構造

市内を特性別に6つに分類し、それぞれの区分において都市づくりの方針を示しています。

③ 財政計画

基本構想の実現と基本計画の諸施策の推進を図るため、財政計画を定めています。

2 施策体系

基本構想を実現するための6つのまちの将来像とまちづくりを支える基盤の施策体系は以下のとおりです。

【まちの将来像1】

ともに支え合い、
健やかに暮らせるまち

【施策】

- ①地域福祉を推進する
- ②高齢者への支援を推進する
- ③障害者への支援を推進する
- ④生活困窮者への支援を推進する
- ⑤健康づくりや地域医療を充実する
- ⑥社会保険制度を安定的に運営する

【まちの将来像2】

次代の社会を担う
子どもたちを育むまち

- ①すべての子どもの育ちを支援する
- ②地域ぐるみの子育てを推進する
- ③「生きる力」を育む教育を推進する
- ④魅力ある教育環境づくりを推進する
- ⑤青少年の心豊かなたくましい成長を支援する

【まちの将来像3】

みんなの“楽しい”が見つかる
文化のまち

- ①生涯学習の機会を増やし情報提供を充実する
- ②みんなが楽しめるスポーツ活動を推進する
- ③文化芸術活動を支援し歴史と伝統を継承する
- ④観光資源の活用と創出で魅力あるまちづくりを推進する
- ⑤都市間の交流と国際化を推進する

【まちの将来像4】

市民・地域とともに備え、
命と暮らしを守る
安全安心のまち

- ①災害への備えを充実させる
- ②消防・救急体制を充実強化する
- ③防犯や多様な危機への対策を強化する
- ④消費者教育を推進する

【まちの将来像5】

都市活力がみなぎる
便利で快適なまち

【施策】

- ① 地域産業を基盤強化し雇用を充実する
- ② 地域特性をいかした計画的な都市づくりを推進する
- ③ 良好で住みよい都市づくりを推進する
- ④ 時代の変化に対応した官民連携による都市づくりを推進する
- ⑤ 暮らしと産業を支える交通を充実させる

【まちの将来像6】

心がけから行動へ みんなで
創る環境にやさしいまち

- ① いごちの良い生活環境をたもつ
- ② バランスのとれた自然環境をつくる
- ③ ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす
- ④ きちんと分別で資源の循環をすすめる

【まちづくりを支える基盤】

まちづくりを
進めるための基盤

- ① まちの魅力を市内外に発信する
- ② 社会の変化に対応する効率的・効果的な自治体運営を推進する
- ③ 地域社会の発展に貢献できる職員を育成する
- ④ 人権尊重のまちづくりを推進するとともに平和の実現をめざす
- ⑤ 市民とともに男女共同参画社会の実現をめざす
- ⑥ 地域コミュニティを育み地域自治を支援する
- ⑦ 多様な主体による協働のまちづくりを推進する

3 社会情勢の変化への対応

前期基本計画策定時から、本市を取り巻く社会・経済情勢は刻一刻と変化しており、今後想定される変化も含め、それらを的確に捉え、各施策を進めていく必要があります。

(1) 前期基本計画策定時からの主な社会情勢の変化

① SDGs達成に向けた取組の推進

SDGsがめざす「『誰一人取り残さない』持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」は、本市総合計画のめざすべき方向性と同様であり、総合計画の推進がSDGsの推進にも資するものといえます。また、SDGs及び総合計画は、いずれも単なる行政だけの目標ではなく、市民、事業者・団体などの様々な主体が、目標を共有し、連携しながら一体となってめざすものです。

そうしたことを踏まえ、本基本計画の施策ごとにSDGsの17の目標を位置づけ、整理を行うことにより、各主体のSDGsに対する理解を深めるとともに各主体のさらなる連携を促し、施策を推進していきます。

◎将来像とSDGsの目標との関係

まちの将来像とまちづくりを支える基盤	SDGsの17の目標
1 ともに支え合い、健やかに暮らせるまち	1、2、3、4、8、10、11
2 次代の社会を担う 子どもたちを育むまち	1、2、3、4、16、17
3 みんなの“楽しい”が見つかる文化のまち	3、4、8、11、12、17
4 市民・地域とともに備え、命と暮らしを守る 安全安心のまち	1、3、11、12、13
5 都市活力がみなぎる便利で快適なまち	1、2、3、5、7、8、9、11、12、13、15、17
6 心がけから行動へ みんなで創る環境にやさしいまち	3、6、7、11、12、13、14、15、17
まちづくりを進めるための基盤	4、5、10、11、16、17

SDGs(Sustainable Development Goals)とは

2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標で、2030年を期限として17の目標と169のターゲットにより構成されています。地方自治体においても、関係する様々な主体との連携強化等により、SDGsの達成に向けた取組を促進することが求められています。



② 大規模な災害の経験

前期基本計画中の平成30年には、大阪府北部を震源とする地震（以下、「大阪北部地震」という。）や台風第21号など、本市にとりまして、これまで経験したことがない大きな災害の連続に見舞われました。

災害対策本部や被災者支援会議※1において、福祉、子育て、教育、文化、スポーツ、交通、環境、まちづくりなどあらゆる分野で災害対応、被災者支援を行った経験を踏まえ、後期基本計画におきましても、積極的に施策を展開していきます。

<大阪北部地震>

平成30年6月18日午前7時58分、大阪北部地震が発生し、市内で震度6弱の揺れを観測しました。

市内では多くの家屋被害が発生するとともに、被害に遭った家屋では、特に屋根瓦に被害を受けたものが多く、梅雨の時期でもあったことから、多くの家屋の屋根にブルーシートが張られ、応急的な対応をせざるを得ない状況でした。

本市では、市内の全75指定避難所を開設し、最大時750人の市民が避難しました。また、全国から多くの人的・物的支援を受け、災害対応や被災者への支援を展開するとともに、高齢者など、日常生活への復帰に不安を感じる市民の方々にも対応するため、最長8月4日まで避難所開設をしながら、被災者支援に努めました。



中穂積二・三丁目（H30. 6月末）



避難所



市の災害対策本部会議



ボランティアの受付

※1 被災者支援会議

平成30年6月18日に発生した、大阪北部地震等により被災した市民等への支援を円滑に実施するため、災害対策本部の解散にあわせ設置した会議のことです。

③ 国等の動向

近年の大きな国等の動向としては、人口減少と地域経済の縮小の克服に向けて、各地域がそれぞれの特徴をいかした自立的で持続的な社会の創生をめざし、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」※1が積極的に進められているほか、あらゆる場所で、誰もが活躍できる、全員参加型の社会である「ニッポン一億総活躍プラン」※2の実現に向けて、様々な施策が進められています。

その他、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行や、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型に抜本的に変えるための「幼児教育・保育の無償化」などの動きもあります。

今後とも、国等の大きな動向を的確に捉え、また、有効に活用しながらまちづくりを進めていきます。

④ Society5.0 の提唱

Society5.0とは、平成28年1月に閣議決定された「第5期科学技術基本計画」で明記された概念で、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会とされており、すべての市民が、ICTについての専門的な知識や操作を必要とせず、その利便性が感じられる社会とされています。

現在、国や民間企業等においては、生産、販売、消費などの経済活動をはじめ、健康、医療、公共サービスなどの幅広い分野で、様々な取組が進められており、本市におきましても、これらの動向を捉え、市民の利便性の向上に向け、積極的に推進します。

⑤ 新たなまちづくりの拠点

立命館大学大阪いばらきキャンパスの開設や追手門学院大学の新キャンパスの開設など、学生を中心とした新たな流れが生まれているほか、新名神高速道路の開通や JR 総持寺駅の開業など、ヒトやモノの流れが変わるハード整備も進んでいます。

今後、完成したこれらの拠点から生まれる、新たな流れをいかしながら、「活力」と「つながり」のあるまちづくりを進めていく必要があります。



立命館大学大阪いばらきキャンパス



追手門学院大学総持寺キャンパス

※1 **まち・ひと・しごと創生総合戦略**

平成26年に閣議決定された、人口減少に歯止めをかけ、「東京一極集中」の是正を図るための戦略のこと。「しごと」と「ひと」の好循環、それを支える「まちの活性化」を実現するために4つの目標を掲げています。

※2 **ニッポン一億総活躍プラン**

平成28年に閣議決定された、半世紀後の未来においても1億人の国民を維持し、国民それぞれが活躍している一億総活躍社会を実現するための実行計画のことです。名目 GDP600兆円、希望出生率1.8、介護離職ゼロという高い目標を設定し、その達成に向けて取組むとしています。

(2)今後のまちづくりの拠点整備

① 市民会館跡地エリア活用

市民会館跡地エリアの活用は、市民との対話による意見や思いを踏まえ、「育てる広場」をキーコンセプトとした検討を進めており、令和5年度には、新施設を含む第一期エリアの完成を予定しています。

元茨木川緑地、アートや川端康成文学館など自然・文化的要素を備えた南北軸と、にぎわいや移動、交流などの都市的要素を備えた東西軸の2つが交わる場所に立地しており、中心市街地のまちづくりを牽引する起点となることが期待されています。



<Key Concept 「育てる広場」>

市民の皆さまの「ハレの特別な日」や「日常のいごちのよい場」を担うべく、「憩い」、「にぎわい」、「交流」をキーワードに、素敵で使いたくなるような「デザイン」や「仕掛け」を組み込んだ機能(場)を提供します。

これはあくまで“場の提供”であり、その場所をどう使い、どう活動し、そしてどう変えていくかは、市民自身で考え、市民自身の手により、「育てる広場」として作り上げられていきます。

歌う、踊る、散歩する、眺める、待ち合わせ、勉強、お茶…市民の皆さまのいろいろな「やりたい」や「すごし方」を、生み出し育てる「場」をめざします。

② 安威川ダム周辺整備

安威川ダムは、全国でもまれな都市型ダムで、令和3年度末の本体完成を予定しており、周辺の豊かな自然環境と合わせ、ダム建設によって生まれる湖を生かした観光レクリエーションの拠点として市が周辺整備を行うことで、市民の皆さまに親しまれるダムの実現をめざしています。

ダムが市街地と北部地域の結節点に位置していることから、山とまちをつなぐ「ハブ拠点」※1として、ダム周辺整備に取り組み、交流人口や関係人口の拡大を通じて、北部地域だけでなく市全体の活性化に寄与することを期待しています。

<安威川ダム周辺整備の施設整備イメージ図>



※1 ハブ拠点

交通をはじめ、人や物をつなぐ、たまる空間としての要素を有しているハブ的機能を持った拠点のことです。

4 「重点プラン」と「総合戦略」

前期基本計画では、施策体系の枠を超えて、一体的に推進する内容として、施策別計画で掲げる施策・取組の中から重点的に取り組むべきテーマを選定した「重点プラン」を策定しています。

一方、国が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、人口減少の歯止めや東京一極集中の是正に向けた地方版総合戦略として、本市では、総合計画の「重点プラン」との整合性を図りながら「茨木市総合戦略」を策定しています。

これらはいずれも、今後の人口減少、人口構造の変化を見据え、持続可能なまちづくりを推進することとしており、その内容も密接に関係付けていますが、同様の目標を別々の計画で位置付けていることから、進捗管理や優先度などわかりにくい部分もあります。

そこで、後期基本計画では、別々の計画を一本化して効率化を図るとともに、進捗管理も含めてより効果的・機動的に重点施策を取り組んでいくため、前期基本計画で示していた「重点プラン」を「茨木市総合戦略」に整理・統合し、後期基本計画とは別に策定します。

「次期茨木市総合戦略」では、後期基本計画や国の総合戦略を踏まえ、「安全・安心な市民生活」を礎に、市民の皆さま一人ひとりが「豊かさ・幸せ」を実感できる「次なる茨木へ。」向け、人と人とのつながりや活動が生まれる場づくりを通じて、新たな「コト」や「価値」を創造するまちづくりを進めていきます。

～ ブランドメッセージ（ロゴ）～

次なる
茨木へ。



茨木には、次がある。

茨木には、次がある。
大阪市・京都市に次ぐ街。
自然と都市が次いでいる街。
次世代を育む学生が多い街。

次々とひろがる、はてしない未来。

黄色い斜めのストライプ。
その角度は、地球の「地軸」と同じ23.4度。
地軸の傾きは日本に四季をもたらし、
次々と、この街を未来へいざなっている。

次なる茨木は、どうなるだろう。
次なる茨木は、何をするだろう。




次なる茨木へ。
茨木市の新しいメッセージです。

ブランドメッセージは、まちに関わる人たちが、どのような姿をめざしてまちづくりを推進していくのかをイメージし、多くの共感と呼ぶための合言葉であり、デザインです。

平成30年に市制施行70周年の節目を迎えることを契機に、市民ワークショップや市民等による投票を経て決定した、この「次なる茨木へ。」は、次々と変わり続けるまちへの期待感や、本市に関係する方々の活動意欲を喚起したものとなっています。

施策別計画

1 施策の概要

1	まちの将来像	1	ともに支え合い、健やかに暮らせるまち
2	施策	1-1	地域福祉を推進する
3	SDGs 位置付け	  	
4	施策の 必要性	<p>少子高齢化の進展、住民同士のつながりの希薄化などを背景に、市民の福祉ニーズや生活課題が多様化・複雑化しています。「自助」・「互助」・「共助」・「公助」の考え方にに基づき、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人や社会資源が世代や分野を越えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の構築を図る必要があります。</p>	
5	施策の 方向性	<p>地域住民等の支え合いとも連動しながら、年齢や性別、障害の有無等にかかわらず全世代・全対象型の包括的支援体制を推進し、すべての人が健やかに、支え合い暮らせる、みんなが主役の地域共生のまちづくりを進めます。</p>	
6	施策内の 取組	1-1-1	多様な主体の協働による地域福祉の推進
		1-1-2	地域における相談支援体制の充実
		1-1-3	すべての人の権利が守られる地域社会の推進
7	分野別 計画等	総合保健福祉計画	「地域福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」「健康いばらき21・食育推進計画」など、各分野の計画を包含した保健福祉の領域における総合的な計画
		地域福祉計画	住み慣れた地域で、誰もが人としての尊厳を持って個性や能力を生かしながら、社会参加ができ、安心していつまでも暮らすことができるまちづくりを基本理念とする社会福祉法に規定する計画
		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	老人福祉法及び介護保険法の規定に基づき、高齢者福祉事業の供給体制の確保や介護保険事業の円滑な実施に関する事項等を定める計画
		障害者施策に関する長期計画	障害者施策を推進するための基本理念、基本方針を定めることにより、その方向性と内容を明らかにし、今後の障害者施策推進のための指針となる計画

2 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①多様な主体の協働による地域福祉の推進	<p>《現状と課題》</p> <p>民間のボランティア団体や市民活動団体などが地域福祉の推進の担い手として様々な活動を行っていますが、担い手の固定化や高齢化などの問題があります。</p>	<p>《市》</p> <p>福祉活動や更生保護活動などに、子どもや若者、団塊の世代など幅広い世代が参加しやすい環境づくりに努めるとともに、地域のボランティア団体などへの支援を図ります。</p>
	<p>《目標》</p> <p>誰もが気軽に福祉活動やボランティア活動に参加できる環境が整い、地域福祉の担い手となっています。</p>	<p>《市民》</p> <p>福祉活動やボランティア活動への参加に努めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>事業者は、ボランティアの受け入れを積極的に行うとともに、ボランティア活動の充実を図ります。</p>
②地域における相談支援体制の充実	<p>《現状と課題》</p> <p>支援を必要とする市民の発見、見守りの体制を構築するとともに、地域の施設を拠点とし、普段から地域住民が交流し、困ったことがあれば気軽に相談できる場の提供が進められています。</p>	<p>《市》</p> <p>専門相談支援機関を2～3小学校区を1エリアとした14エリアに対応できるよう拡充するとともに、(仮称)地区保健福祉センター※1を2～3エリアを1圏域とする5圏域ごとに整備し、全世代・全対象型の包括的な支援体制を推進します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>地域住民をはじめ、地域の福祉団体、事業者等が連携し、誰もが安心して暮らすことができる地域の協力体制やネットワークが整っています。</p>	<p>《市民》</p> <p>支援を必要とする市民の発見に努めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>事業者や団体は、地域における相談支援のネットワークに参画します。</p>
③すべての人の権利が守られる地域社会の推進	<p>《現状と課題》</p> <p>虐待を未然に防止し、早期に発見するとともに、成年後見制度※2等の活用など、権利擁護に関する取組をさらに推進する必要があります。また、啓発活動や福祉教育を地域の福祉団体や事業者等と進めています。</p>	<p>《市》</p> <p>人と人との相互理解を深めるため、地域住民との交流や福祉教育の推進に積極的に取り組みます。また、虐待防止を図るための広報その他の啓発活動や相談、支援、ネットワークの充実に努めます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>高齢者や障害者に対する虐待や人権侵害のない、その人らしい生活を送ることができる地域社会が形成されています。</p>	<p>《市民》</p> <p>虐待と思われる事象を見聞きした時は、必要な機関に連絡します。また、人権意識の向上に努めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>関係機関が連携し、虐待の早期対応を図ります。また、事業所や団体の職員、構成メンバーの人権意識の向上に努めます。</p>





※1 (仮称)地区保健福祉センター

市民の健康づくりや複合的な生活課題(高齢者、障害者、子ども、生活困窮者、認知症、虐待等)を抱える人及び世帯への包括的な相談支援を担うワンストップ窓口です。

※2 成年後見制度

認知症及び知的・精神障害などにより判断能力が十分でない方が不利益を被らないよう家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度です。

1 施策の概要

1	まちの将来像	1	ともに支え合い、健やかに暮らせるまち
2	施策	1-2	高齢者への支援を推進する
3	SDGs 位置付け	   	
4	施策の 必要性	<p>高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が増加し、同時に、認知症高齢者も増加傾向にあります。また、医療や介護が必要な高齢者が増加する一方で、地域や家族による高齢者を支える力が低下しています。</p> <p>そのため、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、健康づくり、生きがいがづくり、日常生活の自立支援など、総合的な施策の推進が必要です。</p>	
5	施策の 方向性	<p>元気で活動的な高齢者も社会の支え手の一員となることのできるよう体制を整備し、高齢者の社会参加の機会が充実するなど、地域の活性化を図ります。</p> <p>高齢者が医療や介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域や住まいで、自立した生活ができる環境を整備します。</p>	
6	施策内の 取組	1-2-1	地域活動・社会参加の促進
		1-2-2	地域包括ケアシステム等の推進
7	分野別 計画等	総合保健福祉計画	「地域福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」「健康いばらき21・食育推進計画」など、各分野の計画を包含した保健福祉の領域における総合的な計画
		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	老人福祉法及び介護保険法の規定に基づき、高齢者福祉事業の供給体制の確保や介護保険事業の円滑な実施に関する事項等を定める計画


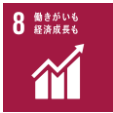


2 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①地域活動・社会参加の促進	<p>《現状と課題》</p> <p>高齢者人口は、大きく伸びていますが、老人クラブやシルバー人材センターの会員数は伸び悩んでいます。そのため、地域の高齢者団体の拡充が必要です。</p>	<p>《市》</p> <p>地域の相互扶助や地域課題解決のために活動する団体、これまでの豊かな経験・技能をいかして活動する団体など、多様な高齢者団体を支援し連携することにより、高齢者の居場所と出番の創造に努めます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>行政や関係団体等が連携を図りながら、高齢者が地域において、いきいきと暮らすことができるよう、ボランティア活動の支援等、生きがいづくりや社会参加の機会の充実が図られています。</p>	<p>《市民》</p> <p>積極的に、ボランティア活動や地域の活動に参加し、生きがいづくり、健康づくりに取り組みます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>多様な高齢者団体やボランティア団体等が魅力ある活動を展開し、社会参加をしたい高齢者の生きがいづくりの場を多様な形で提供しています。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
②地域包括ケアシステム※1等の推進	<p>《現状と課題》</p> <p>認知症やひとり暮らし高齢者、高齢者世帯が増えています。いつまでも住み慣れた地域で生活できるよう、医療、介護、予防生活支援等が、一体的かつ適切に提供される必要があります。また、複合化、複雑化した課題を抱える高齢者世帯に対し、包括的に支援する体制が求められています。</p>	<p>《市》</p> <p>包括的な相談体制や多職種協働による地域ケア会議等での検討により、課題を抱える認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等に対し、適切な在宅サービスの提供や地域で支援する体制を整備するなど、高齢者等が地域で住み続けることができる地域包括ケアシステムを推進します。また、在宅生活が困難な高齢者に対する施設整備を促進します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>地域包括支援センター等が中心となり、地域における相談や支え合い体制が充実しています。健康づくりや見守り、生活支援、介護サービスが切れ目なく提供され、また、在宅医療と介護の連携が推進されるなど、高齢者が安心して住み続けることができる環境が整っています。さらに、年齢や性別、障害の有無等にかかわらず、全世代、全対象型での支援体制が整っています。</p>	<p>《市民》</p> <p>自ら積極的に介護予防に取り組み、認知症予防や健康づくりに取り組みます。また、高齢者も含む多様な人々が地域社会の「支え手」として活躍するなど、地域の活動に参加し、地域力を高めます。さらに、もしものときのために、自らが望む人生の最終段階の医療・ケアについて、周囲の信頼する人たちと話し合い、共有します。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>地域の各関係団体が連携し、高齢者を支援する体制を整備することにより、地域力を高めます。</p>

※1 地域包括ケアシステム

高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいの五つのサービスが包括的に提供される支援体制です。

1 施策の概要

1	まちの将来像	1	ともに支え合い、健やかに暮らせるまち
2	施策	1-3	障害者への支援を推進する
3	SDGs 位置付け	   	
4	施策の 必要性	<p>障害者一人ひとりが、地域で自立した生活を送るためには、障害者の尊厳が守られ、社会参加を妨げる障壁のない地域づくりを推進する必要があります。また、障害者の自立につながるよう、障害福祉サービスの適正な提供に取り組むとともに、虐待や差別のない誰もが安心して暮らせる共生社会の構築が必要です。</p>	
5	施策の 方向性	<p>茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例※1にのっとり、障害福祉サービスの充実や雇用・社会参加を進めるとともに、障害を正しく理解し、合理的配慮※2が適切に提供され、誰もが地域社会で自立して安心して生活できる共生社会の構築を進めます。</p>	
6	施策内の 取組	1-3-1	障害福祉サービスの充実
		1-3-2	障害者の雇用・就労対策の促進
		1-3-3	障害者の社会活動への参加促進
7	分野別 計画等	総合保健福祉計画	「地域福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」「健康いばらき21・食育推進計画」など、各分野の計画を包含した保健福祉の領域における総合的な計画
		障害者施策に関する長期計画	障害者施策を推進するための基本理念、基本方針を定めることにより、その方向性と内容を明らかにし、今後の障害者施策推進のための指針となる計画
		障害福祉計画	障害者施策に関する長期計画を上位計画とし、基本方針を実現するための実施計画

2 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①障害福祉サービスの充実	<p>《現状と課題》</p> <p>一人ひとりに応じたサービスの提供や制度の充実を図ってきましたが、「親なき後」等、様々な課題のある障害者が地域で安心して暮らせるよう、障害福祉サービスや医療、その他制度のさらなる効果的な利用が図られる必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>障害福祉サービス等の拡充に努めるとともに、サービスの適正化、質の向上が図られるよう、相談支援体制の強化や事業所への指導等に取り組みます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>どの地域においても、障害種別や程度にかかわらず、一人ひとりの必要性に応じた障害福祉サービス等が利用できています。</p>	<p>《市民》</p> <p>障害者自らが選択し、一人ひとりのニーズにあった障害福祉サービス等を利用することで、地域社会で自立した生活を送ります。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>障害福祉サービス事業所は、適正な事業運営とサービスの質の向上に努め、障害者の日常生活等を支援します。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
②障害者の雇用・就労対策の促進	<p>《現状と課題》</p> <p>障害者の就労については、就労支援する事業所が中心となって支援を進めていますが、工賃の向上が進んでいないことや、一般就労へ十分に結びついていない状況があります。</p>	<p>《市》</p> <p>庁内職場実習やスマイルオフィス※3などの就労支援事業を継続するとともに、ハローワーク等の関係機関と連携して、障害者雇用を進める企業に働きかけるなど、障害者の一般就労に向けた支援を行います。また、工賃向上に向けた事業所支援や、販売機会拡大の支援を行います。</p>
	<p>《目標》</p> <p>障害のある人がいきいきと働き、力を発揮できる就労支援の体制が整っています。</p>	<p>《市民》</p> <p>障害を正しく理解し、お互いを支え合いながらともに働きます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>事業者は、障害者雇用に対する理解を深め、障害者の就労機会・就労の場の拡大を図ります。また、工賃向上に向け、販売機会の拡大や商品の生産性・魅力向上に努めます。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③障害者の社会活動への参加促進	<p>《現状と課題》</p> <p>障害者が気軽に外出し、活動参加する機会が十分でなく、主体的に社会活動に参加するための取組が必要です。</p>	<p>《市》</p> <p>障害者が多様な社会活動に積極的に参加できる機会を創出するとともに、障害者自身が主体的に企画できるよう支援します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>障害者が自分らしく生きがいを感じられる社会活動への参加の機会が充実し、積極的に地域での生活ができています。</p>	<p>《市民》</p> <p>地域での活動や行事において、障害のある人もない人も積極的に参加できる環境を、障害者（児）とともに作り出します。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>事業者や団体は、障害者への理解を深め、障害者が積極的に社会活動へ参加できるよう支援します。</p>

※1 茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり

障害のある人もない人も地域で共に支え合う「共に生きるまち茨木」を実現することを目的に、障害を理由とする差別の解消、多様なコミュニケーション手段による情報の取得や意思疎通、誰もが安心して暮らしつづけられるまちづくりの取組の方向性等を定めた、障害者に関する総合的な条例（平成30年4月1日施行）です。


※2 合理的配慮

障害のある人のくらしの中で、バリアや困りごとになるようなこと・ものを取り除くために、過重な負担にならない（大変すぎない）範囲の中で必要な工夫や手助けなどを行うことです。

※3 スマイルオフィス

市が障害者を短期間雇用し、庁内の各課から依頼のあった作業や事務処理を請け負うことにより、社会人としての姿勢や仕事に取り組む意欲を高めることで就労を促進するものです。

1 施策の概要

1	まちの将来像	1	ともに支え合い、健やかに暮らせるまち
2	施策	1-4	生活困窮者への支援を推進する
3	SDGs 位置付け		
4	施策の 必要性	景気の低迷や雇用環境の変化、超高齢社会の到来などの影響を受けて、最低限度の生活を維持することが困難な世帯が増えており、生活保護制度をはじめとしたセーフティ・ネット機能の充実が求められています。	
5	施策の 方向性	生活に困窮する市民に対し、様々なサービスを適切に提供するとともに、困窮状態から自立が図られ、誰もが安心して生活ができるまちづくりを進めます。	
6	施策内の 取組	1-4-1	生活保護制度の適正実施
		1-4-2	生活困窮者への自立の支援
7	分野別 計画等	総合保健福祉計画	「地域福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」「健康いばらき21・食育推進計画」など、各分野の計画を包含した保健福祉の領域における総合的な計画
		地域福祉計画	住み慣れた地域で、誰もが人としての尊厳を持って個性や能力を生かしながら、社会参加ができ、安心していつまでも暮らすことができるまちづくりを基本理念とする社会福祉法に規定する計画

2 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①生活保護制度の適正実施	<p>《現状と課題》</p> <p>生活保護受給世帯は、減少傾向にありますが、近年減少率は鈍化しています。高齢化のさらなる進行にともない、今後は自立困難な世帯が増加することが予想されます。</p>	<p>《市》</p> <p>生活保護制度の理念にのっとり、受給者が真に必要な支援を適正に実施します。また、生活保護制度についての周知を図るとともに、受給者に対しては、就労による自立と健康の保持・増進に努めるよう支援します。なお、事業の周知を図り、不正・不適切な受給に対しては、厳正に対応します。</p>
		<p>《市民》</p> <p>生活保護制度の理解に努めます。困ったときには互いに支え合い、助け合う地域づくりに努めます。</p>
	<p>真に支援が必要とされる市民に保護が実施されるとともに、被保護世帯が安心して生活ができるよう、また自立できるよう様々な支援が図られています。</p>	<p>《事業者・団体》</p> <p>事業者は、求職者の受け入れに努めます。また、地域の団体は支援を必要とする市民の把握に努めます。</p>
②生活困窮者への自立の支援	<p>《現状と課題》</p> <p>現在、生活保護は受けていないが、経済的困窮や社会的孤立により、生活保護に至る可能性のある市民が増加しています。</p>	<p>《市》</p> <p>生活困窮者の状況を把握し、就労支援をはじめとして、生活困窮者の状況に応じて、適切な支援策を早期に包括的に実施します。</p>
		<p>《市民》</p> <p>経済的自立に努めます。困ったときには互いに支え合い、助け合う地域づくりに努めます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>生活に困窮している市民が、いつでも相談ができ、必要な支援を受けることで困窮状態からの自立が図られています。</p>	<p>《事業者・団体》</p> <p>事業者は、就職困難者の雇用及び実習生の受け入れに努めます。また、地域の団体は支援を必要とする市民の把握に努めます。</p>

1 施策の概要

1	まちの将来像	1	ともに支え合い、健やかに暮らせるまち
2	施策	1-5	健康づくりや地域医療を充実する
3	SDGs 位置付け	  	
4	施策の 必要性	<p>急速に進展する少子高齢化や悪性新生物、高血圧症、脳卒中、糖尿病の増加などの疾病構造の変化等に伴い、医療費・介護給付費の適正化と限りある医療資源の有効活用が求められる中、健康寿命の延伸に向けた生活習慣病の発症予防や重症化予防を図るための取組がますます重要となっています。また、入院、外来、在宅医療などの地域における需要と供給のバランスを踏まえた医療提供体制や災害医療にかかる医療提供体制の確保が課題となっています。</p>	
5	施策の 方向性	<p>地域住民の健康保持・増進及び疾病予防を図る地域医療の充実に向け、地区担当制による保健活動の推進などを積極的に展開し、市として取り組むべき医療・保健・食育施策を推進します。地域で安心して暮らせるまちをめざし、地域医療体制の充実を図るとともに、すべての市民が主体的に地域との連携協力により健康づくりに取り組みます。</p>	
6	施策内の 取組	1-5-1	健康づくりの推進
		1-5-2	感染症予防対策の推進
		1-5-3	地域医療体制の確保
7	分野別 計画等	総合保健福祉計画	「地域福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」「健康いばらき21・食育推進計画」など、各分野の計画を包含した保健福祉の領域における総合的な計画
		健康いばらき21・食育推進計画	乳幼児期から高齢期まで、生涯を通じた効果的な健康づくりを行うための推進体制を充実し、生活習慣病予防と市民の健康寿命の延伸に向けた具体的な目標を定める計画
		新型インフルエンザ等対策行動計画	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、感染力の強い新型インフルエンザ等の発生に対し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響を最小限に抑えることを目的として定める計画
		国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)・特定健康診査等実施計画	健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的・効率的な保健事業の実施を図る計画(データヘルス計画) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、特定健診等に関する内容を定めた計画(特定健康診査等実施計画)
		いのちを支える自殺対策計画	誰もが追い込まれることのない社会の実現をめざし、自殺対策を生きることの包括的な支援とし推進する計画

2 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①健康づくりの推進	<p>《現状と課題》</p> <p>子どもから高齢者まで医療や介護サービスの需要が増大するなか、市民が健やかに生活し、健康寿命が延伸する社会をめざして予防・健康管理等に取組む必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>三師会※1等関係団体と連携しながら、健(検)診の実施やその結果等を活用した保健指導、健康づくり、食育推進に関する施策を実施するとともに、保健活動を充実し、生活習慣病の発症及び重症化予防に取り組めます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>市民一人ひとりが健康意識を高め、運動習慣や栄養バランスの良い食事など望ましい生活習慣を身につけるとともに、定期的に健(検)診を受診することにより、健康寿命が延伸しています。</p>	<p>《市民》</p> <p>健康づくりの主役は市民一人ひとりであるとの考え方に立ち、健(検)診を受診するなど積極的に健康づくりに取り組めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>生活習慣病の重症化予防に向け、三師会、医療機関等は市と連携して情報提供や相談支援に努めます。</p>
②感染症予防対策の推進	<p>《現状と課題》</p> <p>新たな感染症や既知の感染症の再興も想定される中、感染症の発生の予防やまん延の防止のため、正しい知識の普及や情報の収集・整理を、国・府と連携して進めることが求められています。</p>	<p>《市》</p> <p>感染症に関する正しい知識の普及を図り、子どもと高齢者に、予防接種の接種機会を提供します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>市民一人ひとりが正しい知識を持ち、必要な準備を進め、適切に対応できる状態になっています。</p>	<p>《市民》</p> <p>感染症に対する正しい知識を持ち、感染症予防に努めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>三師会、医療機関等は市と連携協力し、希望する市民に、予防接種の接種機会を提供します。</p>
③地域医療体制の確保	<p>《現状と課題》</p> <p>今後、循環器系疾患※2を中心に高齢者に多い疾患の医療需要が増加すると考えられるため、入院・外来医療や在宅療養、初期予防に関する医療を円滑に受けられる地域医療連携体制の確保がより重要となっています。また、ニーズが高い小児初期医療や災害時の医療提供体制の確保が求められています。</p>	<p>《市》</p> <p>府や医療圏内の近隣自治体、医療機関と協議しながら、主に手術、救急を担当する地域の入院医療の拠点となる医療機関を中心とした地域完結型医療提供体制の充実に努めます。また、安定的な小児救急体制や災害の種類、規模に応じた医療提供体制の充実に努めます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>地域完結型医療※3提供体制が確保されています。また、医療関係機関や行政等の連携協力により、災害時の医療提供体制が確保されています。</p>	<p>《市民》</p> <p>積極的に健康診断を受診するなど健康維持、生活習慣病に対する予防等を心がける、緊急性のない救急外来の受診を控える等、医療機関が患者に適切な医療が提供できるよう協力します。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>それぞれの役割分担のもと、生活習慣病に対する予防医療、在宅医療、外来医療、救急を含む入院医療が互いに連携・補完しあいながら、市民への医療提供が円滑に行われるよう、体制整備に努めます。</p>

※1 三師会

茨木市医師会・茨木市歯科医師会・茨木市薬剤師会のことを言います。

※2 循環器系疾患

体液を決まった形で体内循環させる器官を循環器といいます。循環器系疾患の代表的なものとしては、高血圧性疾患、狭心症、急性心筋梗塞などの虚血性心疾患、くも膜下出血、脳梗塞などの脳血管疾患があります。

※3 地域完結型医療

医療機能の分化・連携を推進することにより、急性期から回復期、在宅療養に至るまで、地域全体で切れ目なく必要な医療が提供される医療のことを言います。

1 施策の概要

1	まちの将来像	1	ともに支え合い、健やかに暮らせるまち
2	施策	1-6	社会保険制度を安定的に運営する
3	SDGs 位置付け	 	
4	施策の 必要性	<p>年金、医療、介護分野においては、社会保険制度を基本とし、保険給付の適正化に取り組み、給付と負担の両面にわたる世代間の公平性の確保を図る必要があります。</p> <p>国における社会保障制度改革の趣旨を踏まえ、少子高齢化社会においても、安心して健やかに暮らすことができる、持続可能な社会保険制度の推進に努めていく必要があります。</p>	
5	施策の 方向性	<p>社会保険制度の趣旨を踏まえ、すべての世代が相互に支えあい、健やかに暮らすことのできる仕組みを維持するため、財政運営の健全化と安定化を図り、市民の安心を確保します。</p>	
6	施策内の 取組	1-6-1	介護保険制度の安定的な運営
		1-6-2	国民健康保険制度の安定的な運営
		1-6-3	後期高齢者医療制度の安定的な運営
		1-6-4	国民年金制度の普及・啓発
7	分野別 計画等	国民健康保険保健事業実施計画 (データヘルス計画)・特定健康診 査等実施計画	健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的・効率的 な保健事業の実施を図る計画(データヘルス計画) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、特定健診等に関す る内容を定めた計画(特定健康診査等実施計画)
		高齢者保健福祉計画・介護保険 事業計画	老人福祉法及び介護保険法の規定に基づき、高齢者福祉事業の 供給体制の確保や介護保険事業の円滑な実施に関する事項等を 定める計画

2 取組の目標及び各主体が行うこと


取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①介護保険制度の安定的な運営	<p>《現状と課題》</p> <p>高齢者数の増加に伴い、介護サービスを必要とする人が増え、介護サービスの給付に要する費用も増加し続けています。 一方、介護サービスを提供する人材が不足しており、その解消が急務となっています。</p>	<p>《市》</p> <p>介護予防・健康づくりによる元気な高齢者の増加や給付の適正化、保険料の収納対策を通じて、財源の確保に向けた取組の強化を図るとともに、介護サービスを安定的に提供し、介護サービス事業所への指導等により、サービスの質の向上を図ります。 また、介護従事者の確保・育成・定着に向けた支援に取り組みます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>介護保険制度が健全に運営されているとともに、質の高い介護サービスが、安定的に提供されています。また、介護予防・日常生活支援総合事業における多様なサービスが提供されています。</p>	<p>《市民》</p> <p>介護予防・健康づくりに努めるとともに、保険料の納期限内の納付に努めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>介護サービス事業所は、適正な事業運営を図るとともに、質の高いサービスを提供します。 また、住民主体のボランティアも介護予防事業に取り組みます。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
②国民健康保険制度の安定的な運営	<p>《現状と課題》</p> <p>持続可能な国民健康保険制度をめざし、平成30年度から開始された国民健康保険制度の都道府県単位化のもと、被保険者間の受益と負担の公平性の確保や健康づくり・医療費適正化への取組の推進を図る必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>特定健診等の推進により被保険者の健康の保持・増進を図るとともに、レセプト点検※1の強化や適正受診啓発による給付の適正化及び保険料収納対策の推進により、事業の安定的で健全な運営に努めます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>都道府県単位化により、財政運営の主体となった大阪府と連携し、市民の安心のために、健全で安定的な制度運営が図られています。</p>	<p>《市民》</p> <p>医療機関への適正受診や自らの疾病予防・健康管理に努めるとともに、保険料の納期限内の納付に努めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>三師会及び大阪府国民健康保険団体連合会は、市と協力し、制度の適正な運営に努めます。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③後期高齢者医療制度の安定的な運営	<p>《現状と課題》</p> <p>平成20年度開始以来、制度は定着していますが、高齢者数の増加による医療費の増大に伴い、制度運営のための公費負担と若年層からの支援金が増加を続けています。</p>	<p>《市》</p> <p>保険料の収納確保を図るほか、高齢者に配慮したきめ細やかな取組や対応に努めます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>運営主体である大阪府後期高齢者医療広域連合と連携し、市民の安心のために、健全で安定的な制度運営が図られています。</p>	<p>《市民》</p> <p>医療機関への適正受診や自らの疾病予防・健康管理に努めるとともに、保険料の納期限内の納付に努めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>大阪府後期高齢者医療広域連合は、市と協力し、制度の適正な運営に努めます。</p>

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
④国民年金 制度の普 及・啓発	<p align="center">《現状と課題》</p>	<p align="center">《市》</p>
	<p>国民年金保険料の負担感や制度そのものへの不信感が若年層を中心に広がっており、国民年金への加入率及び保険料納付率は低調な状況です。</p>	<p>加入促進・受給権の確保のため、受給資格期間の短縮や産前産後の免除制度等の新たな制度の周知に努めるとともに、窓口等での相談業務の充実に努めます。</p>
	<p align="center">《目標》</p>	<p align="center">《市民》</p>
	<p>日本年金機構との協力連携を通じて、制度の普及・啓発に努め、20歳以上市民の加入漏れ・届け出漏れがなくなるとともに、保険料納付率も向上しています。</p>	<p>国民年金制度の趣旨を理解し、加入届出を行い、保険料の納期限内の納付に努めます。</p>
		<p align="center">《事業者・団体》</p> <p>日本年金機構は、市と協力連携し、制度の普及・啓発に努め、加入促進・受給権の確保に努めます。</p>

※1 レセプト点検

医療費の適正化を図るために、病院等を受診した際の診療内容や薬の処方内容について、病院から保険者に対して提出されるレセプト(診療報酬明細書)の内容や金額に誤りがないかを点検することです。

1 施策の概要

1	まちの将来像	2	次代の社会を担う子どもたちを育むまち	
2	施策	2-1	すべての子どもの育ちを支援する	
3	SDGs 位置付け			
4	施策の 必要性	<p>本格的な人口減少社会の到来を迎える中、少子化問題に対応するため、妊娠期から子育て期にかけての切れ目のない支援の推進と、待機児童の解消など仕事と子育てを両立できる環境の整備を図ることが喫緊の課題となっています。また、幼児期の教育・保育が人格形成の基礎を培うことから、就学前の質の高い教育・保育の総合的な提供が求められています。さらに、社会的な支援が必要な子ども・家庭をはじめとした、すべての子どもの育ちと子育てを社会全体で支えていく必要があります。</p>		
5	施策の 方向性	<p>次世代育成支援行動計画に基づき、すべての子ども・家庭の状況に応じた切れ目のない支援を行うことにより、子どもの健やかな育ちを保障するとともに、安心して子育てできる環境を整えます。</p>		
6	施策内の 取組	2-1-1	いばらき版ネウボラの推進	
		2-1-2	子どもの健やかな育ちを等しく支援	
		2-1-3	幼児教育と保育の質と量の充実	
7	分野別 計画等	次世代育成支援行動計画	すべての子どもの育ちと子育てを切れ目なく、社会全体で支えるための施策を示す計画	
		障害児福祉計画	障害者施策に関する長期計画を上位計画とし、障害児支援の基本方針を実現するための実施計画	
		総合保健福祉計画	「地域福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」「健康いばらき21・食育推進計画」など、各分野の計画を包含した保健福祉の領域における総合的な計画	
		健康いばらき21・食育推進計画	乳幼児期から高齢期まで、生涯を通じた効果的な健康づくりを行うための推進体制を充実し、生活習慣病予防と市民の健康寿命の延伸に向けた具体的な目標を定める計画	

2 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①いばらき 版ネウボラ ※1の推進	<p>《現状と課題》</p> <p>子育て世代包括支援センターにおいて、母子保健分野と子育て支援分野の連携により、妊娠期からの支援に努めていますが、子育て環境の変化や児童虐待など、多様化する課題への対応の充実が必要となっています。</p>	<p>《市》</p> <p>子育て支援に関するワンストップサービスの提供を充実するため、母子保健機能及び子育て支援機能を中心とした拠点整備を行うとともに、関係機関と密に連携を図り、子育て支援サービスの充実を進めつつ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。 また、子どもやその保護者に寄り添いながら支援し、児童虐待の発生を防止します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>妊娠・出産・子育ての切れ目のないサポートの提供や必要な子育て支援サービスが有効に活用されるなど、安心して子どもを産み育てることができる環境が整っています。</p>	<p>《市民》</p> <p>妊婦健康診査、乳幼児健康診査等を受診し、個々のニーズに応じた子育て支援サービスを利用します。 また、子育て家庭の変化に気づき、地域で子育てを支えます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>医療機関、福祉施設、その他関係機関等は市と連携して、子育て家庭を地域で支援する取組に努めます。</p>
②子どもの 健やかな育 ちを等しく支 援	<p>《現状と課題》</p> <p>児童手当などの給付を行い、こども医療の拡充を図るとともに、障害のある児童の社会生活等を支えるための療育サービスを充実し、児童虐待の早期対応等に努めています。また、ひとり親家庭に対する自立支援員による相談援助、自立支援給付金の支給等を行っています。今後も、子どもの貧困対策をはじめ、様々な立場の子ども・家庭への支援に努める必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>子ども・子育て支援施策の拠り所として、次世代育成支援行動計画に基づき、児童虐待への対応や発達支援、医療費の助成やひとり親家庭への支援、修学意欲のある若者へのサポートなど個々の状況に応じた支援が行える体制を整えます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>社会的な支援が必要な子ども・家庭をはじめとする様々な状況にある子どもが健やかに育つための環境が整っています。</p>	<p>《市民》</p> <p>子育て家庭の孤立化を防ぐとともに早期の通告による虐待の予防に努めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>一般事業主行動計画※2の策定をはじめ、従業者の子育て支援に努めます。</p>

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③幼児教育と保育の質と量の充実	<p align="center">《現状と課題》</p>	<p align="center">《市》</p>
	<p>保護者の就労等の事情や幼児教育・保育の無償化による保育ニーズの高まりから、多くの待機児童が生じている現状があります。幼児期の教育や保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、すべての子どもに等しく提供される必要があります。</p>	<p>幼稚園、認定こども園※3、保育所等の整備を計画的に進めるとともに、それらの施設で質の高い教育・保育の提供を行えるよう施策の充実に努めます。</p>
	<p align="center">《目標》</p>	<p align="center">《市民》</p>
	<p>待機児童が解消されるとともに、保護者のニーズに応じた質の高い幼児教育・保育が総合的に提供されています。</p>	<p align="center">《事業者・団体》</p> <p>幼児教育・保育に関わる事業者は、多様化する保護者のニーズに迅速かつ適切に対応できる質の高い教育・保育環境の提供に努めます。</p>

※1 ネウボラ

フィンランド語で「アドバイスを受ける場所」のことを言い、妊娠、出産から就学前までの育児を切れ目なく継続的に支援することを特徴とした子育て支援施設及びその制度です。

※2 一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が従業者の仕事と子育ての両立を図るための環境整備などに取り組むための対策や実施時期を定めるものです。

※3 認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

1 施策の概要

1	まちの将来像	2	次代の社会を担う子どもたちを育むまち	
2	施策	2-2	地域ぐるみの子育てを推進する	
3	SDGs 位置付け			
4	施策の 必要性	<p>子育ての第一義的責任は保護者にあると言われていますが、核家族化が進展し、近隣との関係が希薄化していることなどから、子育て家庭の孤立化等が危惧されます。地域における様々な立場の人たちが互いに連携・協力し、子育てに関わることで、地域の子育て力を充実していくことが求められます。</p>		
5	施策の 方向性	<p>地域の様々な人材が連携・協力し、子育てを支援することで、親子ばかりではなく世代を超えた人たちの交流の場が充実するなど、「子育てでつながる地域社会」の実現をめざします。</p>		
6	施策内の 取組	2-2-1	交流の場の充実	
		2-2-2	子育て支援の輪づくり	
		2-2-3	地域の人材を活用した子育て支援	
7	分野別 計画等	次世代育成支援行動計画		すべての子どもの育ちと子育てを切れ目なく、社会全体で支えるための施策を示す計画


2 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①交流の場の充実	<p>《現状と課題》</p> <p>身近な地域で子育て中の親子が気軽に楽しくつどい、情報交換ができる場の充実に努めています。今後子育てを担う子どもたちへの関わりとして、子育て中の親子が子育ての楽しさを伝える機会を増やす必要があります。また、父親の参加や学生・高齢者等との交流の場の充実が必要です。</p>	<p>《市》</p> <p>子育て中の親子が利用しやすい身近な地域での交流の場を展開するとともに、交流の活性化を推進します。子育て中の親子が主役となり、次世代の子育てへの啓発を行えるよう積極的に学校等との連携を図ります。</p>
	<p>《目標》</p> <p>子育て中の親子が気軽に交流できる場が地域の中に充実しています。</p>	<p>《市民》</p> <p>ホームページや、SNSなどのソーシャルメディア※1からの情報を活用しつつ、直接顔を合わせて情報交換するなど、積極的な交流をします。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>事業者は親子交流の場を運営するとともに、商業スペースなどで交流の場を提供します。学校等において、子育て中の親子と交流する事業を積極的に取り組みます。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
②子育て支援の輪づくり	<p>《現状と課題》</p> <p>子育てに関する情報の共有や子育てに関わっている人たちがつながるための連絡会を行っています。お互いの特色を認め合い、地域での連携をより高めるための体制を整備する必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>子育て支援者だけでなく子育て中の当事者も含めた連携の場を設け、地域での子育て力を向上します。身近な地域ごとに子育て支援の拠点を配置し、互いに連携することで支援の隙間をなくします。</p>
	<p>《目標》</p> <p>地域に根差した子育て支援の輪をつくり、それぞれが互いに支え合いながら、特色をいかした活動が展開されています。</p>	<p>《市民》</p> <p>様々な支援等を利用したり、イベントに参加・協力します。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>支援者は、それぞれの持つ特色を最大限にいかした活動を展開するとともに、他の支援者と連携し、情報交換等を積極的に行いながら、有意義な情報提供を行います。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③地域の人材を活用した子育て支援	<p>《現状と課題》</p> <p>地域には、育児、学習、生活等の様々な知識を持つ高齢者などの子育て経験者や民生委員・児童委員、地区福祉委員がいます。また、子育て支援をしている民間団体などがあります。それらの地域の人材をより一層活用することが必要です。</p>	<p>《市》</p> <p>子育て経験者、民生委員・児童委員、地区福祉委員、民間団体などが連携・協力しやすくなるようきつかけづくりや、高齢者などの経験・知識・技術などをいかした子育て支援活動の周知を行います。</p>
	<p>《目標》</p> <p>地域の人材が様々な形で活用され、地域住民の経験・知識・技術等をいかした活動が展開されています。</p>	<p>《市民》</p> <p>経験・知識・技術等をいかすなど、積極的に活動・参加します。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>経験・知識・技術等をいかすなど、積極的に活動・参加するとともに、積極的に活動・参加する市民に協力します。</p>

※1 ソーシャルメディア

SNS、ブログなど、インターネットを利用して「1対多」「多対多」の双方向でのコミュニケーションを促進するサービスの総称です。

1 施策の概要

1	まちの将来像	2	次代の社会を担う子どもたちを育むまち	
2	施策	2-3	「生きる力」を育む教育を推進する	
3	SDGs 位置付け			
4	施策の 必要性	<p>平成18年の「教育基本法」改正により新しい時代の教育の基本理念が示された後、2回目の改訂となる新学習指導要領が、令和2年には小学校、令和3年には中学校で全面実施となります。子どもたちが生きる社会は、「少子高齢化」「子どもの貧困」「学力格差」などが社会問題となっていることに加え、情報化やグローバル化などの社会の変化や、AI※1の進化が急速に進むと予想されています。次代を担う子どもたちには、社会の変化に柔軟に対応し困難を乗り越える力、知識や技能を活用して課題を解決する力、人間ならではの感性を働かせ新たな価値を生み出す力、多様な他者と協働し、未来を切り拓く力を育む必要があります。</p>		
5	施策の 方向性	<p>すべての児童・生徒の「生きる力」、すなわち「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」と、その基盤となる「非認知能力※2」の育成を進め、これからの社会を生き抜く資質・能力を育むことをめざします。また、個人の可能性を最大限引き出すため、学校園をはじめ保育所、関係諸団体が連携して就学前から中学校卒業まで一貫した「きめ細やかで質の高い教育」を保障し、「学びを通じた信頼される学校づくり」を進めます。</p>		
6	施策内の 取組	2-3-1	「確かな学力」の充実	
		2-3-2	「豊かな心」の醸成	
		2-3-3	「健やかな体」の育成	
		2-3-4	学校支援体制の充実	
7	分野別 計画等	次世代育成支援行動計画	すべての子どもの育ちと子育てを切れ目なく、社会全体で支えるための施策を示す計画	
		茨木っ子グローイングアッププラン	本市教育委員会が、平成20年度より3年間を一つのサイクルとして実施してきた第1～4次学力・体力向上計画の成果と課題をもとに策定した計画	
		いじめ防止基本方針	いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づいて、これまで本市が示してきた事項をあらためて確認・徹底し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための方針	

2 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①「確かな学力」の充実	<p>《現状と課題》</p> <p>学校と市教育委員会が、「茨木っ子プラン22」から始まる計12年にわたる学力向上施策に取り組んだ結果、児童・生徒の学力は着実に向上していますが、さらに小中学校が連携して学力課題を克服する必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>学校と市教育委員会は、新プランにおいても学力向上施策に継続して取り組めますが、特に就学前を含めた保幼小中連携や市立図書館等との連携を図って「質の高い教育」をめざします。</p>
	<p>《目標》</p> <p>小中学校が連携して学力向上にかかる組織的・計画的な取組を推進しており、児童・生徒は学習習慣を身につけ、知識や技能を活用して学習に取り組み、学ぶ喜びを実感しています。</p>	<p>《市民》</p> <p>市教育委員会作成の「家庭で学力を育てるヒント」などを参考にしながら、学校と家庭が連携して取り組みます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
②「豊かな心」の醸成	<p>《現状と課題》</p> <p>互いに高めあう人間関係づくりをめざして「ゆめ力」「自分力」「つながり力」※3の育成を図っていますが、いじめ・不登校等の問題事象、特にインターネットを通じて行われるいじめ事象への対応が必要です。</p>	<p>《市》</p> <p>道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、「茨木市いじめ防止基本方針」に基づく取組や、自己肯定感や自己有用感※4を高める取組、SC・SSW※5などの専門家の活用により、いじめや不登校の未然防止・早期発見・早期対応を図ります。</p>
	<p>《目標》</p> <p>一人ひとりの児童・生徒が基本的な倫理観や規範意識を身につけ、学校生活全体の中で自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを実感し、安心して学ぶことができています。</p>	<p>《市民》</p> <p>あいさつ運動や見守り活動など社会全体で豊かな心を育む取組を推進します。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>事業所は職場体験活動の受け入れを通じて、子ども会等の青少年育成団体は、自然体験活動や集団宿泊体験活動を通じて、児童・生徒の道徳性の育成に努めます。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③「健やかな体」の育成	<p>《現状と課題》</p> <p>新体力テスト※6の結果を活用し、生涯にわたって健康な体と体力の維持・向上を図ろうとする基礎を培う必要があります。また、学校給食等においては、正しい食習慣の習得と健やかな発達のため、食育を推進するとともに、食物アレルギー対応の充実が必要です。</p>	<p>《市》</p> <p>新体力テストの分析結果を提供して、健康や体力の維持・向上、「食」への意識を高めるとともに、大学と連携した体力向上プログラムを活用し体育の授業づくりを進めます。また、アレルギー対応への的確な対応を図るとともに、地元食材の使用などにより学校給食等における食育の充実に努めます。中学校給食については、全員給食の早期実現をめざします。</p>
	<p>《目標》</p> <p>小中学校が連携した体力向上の取組や授業改善、新体力テストの活用を進めたことにより、児童・生徒は、健康への意識が高まり、体力向上の意欲や運動に親しむ機会が増えています。給食では安全安心な地元食材の使用量が向上し、的確なアレルギー対応ができています。</p>	<p>《市民》</p> <p>夏休み中のラジオ体操や地域のスポーツイベント等、体を動かす機会には家族で積極的に参加し、運動する楽しみと健康に対する関心を子どもとともに共有します。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>子ども会をはじめとする青少年関係団体は、スポーツ活動などを活発に取り組みます。また、農業協同組合など関係団体は、地元生産者を結びつけ、食材の運搬を担うなど、その活用推進のため市との連携に努めます。</p>

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
④学校支援体制の充実	《現状と課題》	《市》
	最新の教育情報を提供し、研修を実施することにより、教職員の資質・能力向上に努めていますが、増加している経験の少ない教員への対応やミドルリーダー※1の学校運営に係る資質向上が課題です。相談業務では、児童・生徒、保護者、教職員の不安や悩みに対応し、支援しています。また、教育委員会の支援と教員自らの働き方の見直しにより解消を図っていますが、依然、教員の長時間勤務が課題です。	初任者、ミドルリーダー、管理職等に必要な情報を分析・選択して研修を実施するとともに、イントラネットを活用し情報提供を行います。発達相談や不登校・いじめ等の不安や悩みへの相談業務及び支援を充実します。長時間勤務解消については、これまでの学校への人的支援や専門職の配置等を充実させるとともに、ICT等の活用による業務の平準化、効率化を図り、教員の時間外勤務の削減を進めます。
	《目標》	《市民》
	教職員は、最新の技術や情報をもとに授業改善に取り組んでいます。丁寧な相談活動による状況把握と分析の結果、学校と連携した適切な指導・支援が行われ、相談者の学校生活への不安が軽減されています。さらに、教育委員会による支援や学校の業務改善が進むことで、教員の時間外勤務が減少し、児童・生徒に向き合う時間が確保され、日々の教育活動の充実につながります。	授業参観などにより学校の状況を把握するとともに、学校評価に参加して意見を述べ、児童・生徒がよりよい学校生活を送れるよう支援します。
		《事業者・団体》

※1 AI(Artificial Intelligence、人工知能)

コンピュータを使って、学習・推論・判断など人間の知能のはたらきを人工的に実現するための技術 のことです。

※2 非認知能力

忍耐力・自制心・レジリエンス(逆境に打ち勝つ力)・共感力・コミュニケーション力など、子どもたちにつけたい力です。学力テスト等で測定できる認知能力に対し、測定できない(しにくい)ことから非認知能力といわれています。

※3 「ゆめ力」「自分力」「つながり力」

「ゆめ力」=将来の展望を持ち、努力できる力

「自分力」=規範意識を持ち、自分をコントロールする力

「つながり力」=他者を尊重し、積極的に人間関係を築こうとする力

※4 自己肯定感や自己有用感

自己肯定感:自分の存在を信じる感情や自分を肯定する感情のことです。

自己有用感:自分が有用だと思える感情です。また、他人との関係で自分が誰かの役に立っていると認識できるときに起きる感情です。

※5 SC(スクールカウンセラー)・SSW(スクールソーシャルワーカー)

SC:臨床心理士または学校心理士の資格を持ち、学校において児童・生徒の心のケアや保護者や教職員に対しアドバイスをを行います。

SSW:社会福祉士または精神保健福祉士の資格を持ち、課題を有する児童・生徒やその家庭に対して関係機関と連携しながら支援を行います。



※6 新体力テスト

一般的には「スポーツテスト」と呼ばれます。平成11年度に、「握力」「上体起こし」「長座体前屈」「反復横とび」「20mシャトルラン」「50m走」「立ち幅とび」「ソフト(ハンド)ボール投げ」に種目変更されたことから「新体力テスト」と呼ばれます。

※7 ミドルリーダー

学校運営の中核となる首席、指導教諭および教諭のことを指します。

1 施策の概要

1	まちの将来像	2	次代の社会を担う子どもたちを育むまち	
2	施策	2-4	魅力ある教育環境づくりを推進する	
3	SDGs 位置付け	 		
4	施策の 必要性	安全・安心で快適な教育環境を計画的・効果的に整備することが必要です。また、学校・家庭・地域の連携による教育コミュニティの構築と、子どもたちの安全で安心な居場所づくりが求められています。		
5	施策の 方向性	それぞれの学校において、子どもたちが良好で快適な環境のもとで教育を受けることができる環境を整備します。また、地域における教育コミュニティづくりが進むとともに、子どもたちが安全に安心して過ごすことができる環境を整えます。		
6	施策内の 取組	2-4-1	学校施設の計画的な整備・充実	
		2-4-2	学校・家庭・地域の連携の推進	
7	分野別 計画等	次世代育成支援行動計画		すべての子どもの育ちと子育てを切れ目なく、社会全体で支えるための施策を示す計画

2 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①学校施設の計画的な整備・充実	<p>《現状と課題》</p> <p>快適な教育環境等を整えるため、校舎内環境の向上等の再整備を進めています。子どもたちが健康でいきいきと学ぶことができる教育環境を確保し、ICTの活用など多様化する学習に対応した設備等の充実が求められています。</p>	<p>《市》</p> <p>老朽化する施設の長寿命化改修に取り組むとともに、社会環境や生活様式の変化などを踏まえた良好で快適な環境を提供します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>学校施設・設備等が、計画的に更新されることにより、利便性や機能性を持つ、快適な教育環境で効果的な児童・生徒の学習が行われています。</p>	<p>《市民》</p> <p>学校の施設・設備を大切に使う意識・マナーを高めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
②学校・家庭・地域の連携の推進	<p>《現状と課題》</p> <p>地域住民のつながりが希薄になり、地域の教育力や家庭の教育力が低下する傾向にあります。また、子どもたちが安全に安心して過ごすことのできる環境づくりが求められています。</p>	<p>《市》</p> <p>校区を基盤とした学校・家庭・地域の連携による教育コミュニティづくりを推進するとともに、子どもへの安全教育や安全で安心な居場所の提供を行います。</p>
	<p>《目標》</p> <p>学校・家庭・地域が互いに情報共有し、それらが連携して教育コミュニティづくりを進めています。また、子どもたちの安全で安心な居場所づくりや地域での見守り体制が整っています。</p>	<p>《市民》</p> <p>経験・知識・技術等をいかし、活動に参加・協力します。</p>
		<p>《事業者・団体》</p>
		<p>地域の団体や事業者が経験・知識・技術等をいかし、活動に参加・協力します。</p>

1 施策の概要

1	まちの将来像	2	次代の社会を担う子どもたちを育むまち	
2	施策	2-5	青少年の心豊かなたくましい成長を支援する	
3	SDGs 位置付け	  		
4	施策の 必要性	<p>都市化、少子化、地域とのつながりの希薄化など、青少年を取り巻く社会環境が変化する中で、青少年の体験活動の機会が減少するとともに、青少年の規範意識が低下し、非行が低年齢化するなど、青少年の健全育成は困難な環境にあります。また、生活困窮のみならず就労・自立に向けた支援を必要とするなど課題を抱える若者も増加しています。青少年が様々な地域活動や体験活動に参加するとともに、適切な支援を受けることにより、心豊かにたくましく成長することができるよう、取組を進める必要があります。</p>		
5	施策の 方向性	<p>全ての青少年が様々な地域活動や体験活動に参加するとともに、適切な支援を受けることにより、心豊かにたくましく成長することができるよう取組を進めます。</p>		
6	施策内の 取組	2-5-1	青少年健全育成の推進	
		2-5-2	青少年の体験活動の充実	
		2-5-3	若者の自立支援	
7	分野別 計画等	次世代育成支援行動計画		すべての子どもの育ちと子育てを切れ目なく、社会全体で支えるための施策を示す計画

2 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①青少年健全育成の推進	<p>《現状と課題》</p> <p>地域における人間関係が希薄化する中、「地域の子どもは地域で見守り、育てる」ため、青少年健全育成団体が活発な活動ができるよう支援するとともに、青少年を取り巻く社会環境の変化に対応した取組を進める必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>地域において、青少年が主体的に関わる健全育成行事を推進するとともに、青少年健全育成団体の支援に努めます。また、関係機関と連携し、青少年を取り巻く有害環境や消費者問題等の状況を踏まえた啓発・情報提供を行います。 青少年問題協議会※1で決定した重点目標により、青少年健全育成のための安全安心な環境整備に努めます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>各地域で青少年を対象にした行事等が活発に実施され、地域の方との関わりが増えることにより、地域の子どもを地域で見守り、育てるといった市民意識が醸成されています。</p>	<p>《市民》</p> <p>地域で実施される青少年健全育成の行事に積極的に参加・協力し、地域の子どもを見守ります。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>青少年健全育成団体は、地域における人間関係の構築及び青少年が主体となる事業の実施に努めます。青少年指導員会は、青少年を有害環境から保護するための活動に努めます。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
②青少年の体験活動の充実	<p>《現状と課題》</p> <p>社会の変化により、これまで身近にあった遊びや体験の場が減少しています。青少年は体験活動を通して、コミュニケーション力、規範意識、道徳心等社会で求められる基礎的な能力を養うことができますが、こども会の組織率の低下などにより、体験格差が生じています。</p>	<p>《市》</p> <p>こども会をはじめとする、青少年健全育成団体の活動支援に努めます。 上中条青少年センターや青少年野外活動センターの施設整備を進めるとともに、各センター及びユースプラザ※2等を活用し、体験活動の充実を図ります。</p>
	<p>《目標》</p> <p>青少年の活動拠点である上中条青少年センターや青少年野外活動センターのほか、ユースプラザなどでの体験活動を通して自尊感情や生きる力を高め、自分の将来に対して夢や希望を持つことができるような集団活動が活発に展開しています。</p>	<p>《市民》</p> <p>情報収集に努め、体験活動の機会を活用するほか、青少年等に参加を促します。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>青少年健全育成団体や事業者は、体験活動の機会の提供に努めます。</p>

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③若者の自立支援	《現状と課題》	《市》
	生きづらさを抱える若者とその家族を支援するため、子ども・若者自立支援センター※3やユースプラザを開設し、利用者も増えつつありますが、潜在している対象者に情報が十分届いているとは考えにくい状況です。また、効率的に関係機関と連携が図れていないため、支援に要する時間や手間がかかっています。	子ども・若者自立支援センターやユースプラザ等の利用者のニーズを把握しながら、ひきこもり等の個別専門支援や地域とつながりをもった居場所支援等を充実していきます。また、生きづらさを抱える若者の早期支援・早期困難解消に向けて、必要に応じて関係機関と支援連携しながら取り組みます。
	《目標》	《市民》
	支援が必要な時にどこに相談すればよいか、様々な支援者・事業者・市民が知っています。それぞれの状況に応じた支援を受け、自立に向けてステップアップしています。相談者・支援者ともに負担の少ない機関連携が行われ、若者の自立に向けた切れ目のない支援が実現しています。	支援の必要な子ども・若者やその家族が周囲にいた時に、支援機関を伝えたり、支援者に相談します。
		《事業者・団体》
		事業者は、若者の社会参加・職業体験の場を提供します。必要に応じて子ども・若者とその家族を支援機関につなぎます。また、若者の活躍の場をつくります。

※1 青少年問題協議会

市長を会長とし、学識経験者、市議会議員、警察署・保健所・子ども家庭センターなどの関係行政機関、関係団体等で組織され、青少年に関する総合的施策についての重要事項を審議する茨木市の附属機関です。


※2 ユースプラザ

概ね中学生から39歳までの子ども・若者が、地域で孤立することのないよう人とつながる場を創るとともに、関係機関等と連携して支援することで、子ども・若者の生きづらさの早期解消を図ることを目的とした社会体験や交流・相談ができる居場所です。

※3 子ども・若者自立支援センター

ひきこもり・ニート・不登校等の子ども・若者の生きづらさの早期解消を図るため、本人とその保護者を対象に、面談・訪問支援・同行支援等の個別専門支援を実施する機関です。また、子ども・若者支援地域協議会の指定支援機関として、子ども・若者支援の主導的役割を担っています。

1 施策の概要


1	まちの将来像	3	みんなの“楽しい”が見つかる文化のまち	
2	施策	3-1	生涯学習の機会を増やし情報提供を充実する	
3	SDGs 位置付け			
4	施策の 必要性	<p>「人生100年時代」の到来、個人の価値観やライフスタイルの多様化、働き方改革による余暇時間の増加等にもない、人々の学習に対するニーズは年々広がりと深まりを見せています。人生の各ライフステージにおいて、いつでもどこでも誰でもが、生涯にわたり自ら学び、学ぶことを通して自己実現や生活の質の向上を図るとともに、その学びを社会に還元できる環境を整備充実する必要があります。また、図書館は、読書活動を推進するとともに、生活を行う上での課題や興味関心に必要な知識を誰もが得ることができるよう、幅広い情報提供が求められています。</p>		
5	施策の 方向性	<p>本市の生涯学習に関する取組の基本となる計画を策定するとともに、市民、行政、教育機関、企業等との連携により、社会的な課題や市民ニーズに対応した多様な学習の場や機会、情報などを提供し、市民の主体的な生涯学習活動を促します。 社会教育については、学校教育との連携を図りながら、これからの時代に求められる成人の学習や、公民館活動の推進、図書館の機能の充実を図ります。</p>		
6	施策内の 取組	3-1-1	生涯学習推進体制の整備	
		3-1-2	生涯学習についての普及啓発の推進	
		3-1-3	成人の学習の推進	
		3-1-4	公民館活動の推進	
		3-1-5	図書館サービスの充実	
7	分野別 計画等	子ども読書活動推進計画	子どもの読書活動を推進するにあたり、茨木市がめざす方向性を明らかにし、読書機会の提供や読書環境の整備の指針となる計画	

2 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①生涯学習推進体制の整備	<p>《現状と課題》</p> <p>生涯学習センター主催のきらめき講座や出前講座、また、大学や企業との連携講座を実施しています。</p> <p>幅広い連携やネットワーク化を図り、社会の要望や市民のニーズに沿った生涯学習の機会の提供が必要です。継続的な学習を促すため、学び直しの情報・機会の提供や、学習成果を認めたり、学んだことをいかして社会参加するなど、知の循環を支援する必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>生涯学習センターを中核として生涯学習の場や機会を提供し、大学、NPO、企業との連携により、幅広い層の参加促進を図ります。</p> <p>また、生涯学習に取り組んできた人の学習スタイルを「参加」から「参画」へと進め、学習成果がいかせる環境や活動体制の整備を推進するため、生涯学習に関する計画を策定し、推進します。</p> <p>天文観覧室(プラネタリウム)等を活用し、自然科学について興味を持てるよう促します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>生涯学習施設とあらゆる機関が連携し、多様な生涯学習の機会が提供されています。生涯学習の中で培った豊富な知識や技術を活用する機会が充実し、自己実現やまちづくり活動などの社会参加にいかされています。</p>	<p>《市民》</p> <p>個人が自由に、楽しく、生涯にわたって学ぶとともに、持っている知識や経験を地域コミュニティ活動などにいかします。また、自ら学んだ内容や活動について情報を発信します。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>大学や市と連携した各種団体が市民を対象に生涯学習講座を開講し、活発な学習活動を展開します。地域コミュニティに関わる団体は生涯学習で知識、技術を習得した人材の活用を図ります。</p>
②生涯学習についての普及啓発の推進	<p>《現状と課題》</p> <p>自己実現、生活の質の向上等の自らの人生を豊かにする観点から生涯学習の大切さを理解してもらい、学習活動に参加してもらう必要があります。学習活動を始めたり継続するときに情報をタイムリーに提供し、学習発展のための相談にのるなど学習意欲のある人を支援する必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>生涯学習の意義や必要性の周知に努め、参加する人を増やします。インターネット等の活用など、より多くの媒体を活用し、多くの生涯学習情報を発信します。また、市民の求める情報を提供します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>生涯にわたって学び成長し続けることで、新たな時代に対応し快適で豊かな人生が送れることにつながる多くの人が理解しています。多くの市民がいつでも自由に学習の場や機会を選択して、楽しく学ぶことができるよう情報提供が行われています。</p>	<p>《市民》</p> <p>生涯にわたって自らを高めようと努め、学習に積極的に参加します。生涯学習に関心を持ち、主体的で活発な学習活動を展開するため情報を自ら求めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>大学や生涯学習関係団体が、より多くの人の活動参加を促し、社会参加の機会をつくります。市と連携を図り、生涯学習情報や取り組んでいる内容について、市民に対し積極的に情報提供を行います。</p>
③成人の学習の推進	<p>《現状と課題》</p> <p>地域社会の連帯や人間性の向上をめざして、様々な講座などを実施しています。今後も社会教育関係団体などを通じて、成人に対する学習機会のより一層の充実が求められています。</p>	<p>《市》</p> <p>講座・講習など、人権教育を含む多様な学習機会の体系的、継続的な提供に努めるとともに、社会教育に取り組む各種団体の活動の推進のため支援を行います。</p>
	<p>《目標》</p> <p>成人が学習意欲をもって自己啓発に励み、充実した日常生活を送るとともに、学習成果を社会へ還元し、地域社会の連帯、活性化につながるよう、組織的な教育活動が充実しています。</p>	<p>《市民》</p> <p>多様な学習機会を活用し教養を身につけ、地域社会に貢献します。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>社会教育に取り組む団体が、人権感覚を身につけ、地域社会の活性化の一翼を担います。</p>

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
④公民館活動の推進	<p>《現状と課題》</p> <p>趣味や教養といった講座・講習等が中心となっていますが、現代的課題・地域課題の解決に向けた取組の推進が求められています。</p> <p>また、地域における学びのきっかけづくりとして、年代や障害の有無に関わらず、すべての住民を対象に学びの機会を提供する必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>地域の多様な課題に対応した学習機会や情報を提供するとともに、地域社会における個人や様々な団体の活動を支援し、相互の連携を促進する取組を行います。</p>
	<p>《目標》</p> <p>住民が安心して豊かに暮らせる地域づくりのため、学習機会や情報が提供されています。</p> <p>それぞれの地域性をいかした地域づくり活動が活性化するための支援が充実しています。</p>	<p>《市民》</p> <p>様々な学習機会を捉えて教養の向上に努めるとともに、地域づくりに関わる活動に対しても、積極的に参加します。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>それぞれが地域の中で、自らが果たす役割を認識し、相互に協力しあって、地域の抱える課題解決に取り組みます。</p>
⑤図書館サービスの充実	<p>《現状と課題》</p> <p>図書資料のほか視聴覚資料やデータベースなど、様々な内容・形態の資料の収集・提供を行うとともに、読書の推進につながる事業を実施しています。今後、さらに資料や取組の充実を図る必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>体系的に資料を収集し、効率的に管理・保存することにより、積極的な資料・情報の提供に努めます。</p> <p>また、図書館が中心となり、学校や関係機関と連携し、読書推進につながるサービスの充実を図り、市民のあらゆる知的活動を支援します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>地域の情報拠点として、必要な情報を得ることができ、調べものを行うなど、仕事や生活上の課題を解決するために利用されています。</p> <p>乳幼児から高齢者まで、読書活動の推進が図られ、市民の暮らしに役立つ図書館サービスが提供されています。</p>	<p>《市民》</p> <p>読書などを通じて得た様々な情報や知識で地域社会に貢献します。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>ボランティアが図書館と協働で本にふれる機会が増える事業を推進します。</p>

1 施策の概要

1	まちの将来像	3	みんなの”楽しい”が見つかる文化のまち
2	施策	3-2	みんなが楽しめるスポーツ活動を推進する
3	SDGs 位置付け		
4	施策の 必要性	<p>心身の発達、健康の保持増進の観点で、スポーツの推進は不可欠です。また、今後働き方改革による余暇時間の増加が見込まれ、仕事中心から生活重視へ価値観の変化が進む中、市民の生涯スポーツへの関心は高く、スポーツに親しむ人口が増加しています。誰もが気軽に地域でスポーツに親しむことができる環境の創出が必要です。</p>	
5	施策の 方向性	<p>本市のスポーツ推進計画に基づき、スポーツ関係団体等と連携し、健康増進・生きがいづくりのイベント、スポーツ教室等を開催するとともに、各自の興味や年齢、体力、技能等に応じて、誰もが気軽に生涯スポーツに親しむことができる環境を整えます。地域スポーツ等の活動・運営を支える人材の育成や互いに協力しあえるネットワークを構築します。</p>	
6	施策内の 取組	3-2-1	多様な生涯スポーツ活動の推進
		3-2-2	スポーツ関係団体や指導者の育成
7	分野別 計画等	スポーツ推進計画	性別や年齢、障害の有無に関係なく、また団体だけでなくファミリーやグループ等の少人数でも多種多様なスポーツを楽しめる環境づくりをめざし、スポーツ施策を体系的・効果的に推進するための計画

2 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①多様な生涯スポーツ活動の推進	<p>《現状と課題》</p> <p>近年、スポーツは「する」だけでなく、「観る」「支える」など、関わり方も多様化しています。市民の健やかで豊かな生活を実現するために、生活の一部にスポーツを取り入れ、生涯にわたって親しむことが重要です。</p>	<p>《市》</p> <p>健康のために、年代や障害の有無に関わらず誰でも親しみやすい<u>ニュースポーツ※1</u>をはじめ、スポーツ・レクリエーションに関するイベント、教室等の実施や情報提供など、スポーツに親しむことができる環境の整備を図ります。</p>
	<p>《目標》</p> <p>スポーツ関係団体等と連携し、年代や障害の有無に関わらず、いつでもどこでも気軽に参加できるよう、健康増進・生きがいづくりのイベント、スポーツ教室等が充実しています。</p> <p>「する」「観る」「支える」といった様々な形で積極的にスポーツに参画し、スポーツを楽しみ、喜びを得ています。</p>	<p>《市民》</p> <p>健康、体力づくり、生きがいづくりのために、イベント・教室への参加など、どの年代も日常的にスポーツに親しみます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>スポーツ関係団体は、多様なスポーツに取り組む人の指導をしつつ、市民のスポーツに対するニーズの把握に努め、市と協働でスポーツ人口の増加をめざします。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
②スポーツ関係団体や指導者の育成	<p>《現状と課題》</p> <p>高齢者の増加や近年の健康志向の高まりから、スポーツを身近なものとして多くの市民が気軽に参加できる環境が求められています。そのため、それらを支える総合型地域スポーツクラブ※2、スポーツ指導者、ボランティアや団体などの人材を育成する必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>大学や企業等と連携し、スポーツ指導者やボランティアの養成講習会・研修会の実施、スポーツに携わる人材のネットワークづくりを支援します。また、総合型地域スポーツクラブの育成支援のため、スポーツ関係団体との連携や、地域団体との連携を図ります。</p>
	<p>《目標》</p> <p>スポーツ関係団体や地域スポーツ等の活動・運営を支える人材の育成や互いに協力しあえるネットワークが構築されています。幅広い世代の人々が、生涯を通してスポーツを気軽に楽しめる機会を提供する総合型地域スポーツクラブが活発に活動しています。</p>	<p>《市民》</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>スポーツ関係団体は、参加しやすい環境整備のため、受け入れ体制を整え、多様なスポーツを支える人材の育成に努めます。</p>



※1 ニュースポーツ

誰もが、いつからでも、いつまでもできるスポーツで、競うことよりも楽しむことを目的としたスポーツのことです。

※2 総合型地域スポーツクラブ

幅広い世代の人々が、それぞれの興味・関心、競技レベルに合わせて、様々なスポーツに触れる機会を提供する、地域密着型のスポーツクラブのことです。

1 施策の概要



1	まちの将来像	3	みんなの”楽しい”が見つかる文化のまち
2	施策	3-3	文化芸術活動を支援し歴史と伝統を継承する
3	SDGs 位置付け	 	
4	施策の 必要性	<p>文化芸術の振興は、まちを活性化させ、コミュニティを育み、魅力的なまちづくりにも役立つことから、積極的に取組を推進し、心豊かな生活及び活力ある社会の実現をめざします。特に、市美術展をはじめとする芸術・文化・歴史関連団体の協力による各種文化活動や舞台芸術の提供、伝統芸能の継承、文化財の保護・継承に関する施策は、市民生活に豊かさをもたらすものであり、より一層推進する必要があります。</p>	
5	施策の 方向性	<p>文化振興ビジョンに基づき、市民の主体的な文化活動や交流を支援するとともに、子どもたちへの多様なアプローチを進めるなど、新しい担い手の発掘と育成を図ります。また、歴史遺産の保存と活用を推進し、拠点施設の機能充実を図り、市民の郷土愛を育むことで、歴史文化遺産を発展的に継承します。</p>	
6	施策内の 取組	3-3-1	多様な主体の協働による文化のまちづくり
		3-3-2	文化芸術とふれる・感じる・つながる「場」づくり
		3-3-3	未来へ向けた文化芸術の担い手の育成
		3-3-4	歴史遺産の保存・継承
		3-3-5	郷土への愛着心とブランド形成
7	分野別 計画等	文化振興ビジョン	文化振興を推進するにあたって、茨木市がめざす文化振興の方向性を明らかにし、全市的な取組として市民文化の向上を図る指針となる計画

2 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①多様な主体の協働による文化のまちづくり	<p>《現状と課題》</p> <p>市民による主体的な文化芸術の創造及び文化芸術活動の育成・支援に関する事業を推進することにより、地域の文化芸術の振興を図っていますが、市民と芸術家・文化芸術団体をつなぎ、芸術への理解を促し、情報を発信する役割を果たす人材が不足しています。</p>	<p>《市》</p> <p>文化芸術事業において多様な主体の協働を推進していくとともに、市民が自発的に取り組む文化芸術活動や障害者の文化芸術活動を積極的にサポートし、市民一人ひとりの多様性・自主性を尊重しながら、市民と文化芸術をつなぎ、文化芸術における協働推進の核となる人材の育成を図ります。 また、文化芸術団体の間で交流できる機会を設けるなど、団体間で連携協力できる関係づくりを促進します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>市民の多様性、自主性を尊重することによる多様な主体の協働や、文化振興財団、文化芸術団体、大学等との連携により、文化芸術活動が活性化しています。</p>	<p>《市民》</p> <p>自ら積極的に多様な文化芸術活動を行うとともに、文化芸術にふれる機会を増やします。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>互いに連携を図りながら、文化振興について市と一緒に考えます。また、文化を産業等に活用していきます。</p>
②文化芸術とふれる・感じる・つながる「場」づくり	<p>《現状と課題》</p> <p>市内には文化芸術活動を行うことができる「場」として、文化施設等が数多くあり、音楽活動や美術作品の創作活動など、市民の活発な文化芸術活動を支えています。さらなる文化振興のためには、鑑賞や発表機会の充実のため、施設整備を行い、鑑賞や実践の機会を設ける必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>市民、文化団体等が、身近な場所で文化芸術にふれることができる新たな拠点や環境を整備するとともに、障害者の文化芸術活動の促進にむけて配慮します。市民、文化芸術団体等と協働し、すべての市民がいつでも・どこでも・だれでも文化芸術とふれる・感じる・つながる「場」づくりを積極的に進めていきます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>様々な場所で文化と身近にふれることのできる環境を整備し、障害の有無にかかわらず、市民が文化芸術を鑑賞、参加、創造する機会が充実しています。</p> <p>また、高齢者や子育て世代、若者、障害者、外国人など、それぞれの文化芸術ニーズに応える事業を行うことにより、市民誰もが、気軽に文化芸術とふれる・感じる・つながる環境が整っています。</p>	<p>《市民》</p> <p>積極的に情報を入手し、文化芸術にふれる機会を増やします。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>文化振興財団などの文化芸術団体は、より積極的に継続的な事業展開を行うとともに、高齢者や若年層向け、また多言語への対応や内容の工夫など、外国人や障害者の方も参加しやすいよう取り組みます。</p>
③未来へ向けた文化芸術の担い手の育成	<p>《現状と課題》</p> <p>市民自らが様々な文化芸術活動に取り組んでおり、定期的な公演や大会などに参加しています。また、高い水準の文化芸術活動を行っている団体もあります。 盛んな市民の文化芸術活動が今後も続いていくよう、次世代の文化芸術の担い手を育成する必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>文化芸術活動の発展継承のためには、若い世代が活動に参加しやすい環境が必要であるため、広く啓発に努めるとともに、学校などの教育現場においても、文化芸術活動の充実に取り組んでいきます。 また、未来に向かって文化の芽を育てていくために、文化芸術の担い手を育成し、優れた芸術家を輩出することをめざします。</p>
	<p>《目標》</p> <p>文化芸術の教育現場による活用や、若手芸術家の育成などにより、次の世代が、未来に向かって育っています。</p>	<p>《市民》</p> <p>多様な文化芸術や文化財にふれるとともに、和太鼓や盆踊りなどの伝統文化を体験することにより、文化芸術をより身近なものとしします。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>子どもたちが文化芸術にふれる機会・きっかけづくりの拡充を図るとともに、若い世代が参加しやすい環境づくりを進めます。</p>

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
④歴史遺産の保存・継承	<p>《現状と課題》</p> <p>文化財の拠点施設では、様々な取組により入館者が増加しています。一方で、歴史遺産の認知度が低く、市が収蔵しているもの以外の史料の保存環境は悪化する傾向にあります。それらの保存に努めるとともに、積極的な文化財情報の収集、発信など、文化財への関心を高める取組を行う必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>歴史遺産の保存と活用を推進し、情報収集と発信に努めます。また、保存環境の整備を進め、文化財資料館やキリシタン遺物史料館など拠点施設の機能充実を図るとともに、貴重な文化財の市への移管を働きかけます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>多くの市民がキリシタン遺物や銅鐸鑄型など、本市の貴重な歴史遺産や文化財に親しむ機会が充実しています。</p>	<p>《市民》</p> <p>日々の暮らしの身近にある歴史遺産に関心を持ち、文化財への知識を深め、保存・継承に協力します。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>文化財の調査、説明板設置等の啓発に協力します。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
⑤郷土への愛着心とブランド形成	<p>《現状と課題》</p> <p>多様な茨木の文化資源を保存継承していますが、市民に十分に認知されていない点や、それらの文化資源が活用されていない現状があります。</p>	<p>《市》</p> <p>多様な茨木市の文化的な特性をいかした魅力的な取り組みや、情報発信を行うことにより、文化のまちとしてのブランド形成に取り組みます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>“茨木市らしさ”を形成する大切な文化資源を今後も大切に保存・継承することで、“茨木らしさ”を大切にする気持ちや茨木市に対する愛着が育まれています。また、多くの市民が文化のまちとしての誇りを持つブランドが形成されており、市内外に情報が発信されています。</p>	<p>《市民》</p> <p>一人ひとりが文化のまちの広報員となり、先人から引き継いできた、茨木の文化資源について情報発信します。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>文化芸術の魅力は市民だけにとどまらず、市外の方にも伝えることで誘客が期待されることから、市の文化芸術を活用し、市内外の人々が交流できる魅力的で新たな事業を企画・実施することで、さらなる賑わいを生み出します。また、文化芸術団体は、鑑賞や実践の場において、茨木の文化資源について広く情報発信をします。</p>

1 施策の概要

1	まちの将来像	3	みんなの“楽しい”が見つかる文化のまち
2	施策	3-4	観光資源の活用と創出で魅力あるまちづくりを推進する
3	SDGs 位置付け	 	
4	施策の 必要性	<p>観光振興を通じて、すでに認識されている観光資源のさらなる活用に加え、いまだ取り上げられていない資源を発掘、再発見することで、市の魅力を向上させることができます。また、たくさんの人々が観光に訪れることが、まちの活性化につながり、活気のある魅力的なまちづくりを進めることで、地域住民がまちをいま以上に愛することにつながることも、さらなる観光施策の推進が必要となります。</p>	
5	施策の 方向性	<p>茨木市の自然、歴史、文化、地域で生み出される特産品など豊富で魅力的な観光資源を最大限に活用し、市内外の人々が訪れて「楽しい」と思ってもらえるよう、観光資源をつなぐ取組を推進します。さらに、観光協会と連携し、幅広い年代に応じた効果的な情報発信を行い、わがまちに誇りを持てる、観光をいかしたまちづくりを進めます。</p>	
6	施策内の 取組	3-4-1	観光資源の発掘とネットワーク化の推進
		3-4-2	観光情報の発信を強化
		3-4-3	官民協働で観光事業を推進
7	分野別 計画等		

2 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①観光資源の発掘とネットワーク化※1の推進	<p>《現状と課題》</p> <p>現在、山間部の自然や都市の魅力、アートをいかしたまちづくりの取組が行われていますが、今後はより市の魅力を高めるため、緑豊かな都市イメージや歴史・文化・芸術などの地域資源をいかした特色を出す必要があります。また、より多くの人に認知・来訪してもらえるよう、これらの資源をネットワーク化し、新たなサービスの創造と地域の活性化につなげる必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>既存の観光資源の魅力向上を図るとともに、あまり知られていない観光資源にも光を当てていきます。また、ダム湖周辺の活用などで新たな観光資源を創出する可能性を探るほか、農林業を活用した観光を推進します。 地理的・歴史的な関連性で各スポットをネットワーク化します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>市の観光資源をいかした多彩な企画が催されています。また、豊かな自然をいかし、各所でもぎ取り園など農業関連イベントが開催され、多くの市民で賑わっています。 新たに整備された観光資源ネットワークが市民に周知され、多様なイベント・企画によって世代性別を問わず訪れた人々で賑わっています。</p>	<p>《市民》</p> <p>市内の魅力を知るため、各種イベントや、施設に足を運び、積極的に参画します。</p> <p>《事業者・団体》</p> <p>事業者、団体、大学、観光協会等は各種観光イベントなどを主体的に企画・運営します。 余暇活動に農業体験等を組み入れます。</p>
	取組	現状と課題及び目標
②観光情報の発信を強化	<p>《現状と課題》</p> <p>情報通信技術の発達に伴い、観光面においても情報発信のための媒体は広がっていますが、十分に活用できていません。 それらを有効活用し効果的に情報を発信することが求められています。</p>	<p>《市》</p> <p>市外から訪れる人や市民に向け、あらゆる媒体を活用して市の魅力や多様な観光情報を効果的に発信します。 また、訪れた人に携帯端末等を活用した即時性の高い情報提供を行います。</p>
	<p>《目標》</p> <p>積極的な情報発信により、イベントや企画が多くの人で賑わっています。 観光に訪れようとする市内外の人たちが、容易に必要な情報を取得できる環境が整っています。</p>	<p>《市民》</p> <p>ホームページや、SNSなどのソーシャルメディア、口コミを活用した観光情報の発信を行います。</p> <p>《事業者・団体》</p> <p>事業者、団体、大学、観光協会等は、あらゆる媒体を利用し、市の内外へ積極的に観光情報を発信します。</p>
	取組	現状と課題及び目標
③官民協働で観光事業を推進	<p>《現状と課題》</p> <p>観光は、地域経済・地域文化の発展に大きく寄与するものです。さらなる民間活力の導入を進め、市民との適切な役割分担を図り、観光振興を推進していく必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>官民協働で持続発展可能な観光まちづくりが行えるよう取り組みます。また、イベントや地場産品、地元に残る職人仕事など、民間主導型で提案されたものを支援します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>市民や関係団体が主体的に加わるかたちで観光の振興が進められ、まちが活性化し、賑わいが創出されています。</p>	<p>《市民》</p> <p>自らが観光イベントに参加するほか、市民が主体的に企画運営やボランティア活動を行い、観光振興を進めます。</p> <p>《事業者・団体》</p> <p>市外から人を呼び込むため、事業者や団体、大学、観光協会等が企画運営を行い、観光振興を進めます。あらゆる媒体を利用し積極的に観光情報を発信します。</p>
	取組	現状と課題及び目標

※1 ネットワーク化

個々の資源が持つ魅力やテーマ性等をいかした連携強化によって面的な魅力向上を図ることで、来訪者の増加や回遊促進、ひいては新たなサービスの創造と地域の活性化につなげることです。

1 施策の概要

1	まちの将来像	3	みんなの“楽しい”が見つかる文化のまち
2	施策	3-5	都市間の交流と国際化を推進する
3	SDGs 位置付け		
4	施策の 必要性	<p>人がモノや情報を携えて交流することで、様々な「つながり」や「ひろがり」が生まれ、異なる文化に対する寛容さが醸成されます。こうした活動は、街の活性化につながり、他者に対する寛容さは良好なコミュニケーションを育み、住みたいまちづくりにつながります。</p>	
5	施策の 方向性	<p>国内外の姉妹都市※1を中心とした市民レベルの交流を促し、他地域の文化の理解を深めるとともに、様々な分野での文化活動の交流を図ります。さらに、市民の異文化理解活動を支援し、国籍を超えた多彩な交流を進めます。</p>	
6	施策内の 取組	3-5-1	都市間交流の促進
		3-5-2	地域国際化を推進するための環境整備
7	分野別 計画等		

2 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①都市間交流の促進	<p>《現状と課題》</p> <p>国内外の姉妹都市等と交流事業を継続して進めてきたことで、相互理解が深まっています。互いの歴史や文化を再認識する機会となるよう交流を進めていく必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>国内外の姉妹都市等とこれまで培ってきた交流を踏まえ、青少年の交流や、文化的交流を支援するとともに、都市間交流の取組について市民への周知に努めます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>市民や関連団体等との連携により、交流が活性化し、様々な「つながり」が生まれています。</p>	<p>《市民》</p> <p>市や国際親善都市協会※2とともに、主体的・積極的に事業に参加します。交流事業に参加協力します。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>国際親善都市協会は、市民が主体的・積極的に、継続的に事業展開を行えるよう支援します。各大学や、歴史、文化、スポーツなどの団体は、交流事業に参加協力します。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
②地域国際化を推進するための環境整備	<p>《現状と課題》</p> <p>青少年を中心とした英語スピーチ大会、JICA(独立行政法人国際協力機構)※3研修の受け入れなど異文化交流を進めてきました。今後は市内に在住する外国人がより暮らしやすい環境整備や、相互理解を深める必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>行政発信情報の多言語化や、外国人が気軽に相談できる環境を整えます。また、市民の異文化理解活動を支援します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>市内に在住する外国人が暮らしやすく、また、外国人訪問客が周遊しやすい環境が整っています。市内に住む人々が国籍を超えて交流しています。</p>	<p>《市民》</p> <p>市内在住外国人もともに参画し、様々な異文化交流イベントを行い、互いの文化の理解を深めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>事業者、団体、大学等はあらゆる情報や表示物などの多言語化に努めます。</p>

※1 国内外の姉妹都市

茨木市は、アメリカ・ミネアポリス市と姉妹都市、中国・安慶市と友好都市、香川県・小豆島町と姉妹都市、大分県・竹田市と歴史文化姉妹都市提携を結んでいます。


※2 国際親善都市協会

茨木市と姉妹ならびに友好都市およびその他の都市との交流を通じて、都市相互間における市民文化の向上に努め、市民相互の理解と連帯を密にし、友好・親善の促進をはかることを目的とした組織です。

※3 JICA(独立行政法人国際協力機構)

日本の政府開発援助(ODA)を一元的に行う実施機関で、開発途上国への国際協力を行っています。

1 施策の概要

1	まちの将来像	4	市民・地域とともに備え、命と暮らしを守る安全安心のまち	
2	施策	4-1	災害への備えを充実させる	
3	SDGs 位置付け	 		
4	施策の 必要性	<p>今後30年以内に南海トラフ地震が発生する確率は70から80%程度とされています。また、局地的豪雨等異常気象の増加も予測されることから、「災害に上限はない」、「人命が第一」であることの重要性を再確認するとともに、「自助・互助・共助・公助」の考え方にに基づき、ハード・ソフト施策を適切に組み合わせた防災・減災対策をより一層推進する必要があります。</p>		
5	施策の 方向性	<p>防災体制の確立と防災意識の高揚を図り、行政や市民等が災害や有事に際しての役割を認識し備えるとともに、耐震化の促進や雨水対策など災害に強い安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。</p>		
6	施策内の 取組	4-1-1	防災体制の強化	
		4-1-2	防災意識の高揚	
		4-1-3	建築物の耐震化の促進	
		4-1-4	上下水道施設の耐震化	
		4-1-5	総合的な雨水対策の推進	
		4-1-6	安威川ダムによる治水対策	
7	分野別 計画等	業務継続計画(地震災害編)	災害発生時に行政機能を確保し、限られた資源を活用して、災害時に迅速かつ適切な業務遂行を行うための手順等を定めた計画	
		地域防災計画	災害対策基本法第42条の規定に基づき、本市及び関係各機関が処理すべき事項を示した防災活動の総合的かつ基本的な計画	
		住宅・建築物耐震改修促進計画	市における建築物の耐震化を計画的に促進するため、必要な施策や啓発及び知識の普及等に関する事項を定める計画	
		危機管理計画(水道編)	水道の安全と安定給水の確保を目的として、災害等の発生時における応急対策を迅速に実施する体制を定める計画	
		都市計画マスタープラン	おおむね10年後の将来像と必要な施策展開方針等を示す市の都市計画に関する基本的な方針	
		水道施設更新(耐震化)計画	将来の水需要を考慮し、水道施設及び管路の耐震化を計画的に進める今後12年間の更新計画	
		雨水基本構想	総合的な雨水対策を推進するため、当面(概ね10年)と、中期(概ね30年)の期間を設定し、行政によるハード整備事業と合わせ市民・事業者によるソフト対策等をまとめた構想	

2 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①防災体制の強化	<p>《現状と課題》</p> <p>大阪北部地震等を経験して明らかになった様々な課題に対応するため、地域防災計画等をより実効性のあるものに更新するとともに、地域における防災力のより一層の充実を図る必要があります。また、災害時における情報提供の方法については、SNSなどのソーシャルメディアを活用するほか、情報収集に配慮を要する方に対する多様な情報提供も考慮し、地域での円滑な連絡体制等を構築する必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>地域防災力の強化を図るため、自主防災組織活動の促進や防災コミュニティづくりの推進及び市民との双方向の情報提供体制の構築など、災害時における情報提供の推進に努めます。また、指定避難所の機能を高めるとともに、二次避難施設となる福祉避難施設を充実させるなど災害時要配慮者対策を推進します。また、<u>受援計画※1</u>を策定するとともに、実効性を常に担保するため地域防災計画の見直しを随時行います。さらに、社会福祉協議会と連携して、必要に応じて設置する災害ボランティアセンターが円滑に機能するように、平時からの備えを進めます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>地域防災計画等が充実し、総合的な防災体制が確立しています。すべての小学校区で自主防災組織が結成され多くの市民が日頃から災害に対する備えをしています。</p>	<p>《市民》</p> <p>家庭内備蓄や家具の固定など身近な防災対策を講じます。また、市からの情報提供をはじめ、災害情報メールやテレビ・ラジオなどから積極的に災害情報を収集するとともに、市への情報提供に努めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>地域防災リーダーが中心となり、自主防災組織の活動を推進し、女性の参画、近隣企業等との連携により、地域防災力の強化を図ります。企業等はBCP※2の策定に努めます。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
②防災意識の高揚	<p>《現状と課題》</p> <p>大阪北部地震や平成30年台風第21号などの災害から得た経験を踏まえ、次に起こり得る自然災害から人命を守るためにも、災害教訓の伝承や、家庭や近隣住民をはじめとした地域での災害への備えが求められています。</p>	<p>《市》</p> <p>市民の防災意識の高揚を図るため、広報誌、ホームページ、各種パンフレットを活用するとともに、地域での防災研修会や小中学校における防災教育、大学との連携を充実させるなど、多様かつきめ細かな啓発に努めます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>家庭では、生活物資の備蓄、家具の固定などの自助意識が高まっています。地域では、近隣の災害時避難行動要支援者への支援及び初期消火、安否確認をはじめとした救出救護活動が行える体制の整備や避難行動、避難所等における避難生活に関する知識が高まっています。</p>	<p>《市民》</p> <p>家庭、地域、職場における各種の災害を念頭に置き、近隣と協力して実態に応じた防災対策を講じるとともに、地域での防災訓練等に積極的に参加し、防災意識を高めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>自主防災組織が中心となり、地域での生活物資、資機材の備蓄や災害時避難行動要支援者の把握に努め、より実践的な訓練に取り組みます。</p>

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③建築物の耐震化の促進	<p>《現状と課題》</p> <p>大阪北部地震では、多数の住宅やブロック塀等の被害が発生しましたが、より大規模な地震が発生すれば、甚大な被害を及ぼすことが想定され、住宅・建築物の耐震化の取組強化を図る必要があります。</p> <p>特に、共同住宅等は合意形成の難しさ等から建替えや耐震改修が進みにくい状況です。また、市有建築物は、住宅・建築物耐震改修促進計画の目標値である令和2年度末の耐震化率95%以上を平成28年度末に達成しましたが、残る施設の耐震化を図る必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>耐震化を促進する支援策として補助制度の拡充や耐震診断・改修の促進を図る環境整備を充実させます。すべての市有建築物の耐震化が早期に完了できるよう、国等の補助を活用し、計画的に耐震診断、耐震改修を実施します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>多くの住宅及び多数の者が使用または利用する一定規模以上の建築物である特定建築物や公共施設が耐震性を満たしています。</p>	<p>《市民》</p> <p>積極的に耐震診断を受診し、耐震性を満たさなかった場合は、耐震改修等に努めます。（建築物を所有する事業者を含む）</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>耐震診断、耐震改修などの設計・施工に関わる事業者・専門家は、耐震化に関する相談などに細やかな対応をするとともに、専門的知識や最新の技術をいかし、耐震化の推進に協力します。</p>
④上下水道施設の耐震化	<p>《現状と課題》</p> <p>既存水道施設及び管路の耐震化を進めており、水道施設更新（耐震化）計画及び危機管理計画が策定されています。また、下水道施設の総合地震対策計画及び下水道BCPを策定しており、これらの計画に基づき、着実に実施する必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>水道施設及び管路の耐震化については、重要度などを勘案しながら、計画的に整備を進めます。下水道施設は、地域緊急交通路に埋設された管路の耐震化を優先的に実施します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>大地震等の災害が発生しても、安全で安心な水道水を供給できる水道施設及び管路が整備されています。また、下水道施設の耐震化が進んでいます。</p>	<p>《市民》</p>
		<p>《事業者・団体》</p>
⑤総合的な雨水対策の推進	<p>《現状と課題》</p> <p>近年、突発的な豪雨等により雨水流出量が増大し、各所で浸水被害が発生しており、土砂災害の発生も危惧されます。ハード整備には莫大な費用と相当な期間を要することから、効率的なハード整備の着実な推進に加え、ソフト対策をあわせた総合的な浸水対策等を行っていく必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>公共下水道の雨水管整備や雨水貯留施設の設置、歩道における透水性舗装の促進、また既存の水路については市街地における浸水対策に重要な役割を果たしているため適正な維持管理を行い、老朽化した施設の改築等を推進します。また、土砂災害に関する地域ごとのハザードマップ作成などにより、地域住民の避難行動に役立てます。府が検討しているため池の利活用については、管理者とともに連携して取り組みます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>今後予期できない浸水被害や土砂災害に対して、行政によるハード整備と市民・事業者によるソフト対策をあわせた総合的な施策により、浸水被害や土砂災害の軽減が図られています。</p>	<p>《市民》</p> <p>ハザードマップによる危険箇所等の把握、市民一斉清掃や水防訓練への参加、各戸の雨水貯留施設の設置、豪雨予報前の土のう設置等を実施します。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>大規模な開発に伴う雨水貯留施設の設置、自主防災組織の設置、市民一斉清掃や水防訓練への参加、豪雨予報前の土のう設置や止水板の設置等を実施します。</p>

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
⑥安威川ダムによる治水対策	<p align="center">《現状と課題》</p>	<p align="center">《市》</p>
	<p>安威川の氾濫を防ぐため、関係地区住民との調整を図りながら、安威川ダムの建設が進められています。 近年の豪雨に伴う避難勧告等の発令状況も踏まえ、早期のダム完成が求められています。</p>	<p>安威川流域住民の生命と財産を水害の危険から守り、安全なまちづくりを進めるため、引き続き大阪府と連携を密にし、早期に治水効果が発現できるよう、取組を推進します。</p>
	<p align="center">《目標》</p>	<p align="center">《市民》</p>
	<p>大雨による安威川の氾濫により、想定される流域の大規模な浸水の被害を防ぎ、住民の生命と財産が守られています。</p>	<p align="center">《事業者・団体》</p>

※1 受援計画

大規模災害時に他の自治体や機関からの応援を迅速かつ効率的に受け入れるための体制等を定める計画です。

※2 BCP

発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画です。

1 施策の概要

1	まちの将来像	4	市民・地域とともに備え、命と暮らしを守る安全安心のまち
2	施策	4-2	消防・救急体制を充実強化する
3	SDGs 位置付け		
4	施策の 必要性	近年、社会を取り巻く環境の変化に伴い、発生する災害はますます複雑多様化し大規模化の傾向にあることから、あらゆる災害に備えた消防力の充実強化が必要です。また、高齢者の増加に対応するため、救急業務の充実強化を図るとともに、市民や事業所などの防火意識の向上を図る必要があります。	
5	施策の 方向性	多様な災害に即応する消防体制と高齢化社会に対応した救急体制の充実強化を図るとともに、防火意識の向上に努め火災予防を推進します。	
6	施策内の 取組	4-2-1	消防体制の充実強化
		4-2-2	救急業務の充実強化
		4-2-3	火災予防の推進
7	分野別 計画等		


2 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①消防体制の充実強化	<p>《現状と課題》</p> <p>複雑多様化する災害に対応できるよう消防体制の充実強化を図る必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>消防職員及び消防団員の災害対応力を向上させるとともに、車両等の計画的更新整備を図ります。また、関係機関と災害活動の連携強化を推進します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>多様な災害に迅速に対応できる消防体制が整っています。</p>	<p>《市民》</p> <p>自主防災訓練などに積極的に参加します。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>自衛消防隊※1の訓練を充実させ、災害対応力を高めます。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
②救急業務の充実強化	<p>《現状と課題》</p> <p>高齢化の進展などに伴い、救急の要請は今後も増大することが予想されることから、円滑な救急活動が行えるよう、救急業務の充実強化を図る必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>救急隊員の能力向上に努めるとともに、医療機関との連携を強化し、高齢化の進展による救急需要の増加に対応するため、円滑な救急活動体制を構築します。また、救急車の適正利用等を啓発します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>円滑な救急活動体制が整っています。</p>	<p>《市民》</p> <p>救急車の適正利用に努めるとともに、救命講習会などに参加します。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>事業所内での救命講習会の受講や、AEDの設置を推進します。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③火災予防の推進	<p>《現状と課題》</p> <p>市民や事業所に対する消防訓練などを通して防火意識を高めていますが、より一層の防火思想の普及に努める必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>防火教育に取り組み、防火思想の普及に努めます。住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、防火管理業務の指導を適切に行い、被害の抑制を図ります。</p>
	<p>《目標》</p> <p>防火意識が高まり、火災件数が減少しています。</p>	<p>《市民》</p> <p>家庭内で防火意識を高め、住宅用火災警報器の適正な維持管理と設置に努めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>事業所内の消防用設備等を適正に維持管理し、防火意識の向上に努めます。</p>

※1 自衛消防隊

消防法において、一定規模を有する事業所において設置が義務付けられている事業所の従業員により構成された自衛の消防組織です。




1 施策の概要

1	まちの将来像	4	市民・地域とともに備え、命と暮らしを守る安全安心のまち	
2	施策	4-3	防犯や多様な危機への対策を強化する	
3	SDGs 位置付け			
4	施策の 必要性	市民の安全安心を脅かすものとして、犯罪や迷惑行為等、モラル低下による様々な問題があり、これまでから対策を講じていますが、今後も効果を検証し、内容の見直しを図りながら、取組を発展させなければなりません。また、新感染症やテロ行為等の市民生活を脅かす多様な危機についても想定し、その対策を進める必要があります。		
5	施策の 方向性	安全で安心な地域社会を実現するため、市民、事業者、警察及び行政が犯罪のないまちづくりに求められる役割を分担するとともに、連携して、防犯対策の推進と防犯に対する意識の向上を図ります。また、多様な危機に関する情報収集と情報提供を行いながら対策を進めます。		
6	施策内の 取組	4-3-1	防犯環境の整備	
		4-3-2	防犯活動への支援及び市民の防犯意識の向上	
		4-3-3	多様な危機への体制整備	
7	分野別 計画等	新型インフルエンザ等対策行動計画	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、感染力の強い新型インフルエンザ等の発生に対し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響を最小限に抑えることを目的として定める計画	
		国民保護計画	外部からの武力攻撃や大規模テロが発生した場合に市が実施する国民保護措置(市民の避難など)を総括的に記載している計画	

2 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①防犯環境の整備	<p>《現状と課題》</p> <p>警察と連携し、街頭犯罪抑止に有効な箇所を選定し、防犯カメラ(市管理)を設置するなど環境整備を進めています。地域での防犯上の危険箇所、防犯灯や防犯カメラを設置するなどの対策が求められています。</p>	<p>《市》</p> <p>子ども等を対象にした街頭犯罪を抑止するためにも、犯罪発生の確認等に限定した利用と、プライバシーの保護に配慮しながら、地域での防犯カメラや防犯灯の設置、公園の植栽等の剪定を促進するとともに、地域における防犯組織への支援に努めます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>地域と警察と行政が連携を図り、防犯活動に取り組む環境が整っています。犯罪件数が毎年減少しています。</p>	<p>《市民》</p> <p>各小学校区内に地域防犯の核となる地域安全センターを設置するなど、行政、学校、警察等との連携強化を図ります。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>開発事業者は、地域コミュニティ及び防犯対策を考慮し、事業を展開します。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
②防犯活動への支援及び市民の防犯意識の向上	<p>《現状と課題》</p> <p>地域防犯力の向上に資するため、茨木防犯協会の活動を支援しています。また、市民の防犯啓発にも努めていますが、さらなる防犯活動への支援が求められています。</p>	<p>《市》</p> <p>市内各地で実施している防災訓練などの地域行事に、防犯啓発の内容も取り入れるなど、自主防犯活動の推進を支援します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>安心して安全に暮らすために、一人ひとりが高い意識を持ち、市内各地で自主的な防犯活動が活発に行われています。すべての小学校区で安全パトロールが行われています。</p>	<p>《市民》</p> <p>地域での挨拶運動や見回り活動などを行い、犯罪の未然防止に努めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>集客力のある大規模小売店舗等は、店舗及び周辺の防犯対策の推進に努めます。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③多様な危機への体制整備	<p>《現状と課題》</p> <p>市民の生命、身体等に被害が生じるおそれがある事態が発生した場合に、早期の配備体制の構築及び対応が求められています。また、新型インフルエンザ等の感染症の発生や、大規模なテロ行為等に対する市の対応は、行動計画等で定めていますが、これらの危機は予測や予防が困難であるため、関係機関の緊密な連携体制の構築が急がれます。</p>	<p>《市》</p> <p>市民の生命、身体等に被害が生じるおそれがある事態に対し、必要な緊急対策を講じるため、基準等を定めます。また、迅速な対応ができるよう、新型インフルエンザ等対策行動計画及び国民保護計画に基づき、対応マニュアルの策定や関係機関との情報伝達訓練等を実施します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>市民の生命、身体等の安全を確保するため、早期に市民への情報提供、注意喚起を促す体制が整っています。また、多様な危機に対しては、国をはじめ関係機関等からスムーズな情報収集を行い、市民に対して速やかに情報提供が行える連携体制が整っています。</p>	<p>《市民》</p> <p>緊急事態が発生した場合は、積極的に情報収集を行い、安全確保に努めます。また、感染症に対する予防対策及び有事の際の避難行動などについて知識を深めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>危機事態に迅速かつ的確な対応が図られるよう、府、警察等が中心となり、積極的に連携体制を構築します。また、被害を最小限に抑え、社会機能を維持するため企業等におけるBCP策定等に努めます。</p>

1 施策の概要

1	まちの将来像	4	市民・地域とともに備え、命と暮らしを守る安全安心のまち
2	施策	4-4	消費者教育を推進する
3	SDGs 位置付け	  	
4	施策の 必要性	<p>商品・サービスの多様化やグローバル化、高度情報化が進み、消費者を取り巻く環境は大きく変化しており、消費者トラブルも多様化・複雑化しています。高齢者を狙った悪質商法や特殊詐欺被害※1の増加、また、成年年齢の引き下げに伴う若年者の消費者被害が懸念される中、消費者が安全安心に生活できる社会を実現するには、一人ひとりの消費者が自ら選択し決定する力やリスク回避能力、自分の選択が他者や自分の生活へ及ぼす影響などを考え行動する能力等を養うことが重要となっています。</p>	
5	施策の 方向性	<p>消費生活相談、消費者教育・啓発事業の充実を図りながら消費者意識を高め、<u>自立した消費者※2</u>を育成するとともに、相談業務の充実や適切な情報提供などにより、消費者の安全安心の確保に取り組みます。</p>	
6	施策内の 取組	4-4-1	消費者教育・啓発の推進
		4-4-2	消費者相談の充実
7	分野別 計画等		

2 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①消費者教育・啓発の推進	<p>《現状と課題》</p> <p>インターネット環境の急速な普及により、若年者の消費者トラブルが顕在化しています。また、高齢者を狙った悪質商法や特殊詐欺なども多発しています。</p> <p>「消費者教育の推進に関する法律」では、学校、地域等様々な場において多様な主体による消費者教育を実施するよう定められています。</p>	<p>《市》</p> <p>関係機関と連携を図り、各世代への消費者教育や啓発活動に取り組み、消費者被害及び製品事故等の被害の未然・拡大防止や自立した消費者の育成に努めます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>自ら危険回避等をできるだけでなく、消費者の特性などへも配慮し消費行動できる自立した消費者が増加することにより、消費者トラブルが減少しています。</p>	<p>《市民》</p> <p>生涯を通して主体的に学び、日常生活の中で消費者としての意識を培うよう努めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>市と連携し市民への情報提供や啓発活動などに努めます。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
②消費者相談の充実	<p>《現状と課題》</p> <p>個別の相談における解決率は高いものの、さらに被害の未然・拡大・再発防止の観点に立った関連部門・機関との連携を進めていく必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>地域コミュニティや警察など関連部門・機関と情報共有等、連携を図りながら、相談体制の充実や被害防止に努めます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>被害の未然・拡大・再発防止の観点に立った相談体制が充実しています。</p>	<p>《市民》</p>
		<p>《事業者・団体》</p>

※1 悪質商法や特殊詐欺被害

悪質商法：組織的・反復的に行われる不当な方法を用いた商取引のことを言います。マルチ商法（商品を販売しながら会員を増やす）やキャッチセールス（駅や繁華街で誘い商品を買わせる）などがあります。

特殊詐欺：電話などを用いて対面することなく不特定多数の人から金品をだまし取る詐欺の総称。オレオレ詐欺、還付金詐欺などがあります。

※2 自立した消費者

多くの情報を適切に収集・分析し、主体的、合理的な判断を行い、行動することができる消費者のことを言います。

1 施策の概要

1	まちの将来像	5	都市活力がみなぎる便利で快適なまち
2	施策	5-1	地域産業を基盤強化し雇用を充実する
3	SDGs 位置付け		
4	施策の 必要性	<p>農林業従事者の高齢化が進み、担い手不足の状況にあります。多くの市民から新鮮で安全・安心な農作物に対するニーズが高まっており、新たな担い手の確保や、地域特性をいかした農林業振興が必要です。また、小売業や卸売業では、生活スタイルや消費者ニーズが多様化する中、集客力を維持できず活力が低下しており、製造業を中心とする事業者においても、産業環境や経済状況の変化のもと、厳しい経営環境となっています。</p> <p>これらの状況下、まちの発展へ向けて、便利で魅力のある店舗・商店街づくりや市内事業所の事業継続・成長を支援するとともに、雇用・就労支援の充実や働き方改革を推進する必要があります。さらに、地域との連携や人材育成等の地域経済の活性化へ向けた対策を講じる必要があります。</p>	
5	施策の 方向性	<p>本市の農林業は、都市近郊立地の特性をいかし、都市と農村の交流を基軸とした地産地消の取組や、適切な森林整備を促進するとともに、地域ぐるみでの営農や市民、企業等の新たな担い手を育成します。</p> <p>また、商店街が便利で楽しみのある場所として、買い物客や地域住民で賑わい、市内企業が安定的に事業を継続し、成長を遂げるなど、活力あふれるまちづくりを進めていきます。</p> <p>事業所の人材確保や、就職困難者・不安定な就労を余儀なくされている人の能力と希望に応じた就労を支援するとともに、働き方改革を推進し、働く人々が安心して、いきいきと働くことができる環境づくりと育成された人材が活躍できる活力がみなぎるまちづくりを進めていきます。</p>	
6	施策内の 取組	5-1-1	都市と農村の交流活動等による農林業振興
		5-1-2	商業の活性化
		5-1-3	企業活動への支援
		5-1-4	地域経済の成長を先導する事業者の創出・育成
		5-1-5	雇用・就労の支援
		5-1-6	働き方改革と勤労者福祉の推進
7	分野別 計画等	農業振興地域整備計画	農業の振興を図るべき区域を明らかにし、農業上の有効利用と近代化のための施策を推進するため、農業生産基盤や生活環境施設、農業近代化施設の整備計画、農業経営の担い手の確保に関する計画などを総合的に定める計画
		森林整備計画	地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方やこれを踏まえたゾーニング、地域の実情に即した森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法及び森林の保護等の規範、路網整備等の考え方を定める計画
		産業振興ビジョン・アクションプラン	10年先の産業やまちのあるべき姿を描いた「茨木市産業振興ビジョン」の実現に向けて、取組む内容や推進体制などを示す行動計画
		中心市街地活性化基本計画	中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するために、多様な主体が参画した実効性のある具体的方策を定める計画
		次世代育成支援行動計画	すべての子どもの育ちと子育てを切れ目なく、社会全体で支えるための施策を示す計画
		障害者施策に関する長期計画	障害者施策を推進するための基本理念、基本方針を定めることにより、その方向性と内容を明らかにし、今後の障害者施策推進のための指針となる計画
	いのち支える自殺対策計画	誰もが追い込まれることのない社会の実現をめざし、自殺対策を生きこぶことの包括的な支援とし推進する計画	

2 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①都市と農村の交流活動等による農林業振興	<p>《現状と課題》</p> <p>農林業従事者のほとんどが兼業で、従事者の高齢化や担い手不足から、耕作面積は減少し、森林は手入れが行き届かなくなりつつあります。都市と農村の交流を行うとともに、農業にふれあえる市民農園や体験農園を推進する必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>生産基盤や生活環境基盤を整備し、集落営農の組織化や担い手の確保に努めるとともに、有害獣対策や森林整備を支援します。また、特産品等の栽培や6次産業化の取組を支援するとともに、体験農園やイベントの開催状況の情報発信に努めます。北辰中学校跡地において、地域住民の意見や安威川ダム周辺整備事業などを考慮し、都市住民を呼び込み、活用する施設の整備を検討します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>農業生産施設や農村生活環境が整備され、様々な担い手により、農業が営まれ、安全・安心な農作物が市民に供給されています。また、適切な森林整備が進んでいます。農業に関連したイベントが市内各所で行われ、市民と農業者の交流が活発化し、地域が活性化しています。市民が市民農園での野菜作りや体験農園での活動を楽しんでいます。</p>	<p>《市民》</p> <p>組織化された営農の共同作業に参加します。また、農林産物を活用した加工品の使用に努めます。市民農園等で農業とふれあいます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>農林業従事者は営農の組織化を図り、担い手の確保に努めます。また、農林産物を活用した加工品の開発に努めます。企業による農林業支援を実施するとともに、イベントを企画し、他のイベントにも参加します。</p>
②商業の活性化	<p>《現状と課題》</p> <p>消費者ニーズや生活スタイルの変化に伴い、利便性の高い新たな大型ショッピングセンターに買い物客が流れ、従来の小売・卸売事業者の売上高が減少傾向にあります。また、まちを楽しめる機会の増加が求められています。</p>	<p>《市》</p> <p>地元商業の活性化に向けて、創業者・店舗事業者の支援や来街環境の整備に努め、利便性の向上を図るとともに、イベントや店舗の情報発信などの取組を支援します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>商店街が、利便性が高く居心地のいい場となり、大型ショッピングセンターと共生しています。また、まちなかに魅力ある商店が集まり、多様なイベントが開催され、楽しみに訪れた人々で賑わっています。</p>	<p>《市民》</p> <p>市内でのイベント参加や消費活動に努めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>地域の安全・安心や利便性向上に寄与する取組を推進するとともに、イベントや店舗の魅力発信等に努め、地域と密着した店舗・商店街づくりをめざします。</p>
③企業活動への支援	<p>《現状と課題》</p> <p>グローバル化、少子高齢化等による産業構造や社会経済情勢の変化を受け、企業にとって厳しい経営環境となっています。企業の操業継続を支援する施策を展開し、市内産業の活性化を図ることが求められています。</p>	<p>《市》</p> <p>市内企業への個別訪問やワンストップ相談※1を通じ、市と企業の間を深めるとともに、生産性向上に向けた設備投資等を促進するなど、企業の操業継続の支援に努めます。また、経済の国際化に対応した企業活動に協力できるよう、関係機関と連携を図ります。</p>
	<p>《目標》</p> <p>市内企業が操業を継続し、発展成長することにより、地域経済が発展しています。</p>	<p>《市民》</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>事業者は、産業構造等の変化に対応するため、新製品・新技術の研究開発等に努め、競争力を高めます。</p>

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
④地域経済の成長を先導する事業者の創出・育成	<p>《現状と課題》</p> <p>産業を取り巻く環境が変化してきており、大学等の知的財産、企業の技術力、地域のつながりや人材などをいかし、競争力をもった新しい事業を創出する仕組みづくりを進める必要があります。また、それら事業者の集積を図る必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>大学、企業、地元金融機関、地域の人材等がそれぞれの強みをいかせる、連携体制の基盤整備を進め、市民の生活利便性やニーズに対応した新たな製品・サービスや競争力をもった新しい事業の創出を促進します。特区制度※2や企業立地促進奨励金などの企業支援施策を活用し、成長産業の集積促進を図ります。</p>
	<p>《目標》</p> <p>クリエイターや研究者といった知識・技術を持った人材の活躍で、個性あふれる新しい事業が創出されています。また、事業者、大学、地元金融機関、行政や市民が連携し、それぞれの強みをいかして取り組むことにより、地域産業の活性化が進んでいます。特区制度や企業立地促進奨励金などの支援施策により、バイオ関連や環境関連など成長産業の集積が進んでいます。</p>	<p>《市民》</p> <p>地域の人材やノウハウ、施設、資金をいかして、地域課題の解決や地域の活性化に取り組みます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>事業者は、新製品・新技術の研究開発等に努め、競争力を高めます。また、大学と連携し、地域で活躍できるイノベータータイプ(革新的)、クリエイティブ(創造的)な人材を育成します。北大阪(彩都等)地域拠点協議会において、特区事業の具体化に関する協議・調整を行います。</p>
⑤雇用・就労の支援	<p>《現状と課題》</p> <p>雇用情勢は改善の傾向にありますが、就職困難者※3の就職は依然として厳しい状況にあります。希望する就労を実現するため、自らのスキル向上をめざす人を支援する必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>関係機関と連携し、企業見学会や合同就職面接会、求職者のスキルアップ支援など様々な就労支援施策を行うとともに、就職後も貴重な人材として社会で活躍できるよう支援を行います。また、公正採用選考、障害者雇用などの理解を深めるため、啓発を行います。</p>
	<p>《目標》</p> <p>若者、女性、高齢者、障害者などが、その能力と希望に応じた就労を実現しています。市民や学生の市内における就労と、市内中小企業等の人材確保が促進されています。</p>	<p>《市民》</p> <p>希望する就労を実現するため、スキルアップ等に努めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>事業者は、障害者やひとり親家庭の方などの就労について理解を深め、その雇用に努めます。</p>
⑥働き方改革と勤労者福祉の推進	<p>《現状と課題》</p> <p>働き方改革により、就業機会の拡大や、意欲・能力を発揮できる環境づくりが進められています。勤労者の健康で豊かな働き方の実現が求められていますが、長時間労働や職場でのハラスメントなどの権利侵害や、労働環境・福利厚生などの格差が起きていることです。</p>	<p>《市》</p> <p>働きやすい職場づくりや、労働基準法等の労働法制について周知、啓発を行います。また、労働に関する身近な相談窓口を設置するとともに、市内事業所で働く人々の福祉の増進を図るため、勤労者互助会を支援します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>働く人々の権利が守られるとともに、雇用が安定し、安心していきいきと働いています。</p>	<p>《市民》</p> <p>職場環境や労働法制について、関心を持ち理解を深めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>事業者は、労働基準法などの労働関係法令を遵守し、誰もが働きやすい環境づくりや勤労者の福利厚生の充実に努めます。</p>

※1 ワンストップ相談

複数の内容の相談を一つの窓口で済ませられることを言います。


※2 特区制度

特区(総合特区)制度は、産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るための制度です。本市では彩都西部地区、東芝大阪工場跡地などが「関西イノベーション国際戦略総合特区」の指定を受けています。

※3 就職困難者

若者、女性、障害者、高齢者、ひとり親家庭の親等、働く意欲がありながら就職にあたり様々な困難な要因を抱える人やそれらの要因のために働く意欲を失いかけている人、また、働く意義が十分に見いだせないでいる人

1 施策の概要

1	まちの将来像	5	都市活力がみなぎる便利で快適なまち	
2	施策	5-2	地域特性をいかした計画的な都市づくりを推進する	
3	SDGs 位置付け	  		
4	施策の 必要性	<p>本市は国土軸に位置し、交通利便性に優れた立地であり、都市の活動も、広域的な視点から進められています。一方、近年、経済のグローバル化等から、企業の移転や流出が見られます。また、地球規模で進む環境問題に対応した都市への転換も求められています。地域特性をいかし、将来にわたって活力ある都市であり続けるためには、広域的な交通等を支える都市基盤整備と良好な住環境や魅力ある産業環境等の形成をさらに推し進め、環境負荷の低減を進めるとともに、都市機能が適正に配置された総合的な機能を備えた持続可能で計画的な都市づくりを進める必要があります。</p>		
5	施策の 方向性	<p>広域的な都市基盤施設の充実を図るとともに、計画的な市街地整備や地域特性をいかした土地利用の誘導を図り、強み(ポテンシャル)をいかした整備を推進します。また、限られた資源を有効に活用し、省エネルギー型の都市をめざすとともに、住、働、学、憩という都市において行われる機能を備えた都市づくりを進め、活力と魅力の増進に取り組めます。</p>		
6	施策内の 取組	5-2-1	計画的な都市基盤整備や市街地整備	
		5-2-2	彩都の都市づくり	
		5-2-3	適切な開発や建築物・土地利用の誘導	
7	分野別 計画等	都市計画マスタープラン	おおむね10年後の将来像と必要な施策展開方針等を示す市の都市計画に関する基本的な方針	
		景観計画	景観法を活用した今後の景観行政の全体像を示し、市民、事業者、行政それぞれによる将来の景観づくりに関する指針となる総合的な計画	
		立地適正化計画	人口減少、少子高齢化社会の到来を踏まえ、持続可能な都市の実現に向け、住宅と生活を支える施設の集約化を図るため、都市再生特別措置法に基づき定める計画	
		環境基本計画	環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の大綱を定める計画	

2 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①計画的な都市基盤整備や市街地整備	<p>《現状と課題》</p> <p>広域的な都市基盤整備等においては、国・府・近隣自治体等と協議し、連携した取組を進めています。</p> <p>大規模な開発や工場跡地の再開発等の土地利用にあたっては、立地適正化計画や地区計画※1等の制度を活用し、環境負荷の低減に配慮しつつ、計画的で秩序ある市街地整備を進めています。</p> <p>また、社会情勢の変化を踏まえた都市計画施設の見直しが必要です。</p>	<p>《市》</p> <p>広域に影響を及ぼす都市基盤や大規模施設については、関係機関等と連携し、協議を進めます。</p> <p>居住誘導区域外については、届出制度や都市計画制度を適切に活用します。</p> <p>幹線道路沿道については、土地区画整理事業や地区計画等を活用し、適正な土地利用を誘導します。</p> <p>また、長期未着手の都市計画施設については、適宜見直しを行います。</p>
	<p>《目標》</p> <p>関係機関や事業者と連携し、広域的観点から都市づくりに取り組んでいます。</p> <p>また、地域の実情に応じて、適宜適切に土地利用制度や都市計画施設が見直され、時代の変化に対応した計画的な市街地及び都市施設の整備が進められ、居住誘導区域が維持されています。</p> <p>また、地域特性をいかし、幹線道路沿道において、これからの時代にふさわしい、企業立地が進んでいます。</p>	<p>《市民》</p> <p>地区計画や建築協定※2、景観協定※3の活用等、地域の状況に応じた自発的なルールづくりにより、生活環境の維持や向上に努めます。</p> <p>土地区画整理事業等により、良好な市街地環境の形成と整備に取り組みます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>広域的に影響や効果を及ぼす大規模な開発において、開発事業者は、住民ニーズや社会経済情勢の把握、周辺への配慮に努め、適切な土地利用を検討し、市及び関係機関等と協議・調整を行います。</p> <p>土地区画整理事業や地区計画等を活用し、計画的な市街地整備に協力します。</p> <p>また、複合的な都市開発を行う事業者は、多様な都市機能の適正措置と環境負荷の低減に努めます。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
②彩都の都市づくり	<p>《現状と課題》</p> <p>西部地区は、平成31年3月末現在、約9,000人の方が居住し、中部地区は物流施設等が立地されています。</p> <p>東部地区の一部では造成工事が完了し、工場や物流施設などの建築が進められており、新名神や名神に近接している立地をいかした産業拠点等としての整備が望まれます。</p>	<p>《市》</p> <p>西部・中部地区では良好な住宅地の形成や企業等の誘致が進み、東部地区においても、社会経済情勢や周辺環境の変化に対応した都市づくりを、民間の活力等を活用しながら段階的に進めていきます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>東部地区の都市づくりについては、民間の活力等を活用しながら段階的に進められています。</p> <p>西部・中部地区では良好な住環境等の維持形成と企業等の誘致が進められています。</p>	<p>《市民》</p> <p>住宅地においては地区計画等を活用し、地域住民が主体となって良好な住環境の維持に努めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>彩都建設推進協議会をはじめ彩都計画を進める事業者等は、東部地区の開発を進めるにあたって、社会経済情勢、周辺環境の変化や地権者の意向等を踏まえ、将来を見通した都市づくりを推進するとともに、新たな産業創出につながる企業等の誘致に努めます。</p> <p>進出企業等は地域への貢献に努めます。</p>

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③適切な開発や建築物・土地利用の誘導	《現状と課題》	《市》
	開発指導要綱に基づく指導や都市計画制度等の活用により、市街化調整区域における無秩序な市街地の拡大を抑制するとともに、市街化区域においては良好な生活環境や企業の操業環境の整備に努めるなど、適切な土地利用の誘導を図っています。	開発許可基準の適正な運用や適宜適切な都市計画の見直しなどにより、社会経済情勢の変化や時代のニーズを捉えながら市の発展につながるよう、土地利用誘導を検討します。
	《目標》	《市民》
	地域の土地利用形態の変化を見通した適宜適切な土地利用誘導や開発指導により、良好な生活環境や企業の操業環境の形成が進められています。	建築物を建築する際には、景観や周辺の住環境に調和した計画となるよう努めるとともに、地域住民が主体となって、地区のルールづくりに取り組み、将来にわたって良好な生活環境が維持できるよう努めます。
		《事業者・団体》 大規模な開発や土地利用転換を進めるにあたり、事業者は、住民のニーズや社会経済情勢の把握、周辺地域に配慮し、将来を見通した計画的な土地利用を検討します。 また、緑空間の確保や景観、周辺住環境に配慮した開発計画となるよう努めます。

※1 地区計画

都市計画法に基づき、一体的に整備、保全を図るべき地区において、地区住民の意向を反映して、建物の用途、高さ、敷地面積の最低限度や、地区施設道路、公園などについて定め、秩序ある開発行為や建築等が行われるように規制、誘導する制度です。


※2 建築協定

建築基準法に基づく制度であり、同法に定められた基準に加え、地域の住民が自発的に、地域内の建築物の用途や形態などのルールを取り決め、それらをお互いに守りあうことによって、地域の良好な住環境やまちなみなどを将来にわたって守り育てていく制度です。

※3 景観協定

景観法に基づき、景観計画区域内の土地所有者等の合意により、建築物、工作物、屋外広告物などについて、地域の良好な景観づくりのためのルールを定める協定です。

1 施策の概要

1	まちの将来像	5	都市活力がみなぎる便利で快適なまち
2	施策	5-3	良好で住みよい都市づくりを推進する
3	SDGs 位置付け	   	
4	施策の 必要性	<p>良好で住みよい環境は、行政の都市整備だけでは実現できず、市民、事業者等の活動が大きな役割を果たします。都市に関わるすべての主体が、その役割を理解し、住みよい環境形成に取り組むとともに、よりよい環境を創り、守り、育てていくための意識づくりやルールづくりが必要です。また、みどりは、良好な環境形成に大きな役割を果たすものであり、その保全と創造に取り組むことが必要です。さらに、少子・高齢化や低炭素な社会に対応したまちの活力の維持・増進、これから顕在化してくると予想される空家や危険家屋などの課題に対応し、各主体が協力して取り組んでいく必要があります。</p>	
5	施策の 方向性	<p>市民、事業者等による開発や施設の管理が良好な環境を形成することを基本に、住みよいまちを創るため、計画の共有、ルールの作成、適正な運用と適時適切な見直し、住民への支援などを行うほか、低炭素型で誰にもやさしい福祉のまちづくり、緑地の適正な保全と緑化を推進し、みどりをいかしたうらおいのある環境づくりを進めるとともに、安全で快適な住環境や美しい街並みが魅力的で将来にわたり住み続けたいまちをめざします。また、今後も増加すると懸念される空家については、所有者への働きかけを行うほか、まちづくりへの活用をめざします。</p>	
6	施策内の 取組	5-3-1	快適で良好な住環境の形成
		5-3-2	都市におけるみどりの形成
		5-3-3	良好な景観の保全と創造
		5-3-4	良好な住宅ストックの形成
		5-3-5	危険家屋・老朽マンション対策
		5-3-6	公的住宅の改善・充実
7	分野別 計画等	都市計画マスタープラン	おおむね10年後の将来像と必要な施策展開方針等を示す市の都市計画に関する基本的な方針
		緑の基本計画	緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を定める計画
		景観計画	景観法を活用した今後の景観行政の全体像を示し、市民、事業者、行政それぞれによる将来の景観づくりに関する指針となる総合的な計画
		市営住宅長寿命化計画	市営住宅を安全で安心な住まいとして長期間にわたって確保しつつ、維持管理費の削減や事業量の平準化、管理・運営を改善するため、予防保全的な観点からの耐震改修や外壁改修、屋上防水等の修繕や改善の予定を定める計画
		住宅・建築物耐震改修促進計画	市における建築物の耐震化を計画的に促進するため、必要な施策や啓発及び知識の普及等に関する事項を定める計画
		環境基本計画	環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の大綱を定める計画
		空家等対策計画	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、本市の空家等対策について取りまとめた計画
		バリアフリー基本構想	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)に基づき、高齢者、障害者等の移動や施設利用者の利便性・安全性の向上を図るための取組等を示した構想

2 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①快適で良好な住環境の形成	<p>《現状と課題》</p> <p>高度地区※1による高さ制限や超高層建築物の立地に関する基本的な方針、地区計画の導入により、各地域の実情に応じた適切な規模の建築物の立地や、周辺環境に配慮した土地利用の誘導を進めています。また、バリアフリー基本構想に基づく整備やユニバーサルデザインの導入、低炭素型のまちづくりを進める必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>住民活動への支援を行い、住民の合意と相互協力による地区計画や建築協定、景観協定の導入、民間建築物における総合設計制度※2の活用等を図ります。また、公共施設や歩行者経路等の安全な歩行空間の確保に努めるとともに、ユニバーサルデザインの導入や、低炭素建築物の認定制度の普及・啓発を行います。</p>
	<p>《目標》</p> <p>市民・事業者・行政の協働により、住環境の保全と向上が図られています。すべての人が安全で快適に利用できるよう、公共施設や歩行者経路等のバリアフリー化を実施するとともに、ユニバーサルデザインの導入が進んでいます。市民一人ひとりが環境負荷の低減に努めるとともに、各主体の協働により低炭素社会の実現に向けた取組が進められています。</p>	<p>《市民》</p> <p>住民間での協力や行政・事業者との連携により、良好な住環境の維持・創出に努めます。一人ひとりがバリアフリーや環境問題に対する理解を深め、暮らしでの実践に努めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>開発事業者や多数の人が利用する施設を設置・管理する事業者等は、開発や建築物の建築にあたっては周辺住民の住環境に十分配慮し、地域と調和した良好な住環境や街並みの形成に努めるほか、バリアフリー化及びユニバーサルデザインの積極的な導入や環境負荷を抑えた低炭素型のまちづくりの推進に努めます。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
②都市におけるみどりの形成	<p>《現状と課題》</p> <p>都市計画公園※3や緑地、民間の開発に伴う公園の整備により、都市におけるみどり空間の充実を図っています。整備後相当年数の経った公園については利用実態を把握し、利用者のニーズに沿った再整備を進めていく必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>開発にあたってはみどり空間の確保や配置に留意した指導に努め、公共施設の整備にあたってはオープンスペースを確保し、質の高いデザインによって周辺の景観や環境との調和に努めます。整備後、相当年数が経過している公園について、ユニバーサルデザインに配慮しながら、住民ニーズや地域の実情に即した再整備を検討します。また、元茨木川緑地は長く親しまれる緑地をめざすため、リ・デザインとして市民等と協働で検討を進めていきます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>都市におけるみどり空間の再整備や充実が進み、市民の利用を促進できる都市空間が形成されています。</p>	<p>《市民》</p> <p>庭先の植栽や地域の公共空間における緑化活動に取り組み、みどりのあふれる美しいまちづくりをめざします。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>開発事業者は、開発に伴う公園の整備においては、適切な規模の確保や利用しやすい配置となるよう努めます。</p>

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③良好な景観の保全と創造	<p>《現状と課題》</p> <p>景観計画及び景観条例を制定し、市民・事業者・行政の協働により、山並みや田園等の美しい自然の保全、建築物の形態意匠の誘導や民有地の緑化の推進など、地区の特性に応じた良好な景観の形成に努めています。特に、中心市街地では、市民会館跡地エリア活用など各取組が進みつつあり、統一感ある魅力的な景観形成を図っていくことが必要です。 各主体が担い手としての自覚を持ち、長期的に良好な景観づくりに取り組むことが望まれます。</p>	<p>《市》</p> <p>景観計画及び景観条例に基づき、官民協働による魅力的な景観の形成の推進を図ります。 また、地域の歴史・文化資源をいかす魅力ある景観の形成に努めます。また、中心市街地では、公共空間を中心とした質の高い景観の形成の推進を図ります。</p>
	<p>《目標》</p> <p>市民・事業者・行政の協働により、美しい景観は市民共通の財産として、創る・守る・育てるという意識の共有と実践が進んでいます。</p>	<p>《市民》</p> <p>一人ひとりが景観形成の担い手であり、建築行為等において、各自が周辺に配慮するという意識を持ち、良好な景観の創出に努めます。 地区レベルで、市民が主体性・責任感・愛着心を持ち、自主的な取り決めによる景観の創出に努めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>開発事業者は、地域社会の一員として、その事業活動が周辺の環境に与える影響を十分考慮し、良好な景観の形成に努めます。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
④良好な住宅ストックの形成	<p>《現状と課題》</p> <p>住まいの安全を確保するための住宅の耐震化に対する補助金の交付や、良質な住宅ストックを形成するための長期優良住宅※4の認定などを行っています。今後も長期にわたり持続可能な住宅の供給や支援、市民への住まいに関する情報提供の充実を図っていくことが必要です。</p>	<p>《市》</p> <p>市内の住宅の耐震化を促進するため、耐震診断や改修の補助を行います。 居住水準の向上、バリアフリー化の促進や、住宅の長寿命化等のための制度の周知と普及に努め、市民の居住環境向上を図ります。</p>
	<p>《目標》</p> <p>良好な住宅が供給され、市民の居住環境が向上しています。</p>	<p>《市民》</p> <p>住まいの安全確保のため、耐震診断や改修に取り組みます。 長期間にわたって安心して住むことができる良質な住宅づくりや住まい選びに努めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>事業者は、耐震診断や改修に関する市民への情報提供を行い、耐震化が促進されるよう努めます。 開発事業者等は、住宅の長寿命化のための制度の活用等により、市民に良質な住宅ストックを提供するよう努めます。 リフォームに関する情報提供や支援、中古住宅の流通促進に努めます。</p>

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
⑤危険家屋・老朽マンション対策	<p>《現状と課題》</p> <p>倒壊のおそれのある危険家屋への対応や、老朽マンションの建替え等に関する相談が市民から多く寄せられています。 また、大阪北部地震や平成30年台風第21号の後には、周囲に影響を及ぼすようになった建物に関する相談が増加しました。 増加する空家への対策について、空家等対策計画に基づき総合的かつ計画的に推進する必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>周囲に影響を及ぼすことにならないよう、建物所有者に対し適切な維持管理を行っていただくための働きかけや情報提供を行います。また、増加する空家についても同様の取組を行うことにより、既存ストックの活用につなげます。 分譲マンションの適正な管理や建て替えの円滑化を図るため、民間団体との連携による情報提供や相談機能の推進を図ります。</p>
	<p>《目標》</p> <p>老朽化した建築物への適切な対応による安全性の確保や、既存ストックを活用したまちづくりが進んでいます。</p>	<p>《市民》</p> <p>周囲に影響を及ぼすことのないよう、空家を含めた建物の適正な管理や有効活用に努めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>不動産に関わる事業者は、市民への積極的な情報提供や相談の場の提供に努めます。 また、自己管理する建築物の適切な管理に努めます。</p>
⑥公的住宅の改善・充実	<p>《現状と課題》</p> <p>良質なストック重視の住宅施策の展開が求められる中、公営住宅分野については、厳しい財政状況のもと、効率的かつ効果的な更新を行い、公営住宅の需要的確に対応することが求められています。そのため、公営住宅ストックの長寿命化を図り、維持管理コストの縮減につなげることが重要となっています。</p>	<p>《市》</p> <p>市営住宅を適切に維持管理することにより、良質なストックの形成を図り、安全で安心な住まいの確保と長期的な活用を行い、セーフティ・ネットとしての役割を果たします。 公的住宅の住まいに関する情報提供を行います。</p>
	<p>《目標》</p> <p>公的住宅の改善・充実が図られています。</p>	<p>《市民》</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>公的住宅の事業者は、適切な維持管理により、良質なストックの形成を図り、安全で安心な住まいの確保と長期的な活用を行い、セーフティ・ネットとしての役割を果たします。また、公的住宅の住まいに関する情報提供を行います。</p>

※1 高度地区

都市計画法に基づき、市街地の環境を維持し、または土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を都市計画で定める「地域地区」の一つです。市では、良好な市街地の住環境の実現を図るため、平成22年より、斜線制限及び建築物の最高高さを定める8種類の高度地区を施行しています。

※2 総合設計制度

建築基準法に基づき、敷地内に歩行者が日常自由に通行または利用できる空地(公開空地)を設けるなどにより、市街地の環境の整備改善に資すると認められる場合に容積率制限や斜線制限、絶対高さ制限を緩和する制度です。




※3 都市計画公園

都市計画において定められる都市施設の一つで、本市では利用目的や規模などから街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園の4種類、84公園を都市計画決定しています。

※4 長期優良住宅

耐震性や耐久性、省エネへの配慮など、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が、その構造及び設備について講じられた優良な住宅のこと。認定を受けることで、住宅ローン減税(所得税、個人住民税)、登録免許税、不動産取得税、固定資産税の税制上の優遇を受けることができます。

1 施策の概要

1	まちの将来像	5	都市活力がみなぎる便利で快適なまち
2	施策	5-4	時代の変化に対応した官民連携による都市づくりを推進する
3	SDGs 位置付け	  	
4	施策の 必要性	<p>時代の変化に対応し、都市間競争を生き抜く魅力あるまちであり続けるためには、<u>集約型都市構造※1</u>への転換や都市魅力の向上など、これからの社会を見据えた取組を進めていかなければなりません。現在進めている市民会館跡地エリア活用等の中心市街地や北部地域におけるプロジェクトの効果を市全体に広げ、長期的な視点のもと、地域住民、民間事業者が、自ら地域をマネジメントすることも想定しながら、新しい発想で、時代の流れや市民のニーズに応えるまちづくりを進めていく必要があります。</p>	
5	施策の 方向性	<p>将来にわたって住み続けたい、さらに活力ある都市として成長・発展させていくという視点から都市構造を捉え、生活を支える都市機能を維持・向上させるとともに、中心部における魅力ある地域、拠点への再生、北部地域をはじめとする豊かな文化、自然資源等をいかし効果を高める取組などにより、これからの時代を先導する活力あるまちづくりを進めます。また、まちづくりに関する知識の普及、情報の提供、まちづくり活動への支援を継続して進め、住民主体のまちづくりの促進に努めるだけでなく、民間事業者と協力して進める新しいまちづくりについても検討、推進し、本市の魅力と活力を発信していきます。</p>	
6	施策内の 取組	5-4-1	生活を支える拠点・ネットワークの整備・充実
		5-4-2	魅力ある中心市街地(市民会館跡地エリア・駅周辺等)の整備
		5-4-3	JR・阪急総持寺駅をいかした都市づくり
		5-4-4	北部地域の魅力向上
		5-4-5	官民連携によるまちづくりの推進
7	分野別 計画等	都市計画マスタープラン	概ね10年後の将来像と必要な施策展開方針等を示す市の都市計画に関する基本的な方針
		総合交通戦略	「住み続けたい元気なまち」を実現するために、市民、交通事業者、関係機関など多様な主体の協働により、推進する具体的な交通施策を定めた実行計画
		立地適正化計画	人口減少、少子高齢化社会の到来を踏まえ、持続可能な都市の実現に向け、住宅と生活を支える施設の集約化を図るため、都市再生特別措置法に基づき定める計画
		次なる茨木・グランドデザイン	中心市街地(阪急茨木市駅からJR茨木駅)において、市民・民間・行政等の多様な主体が出会い、活動する場や機会をつくり出す「次なる茨木・クラウド。」プロジェクトの展開によりつくりあげていく「まちの将来像」
		中心市街地活性化基本計画	中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するために、多様な主体が参画した実効性のある具体的方策を定める計画

2 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①生活を支える拠点・ネットワークの整備・充実	<p>《現状と課題》</p> <p>市中心部やJR総持寺駅といった公共交通の結節点となる駅及び駅周辺等の拠点整備が進められています。</p> <p>これら拠点間のネットワークの維持・増進を図るとともに、各拠点において生活に必要な都市機能の維持・充実を図り、立地適正化計画を踏まえたコンパクトなまちづくりを進めていく必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>市内各地域における生活を支える拠点となる駅や駅周辺等の整備と、必要な公共施設の機能の維持・充実を図ります。</p> <p>また、それらの拠点を結ぶ交通ネットワーク機能の維持・増進に努めます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>公共交通の結節点となる市の都市拠点や地域拠点、生活拠点の整備により、都市機能が維持・増進され、地域の生活環境が向上しています。</p>	<p>《市民》</p> <p>各拠点における施設や公共交通の利用に努めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>商業・交通・サービス等市民の生活を支える事業を営む事業者は、市民が利用しやすい生活利便施設の充実に努めます。</p> <p>交通事業者は、交通事業者間の連携や、各行政機関等との協力により、公共交通の利便性向上を図ります。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
②魅力ある中心市街地（市民会館跡地エリア・駅周辺等）の整備	<p>《現状と課題》</p> <p>都市として発達を遂げてきた本市においても、商業環境の変化等による駅前や商店街の利用者の減少が課題となっていますが、一方で、個性豊かな事業者による賑わいの創出や市民による主体的なまちづくり活動への動きが見られます。</p> <p>また、市民会館跡地エリアにおいては、施設整備だけで終わるのではなく、中心市街地の活性化に向けた協働の取組が必要です。</p>	<p>《市》</p> <p>市民会館跡地エリア、阪急茨木市駅及びJR茨木駅周辺の整備、シビックセンター環状道路※3の一方通行化など、回遊性や憩いのある中心市街地への再整備により、魅力ある賑わいの拠点形成を図ります。</p> <p>また、中心市街地活性化協議会※4の運営協力や市が出資のまちづくり会社が行う事業を支援することにより、中心市街地の活性化に取り組みます。さらに、次なる茨木・グランドデザインの推進により、「育てる広場」をはじめとした、多様な主体による活動の場の創出に取り組みます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>市民会館跡地エリアや駅周辺など中心市街地の整備が進み、人々が楽しく散策し、集う活気あふれる空間となっています。</p> <p>起業家への支援などにより、魅力的な商店等が生まれています。さらに、市が出資するまちづくり会社※2が事業を実施することや、市民や市民活動団体等の協働による活動が実を結び、中心市街地に賑わいが生まれています。</p>	<p>《市民》</p> <p>魅力ある中心市街地・駅周辺の再生に向けて、利用者の視点から課題を見つめ、快適に利用できる歩いて楽しい中心市街地の形成や、賑わいの拠点づくりに取り組みます。</p> <p>また、ワークショップへの参加や社会実験の実践など、主体的にまちづくりに取り組みます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>中心市街地で活動する事業者は、個性があふれ、新しい魅力を発信できる商業活動を展開します。</p> <p>また、NPOをはじめとする市民活動団体等との対等な協働関係を築くとともに、自立した組織として賑わいづくりに取り組みます。市が出資のまちづくり会社は、まちの持続的発展と活性化に寄与する事業に取り組みます。</p>

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③JR・阪急 総持寺駅を いかした都 市づくり	<p>《現状と課題》</p> <p>JR総持寺駅開業後も、JR、民間事業者、茨木市が連携・協力し周辺整備を進めるとともに、他の公共施設とのネットワーク強化を図る必要があります。</p> <p>また、東芝工場跡地では、商業・文教施設等の多様な都市機能で構成された、まちづくりが進められています。</p>	<p>《市》</p> <p>JR総持寺駅開業に伴い、周辺道路の整備を推進するとともに、地域の公共交通の強化を図ります。周辺の施設、資源との連携を図り、地域の魅力向上に努めます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>JR総持寺駅が開業したことで、まちの新たな拠点が誕生し、同駅や阪急総持寺駅、東芝工場跡地を含め周辺地域の活性化が図られています。</p>	<p>《市民》</p> <p>まちの新たな拠点や周辺施設を積極的に利用することにより、地域の賑わいづくりに参加します。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>地域拠点にふさわしいまちの形成に向け、開発事業者等は、生活利便施設等の導入を含めた周辺環境整備に努めます。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
④北部地域の 魅力向上	<p>《現状と課題》</p> <p>北部地域には緑豊かな自然や歴史環境があり、憩い・癒しの場として市民に親しまれています。新名神高速道路が開通するとともに、彩都、安威川ダムなどの主要プロジェクトが行われており、キリンタン遺物史料館などの既存資源との相乗効果による魅力向上が期待されています。</p>	<p>《市》</p> <p>安威川ダムの周辺整備を行い、既存資源や新たに生まれる資源が結びつく取組を推進し、プロモーション活動等、北部地域の魅力発信に努めます。</p> <p>また、観光拠点を含め、公共交通等の確保を検討します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>北部地域が良好な住環境と観光資源を備えた魅力ある地域として整備され、多くの来訪者との交流が増え、活性化が図られています。</p>	<p>《市民》</p> <p>地域住民や学生、来訪者が北部地域の施設の利用やイベント等への参加を通じて、賑わいづくりに関わります。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>北部地域で観光や農業等に係わる事業を展開する事業者は、北部地域の施設運営、イベント等の企画、実施に取り組み、北部地域の魅力づくりに積極的に関わります。</p>

まちの将来像 第5章 都市活力がみなぎる便利で快適なまち
 施策 5-4 次代の変化に対応した官民連携による都市づくりを推進する

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
⑤官民連携によるまちづくりの推進	<p>《現状と課題》</p> <p>民間の開発において、公共施設の整備や市民が利用できる施設が設置されるなど、民間と連携したまちづくりが進んでいます。 また、民間の創意工夫等をいかした地域の整備や維持管理の視点が求められています。 地区計画の決定など、地域住民等による環境の保護等の取組や市民のまちづくりに関する知識の普及等が進んでいます。今後も、様々な主体との協働により、市民の活動を支援していく必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>指定管理者制度やPFI※6事業等を活用した公共施設の整備・管理運営や都市計画提案制度等の適切な運用に努めます。 大規模な開発等の新たなまちづくりにおいては、民間と協力しながらまちづくりを進めます。 地域住民等による環境の維持・充実に向けた取組に対し、必要な支援を行い、地域の状況に応じた制度の活用を促進します。 まちへの関心を高めるため、市民や事業者へのまちづくりに関する情報提供や交流の場を設けます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるために、都市計画制度や民間活力等を活用したエアーマネジメント※5の取組が進み、地域の魅力が向上しています。 また、地域における住民の主体的な活動を支援することにより、住民による地域づくりが進んでいます。</p>	<p>《市民》</p> <p>まちづくりに関する情報提供や交流の機会を積極的に活用し、主体的に地域づくりやまちづくり活動に参画します。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>民間開発事業者は、公共サービスに対する市民ニーズの高度化・多様化に対して、民間主体のノウハウ・創意工夫・柔軟性等をいかし、ニーズに即した地域の担い手となり、新たなまちの魅力の創出をめざします。 大規模な宅地開発等の新たなまちづくりにおいて、開発事業者は、地域の状況に応じた制度を活用し、良好な地域環境の形成に努めます。 まちづくりの専門家やNPO等は、住民の主体的なまちづくり活動に対し、各団体の専門的な見地から支援や協力を行います。</p>

※1 集約型都市構造

市街地の拡散や郊外化を抑えるとともに、高齢化社会や環境にも配慮し、徒歩・自転車を中心とした生活圏域に商業・業務、医療・福祉、教育・学習等の都市機能が配置されたまちのことで、この考え方をもとに「多核ネットワーク型都市構造」(117ページ)をめざします。

※2 まちづくり会社

茨木商工会議所や民間企業、市等が連携し設立された地域密着型の会社のことで、公益性と企業性を併せ持ちながら、行政や民間企業だけでは実施困難な事業などに取り組みます。

※3 シビックセンター環状道路

市中心部の交通環境の向上や、ゆとりやうるおいのある空間を創出するため、茨木駅前線と茨木鮎川線等により形成された環状道路です。

※4 中心市街地活性化協議会

中心市街地の活性化に関する法律に基づき、中心市街地における都市機能の増進を図るもの及び経済活動の向上を図るものにより組織され、中心市街地の活性化を総合的に推進するために設置される協議会です。


※5 エリアマネジメント

一定の地域における良好な環境や価値を維持、向上させるための、住民、事業主、地権者等による都市経営を含む主体的な取組です。

※6 PFI(Private Finance Initiative、プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のことを言います。

1 施策の概要

1	まちの将来像	5	都市活力がみなぎる便利で快適なまち	
2	施策	5-5	暮らしと産業を支える交通を充実させる	
3	SDGs 位置付け			
4	施策の 必要性	<p>人やモノの移動を支える交通は、様々な活動を支え、都市の動脈として重要な役割を果たします。今後とも、幹線道路の整備を進めて人、モノの円滑な流れを実現し、都市の活力を維持増進していかなければなりません。また、少子高齢社会においては、公共交通の維持や安全な交通環境など、<u>交通弱者※1</u>の移動の円滑化が求められています。さらに、近年は自転車の適正な利用が課題となっています。</p>		
5	施策の 方向性	<p>国土軸に位置する優位性をさらにかわしていかけていくとともに、平成25年度に策定した総合交通戦略に基づき、「住みやすい・移動しやすい」まちづくりのため、道路ネットワークの充実と強化、公共交通の利用促進や歩行者・自転車空間の安全性の向上等の総合的な交通施策を進めます。</p>		
6	施策内の 取組	5-5-1	公共交通の維持・充実	
		5-5-2	道路整備の推進	
		5-5-3	駐車場・駐輪場の充実	
		5-5-4	歩行者、自転車利用環境の整備	
		5-5-5	交通安全対策の推進	
7	分野別 計画等	都市計画マスタープラン	おおむね10年後の将来像と必要な施策展開方針等を示す市の都市計画に関する基本的な方針	
		総合交通戦略	「住み続けたい元気なまち」を実現するために、市民、交通事業者、関係機関など多様な主体の協働により、推進する具体的な交通施策を定めた実行計画	
		自転車利用環境整備計画	自転車走行空間の整備、駐輪対策の推進、自転車利用マナーの向上といった自転車利用環境の改善を図るための諸施策を展開していく指針となる計画	

2 取組の目標及び各主体が行うこと


取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①公共交通の維持・充実	<p>《現状と課題》</p> <p>鉄道や路線バスの利用者数は横ばいとなっており、今後、高齢化が進展する中で誰もが安心して外出できる交通環境を整備するため、公共交通の維持及び拡充を図ることが重要となっています。運転手不足等から利用者の少ないバス路線の減便・廃止が増えています。</p>	<p>《市》</p> <p>公共交通の利用促進を図るため、交通結節点である各鉄道駅の機能強化に努め、交通環境の整備を進めます。</p> <p>既存バス路線を活用した利用環境の改善を進めます。</p> <p>山間部等における移動支援について、市民生活をはじめ観光等の来訪者も含めて検討します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>市内ではバス路線網が維持され、多くの人が利用しています。また、路線バスを利用できない交通弱者や様々な利用者のニーズに応えるタクシーを始めとした各種移動支援など、多様なサービスが提供されています。</p>	<p>《市民》</p> <p>不要不急の車利用の抑制に努めるとともに、公共交通の維持も踏まえ、移動手段として積極的に公共交通を利用します。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>交通事業者は、情報提供や事業者間連携による乗り換え利便性の向上等により、公共交通の整備を進め、市民の利用促進を図ります。</p>
②道路整備の推進	<p>《現状と課題》</p> <p>本市は国土幹線が通り、広域的な交通利便性に恵まれています。</p> <p>しかし、流通施設の増加により交通量が増えたことで、交通処理能力が不足しており、主要な幹線道路が混雑しています。</p>	<p>《市》</p> <p>国土幹線・幹線道路の整備を促進するとともに、市内幹線道路の整備や渋滞対策を計画的に進めます。</p> <p>また、防災空間としての視点からも道路整備を進めます。</p> <p>都市計画道路については適宜必要性・実現性等の観点から評価を行い、計画の見直しを検討します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>市中心部への通過交通の流入を抑制するとともに、市内幹線道路網の整備推進、主要交差点の渋滞緩和対策により、市内交通が円滑になるよう道路整備が進んでいます。また防災空間としての役割にも配慮されています。</p>	<p>《市民》</p>
		<p>《事業者・団体》</p>
③駐車場・駐輪場の充実	<p>《現状と課題》</p> <p>駅周辺等における市営駐車場や駐輪場の整備が進み、路上駐車や路上駐輪は減少傾向にあります。しかし、駐輪場については収容台数の不足等の問題を抱えています。</p>	<p>《市》</p> <p>公共駐車場の維持に努めるとともに、駅周辺等における公共駐輪場の整備充実にも努めます。交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を推進します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>交通の状況や地域の特性に応じた駐車場・駐輪場の整備が進んでいます。</p>	<p>《市民》</p> <p>駐車場や駐輪場の積極的な利用により、路上駐車・路上駐輪の低減に努めます。</p> <p>交通ルールやマナー、駐輪や駐車ルールを守ります。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>鉄道事業者及び路線バス事業者、駐車需要施設の設置者などは利用者のために必要な自転車等駐車場を設置するよう努めます。</p>

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
④歩行者、自転車利用環境の整備	<p>《現状と課題》</p> <p>市の中心部では自転車と歩行者がともに多く、自転車通行可能な歩道において混在する状況となっているため、歩行空間や自転車利用環境の整備が求められています。また、平成29年に自転車活用推進法が施行されたことにより、環境や健康増進など新たな視点で自転車利用への対応を行う必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>歩行者専用道路や自転車道などの整備を進め、都市施設を結ぶ自転車通行空間のネットワーク構築を図ります。</p> <p>国の自転車活用推進計画に基づき、自転車利用環境の向上など本市の実情に応じた取組を進めます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>歩行者、自転車、自動車の通行空間の分離などによる安全な歩行空間の確保が進むとともに、自転車利用環境の向上により、安全な歩行者、自転車通行が可能となっています。また、自転車活用による自動車依存の低減により、健康増進や交通混雑の緩和等、経済的・社会的な効果が現れています。</p>	<p>《市民》</p> <p>徒歩による移動や自転車利用のルールを守ります。環境への配慮や健康増進などから、自転車の活用に努めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>従業員にレンタサイクルの活用等、自転車の利用を促進するとともに、安全意識の啓発に努めます。公共交通事業者は、自転車と公共交通機関の連携等に努めます。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
⑤交通安全対策の推進	<p>《現状と課題》</p> <p>本市の事故発生件数は減少傾向ですが、さらなる安全な道路環境の形成、交通ルールやマナー向上に対する啓発活動の強化が必要になっています。高齢運転者の事故や通学路等での事故が社会問題となっています。</p>	<p>《市》</p> <p>交通安全施設等の整備により、安全な道路環境の形成に努めます。</p> <p>歩行者、自転車利用者を対象に、通行ルールやマナーの啓発及び周知活動を行います。</p> <p>高齢者の運転免許証自主返納の促進に努めます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>安全な道路環境の形成や市民の交通意識の高まりにより、事故の発生件数が減少し、安全かつ快適な通行が実現しています。</p>	<p>《市民》</p> <p>自転車と歩行者との譲り合い等、交通に対する知識を高めるため、交通に関する学習への参加等、交通ルールやマナーの向上に努めます。</p> <p>高齢者は運転免許証の返納を検討します。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>警察などの交通管理者は、効果的な交通規制の推進、交通ルールやマナーの啓発に努めます。</p>

※1 交通弱者

自動車を自ら運転できないなど、身体的、法的な理由により、移動する際に制約を受ける人で、高齢者、障害者、子どもなどを指します。

1 施策の概要

1	まちの将来像	6	心がけから行動へ みんなで創る環境にやさしいまち	
2	施策	6-1	いごちの良き生活環境をたもつ	
3	SDGs 位置付け			
4	施策の 必要性	<p>事業活動に伴う大気・水環境への影響については、法令等の整備により改善が進んでいますが、生活排水への対策や騒音、悪臭などの身近な環境課題、さらには、化学物質の適正管理、ライフサイエンス系施設の増加などの新たな環境課題への対応を図るため、一層の施策の推進を図る必要があります。</p> <p>快適な生活環境を確保するため、引き続き、環境美化活動の推進や市民マナー意識の向上を図る必要があります。</p>		
5	施策の 方向性	<p>大気・水環境等の環境監視による環境の把握に努めるとともに、事業者に対する指導や公共下水道・公設浄化槽の整備による環境の保全対策を進めます。また、環境美化や路上喫煙防止などについての意識啓発を進め、市民一人ひとりのマナーが向上し、いごちの良き生活環境を保ちます。</p>		
6	施策内の 取組	6-1-1	健康に過ごすことができる生活環境の保全	
		6-1-2	新たな環境課題への対応	
		6-1-3	快適環境の保全	
7	分野別 計画等	環境基本計画	環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の大綱を定める計画	
		一般廃棄物処理基本計画	市民・事業者・市が協力し、「循環型社会の形成」を更に推進するため、家庭系ごみ・事業系ごみの減量目標や、そのために必要な実施施策を定める計画	
		都市計画マスタープラン	おおむね10年後の将来像と必要な施策展開方針等を示す市の都市計画に関する基本的な方針	




2 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①健康に過ごすことができる生活環境の保全	<p>《現状と課題》</p> <p>大気質、河川水質等の生活環境の状況については、概ね環境基準を達成しています。環境基準の全項目達成のためには、事業活動に伴い発生するばい煙、水等の排出規制を継続するとともに、生活排水の適正処理を進めることが重要となります。</p>	<p>《市》</p> <p>生活環境に被害が生じないよう、公害関係法令に基づく事業所指導を行うとともに、公共下水道等の施設整備により、生活排水対策を進めます。また、大気質、水質及び騒音の常時監視を引き続き実施します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>大気、水等の環境が良好な状態で維持されています。事業活動に伴う排水や生活排水が適正に処理されています。</p>	<p>《市民》</p> <p>公共下水道による供用開始区域では下水道に、公設浄化槽区域では浄化槽排水設備に、それぞれ早期に接続します。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>規制の対象となる事業所は、法令等を守り、大気、水等の環境が良好な状態になるよう努めます。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
②新たな環境課題への対応	<p>《現状と課題》</p> <p>事業所における化学物質の使用やライフサイエンス系施設の設置により周辺環境に影響が及ばないよう、適正な管理運営に向けての事業所指導を進める必要があります。大規模災害発生に備えた環境リスクの低減を図るための取組が求められています。</p>	<p>《市》</p> <p>化学物質を取り扱う事業所に対してPRTR制度※1に基づく適正管理を指導するとともに、ライフサイエンス系施設設置者とは環境保全協定を締結して周辺環境の保全を行うよう指導します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>化学物質を取り扱う事業所では使用の低減と適正管理が行われ、ライフサイエンス系施設では環境保全協定が守られ、周辺環境が良好な状態で維持されています。</p>	<p>《市民》</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>化学物質を取り扱う事業所やライフサイエンス系施設は、周辺環境に影響を及ぼさないよう対策を講じます。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③快適環境の保全	<p>《現状と課題》</p> <p>生活環境を損ねる路上喫煙やごみのポイ捨て、不法広告物、家電製品の不法投棄などが後を絶たない状況にあります。ペットの糞尿などの苦情やトラブルが発生しており、快適な生活環境を維持するための対策が必要です。</p>	<p>《市》</p> <p>モラル・マナーの向上のため、路上喫煙やごみのポイ捨て、家電製品の不法投棄などに対する指導・啓発を行います。ペットを適正に飼育してもらうよう周知・啓発を行います。</p>
	<p>《目標》</p> <p>モラル・マナーの向上で快適な生活環境が保たれています。</p>	<p>《市民》</p> <p>自らルールを守り、快適な生活環境の保全に努めます。常に環境美化意識の向上に努め、各種活動に参加します。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>自治会等、地域の団体や事業者が市と協力して、問題解決に努めます。</p>

※1 PRTR制度(化学物質排出移動量届出制度)

Pollutant Release and Transfer Registerの略。有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物などとして事業所の外に運び出されたかというデータを国が把握し、集計し、公表する仕組みです。





1 施策の概要

1	まちの将来像	6	心がけから行動へ みんなで創る環境にやさしいまち	
2	施策	6-2	バランスのとれた自然環境をつくる	
3	SDGs 位置付け	  		
4	施策の 必要性	<p>多様な生きものが棲み、みどり豊かな自然環境を創造する観点から、本市のみどりの特徴である北摂山系の森林や農地などを保全するとともに、身近に緑があふれ、動植物とふれあえる取組が必要です。また、都市化に伴うヒートアイランド対策として、市街地に緑を増やす取組が必要です。</p>		
5	施策の 方向性	<p>みどりを育む取組や生態系への配慮を推進するとともに、身近な「まちの緑」「農地」「里山」「水辺」を保全し、自然とふれあう機会の創出に取り組み、人の生活と自然とのバランスのとれた自然環境を創ります。</p>		
6	施策内の 取組	6-2-1	都市とみどりの共存	
		6-2-2	自然資源の利用の推進	
		6-2-3	生物多様性の保全	
7	分野別 計画等	環境基本計画	環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の大綱を定める計画	
		里山保全構想・基本計画	放置森林が増加している里山について、自然とふれあいの場として都市と農山村の交流を通じた地域振興をめざすため、里山保全に取り組んでいく上での基本的な方針を定める計画	
		緑の基本計画	緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を定める計画	
		都市計画マスタープラン	おおむね10年後の将来像と必要な施策展開方針等を示す市の都市計画に関する基本的な方針	

2 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①都市とみどりの共存	<p>《現状と課題》</p> <p>市街地のみどりについては、緑化推進やヒートアイランド対策の観点から、緑を増やす取組をさらに進めるとともに、街路樹や公園樹の成長により、市民生活の妨げとならないよう保全を進める必要があります。本市の緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する計画である「緑の基本計画」と整合を図りながら、取組を進める必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>地域や街角から緑あふれる環境づくりを促進するとともに、市民・事業者と連携、協働しながら適正な維持管理に努めます。緑に関する知識や技術の普及に努め、緑に関わる人材や団体の育成を進めます。身近な水辺の保全と創出に努めます。みどりのカーテンによるヒートアイランド対策としての緑化を進めます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>市民や事業者・団体が、みどりの必要性を認識し、緑化活動や水辺の保全が進んでいます。また、公園や水辺は、市民で賑わっています。</p>	<p>《市民》</p> <p>地域で緑化活動に努めます。家庭でも花木を育てます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>事業者は、管理地の緑化に努めるとともに、地域の緑化活動に協力します。</p>
②自然資源の利用の推進	<p>《現状と課題》</p> <p>里地・里山は、木材利用の減少や担い手不足から、手入れが行き届かなくなってきており、多様な主体による保全活動が必要です。農業用のため池や水路は、遊休農地の増加により、機能の維持が困難になってきています。豊かな里山と農地を持続的に保全していくためには、保全活動だけでなく、利活用することで循環の仕組みを構築していくことが重要です。</p>	<p>《市》</p> <p>減化学肥料・減農薬による環境に配慮した農業の取組を支援します。森林保全ボランティアや農業の担い手を養成し、遊休農地や放置森林とマッチングを進めます。森林環境譲与税を利用し、森林整備や木材利用の促進などを進めます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>美しい里地・里山が保全され、環境に配慮した農地の活用が進んでいます。また、間伐材などの有効利用が多方面で進んでいます。</p>	<p>《市民》</p> <p>周辺環境の保全などのボランティア活動について主体的に参加します。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>森林組合等は間伐材等を有効利用し、事業者は森林や農地の保全活動に参加します。</p>
③生物多様性の保全	<p>《現状と課題》</p> <p>放置森林が増え、動植物の生態系に変化が見られます。都市開発が進む中で、都市部の生物の多様性が失われつつあります。そのため、みどりを保全し、生きものをつなぐを回復する取組が必要です。「生物多様性」の概念は市民に浸透しているとは言えないことから、市民が知る機会を創出したり、自然とふれあう機会を設けたりすることが重要です。</p>	<p>《市》</p> <p>水辺や公園、里地・里山を保全することで、動植物の生息・生育環境を整え、生きものとふれあえる場を創ります。特定外来生物をはじめとする外来生物について、生息・生育状況や市民などの役割を周知・啓発します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>生きものや自然とふれあう機会が増えています。多様な生きものが生息・生育できる環境が整っています。</p>	<p>《市民》</p> <p>地域に生息・生育する生きものを大切にします。生きものや自然とふれあう機会を増やします。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>事業者は、管理地の生態系の保全・確保に努めるとともに、地域の生態系の保全・回復に協力します。</p>

1 施策の概要

1	まちの将来像	6	心がけから行動へ みんなで創る環境にやさしいまち	
2	施策	6-3	ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす	
3	SDGs 位置付け	   		
4	施策の 必要性	<p>日々の暮らしや事業活動から、CO₂排出量が増加したことで、異常気象などが起こり、地球規模での問題となっています。また、東日本大震災以降の社会情勢などから、低炭素な暮らしや事業活動が求められています。CO₂排出量削減に向け、再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギー対策の推進を図るほか、環境問題に気づき、意識を高め、行動につながる取組が必要です。</p>		
5	施策の 方向性	<p>市が率先して省エネルギー対策を行うとともに、市民や事業者と連携して、再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギーの推進に努めます。また、情報交換の場を通じて様々な主体が連携し、新たな取組の輪を広げ、ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざします。</p>		
6	施策内の 取組	6-3-1	省エネルギーの実践及び普及啓発	
		6-3-2	再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進	
7	分野別 計画等	環境基本計画	環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の大綱を定める計画	
		地域エネルギービジョン	本市の市域特性を踏まえ、新エネルギー・省エネルギーの導入及び普及の基本方針等を定める計画	
		地球温暖化対策実行計画	「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3に基づく地球温暖化対策実行計画(区域施策)として、地域の特性を踏まえた温室効果ガスの削減目標を定め、総合的かつ計画的にする施策を定める計画	
		エコオフィスプランいばらき	市自らが消費者・事業者として取り組むべき環境配慮を徹底し、環境への負荷の少ない職場づくりを進めるための取組等を定める計画	




2 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①省エネルギーの実践及び普及啓発	<p>《現状と課題》</p> <p>地球温暖化対策実行計画に基づき、市民等の環境に配慮した行動を促すため、市民団体等と連携し、環境家計簿※1の普及促進や環境講座の実施など意識啓発の取組を進めています。家庭や事業所などのエネルギー使用量は増加傾向にあり、より一層の省エネ化への取組が必要です。</p>	<p>《市》</p> <p>市民、事業者の取組を促進することにより、ライフスタイルの省エネ化を推進します。 市民、事業者と連携した取組を推進するため、情報交換の場を提供します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>市民等の環境に関する意識が高まり、省エネルギーの実践が進んでいます。</p>	<p>《市民》</p> <p>環境意識を高め、省エネルギーを実践しています。 環境問題に気づき、意識を高め、行動を起こします。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>事業者は、省エネ型製品・サービスの普及・開発を進めます。 事業者は、新しく得た情報を活用し、省エネルギーを実践します。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
②再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進	<p>《現状と課題》</p> <p>再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入を図るため、市自らが公共施設へ導入するとともに、市民等へ太陽光発電システム等の補助制度を実施しています。 昨今の社会情勢から、低炭素な暮らしや事業活動が求められています。</p>	<p>《市》</p> <p>公共施設では、再生可能エネルギーなどを率先導入するとともに、計画的に空調設備を省エネルギー設備に改修するほか、照明のLED化を推進します。 再生可能エネルギー等を導入する市民や事業者を支援します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>化石燃料に依存しない、再生可能エネルギーの導入により、低炭素な暮らしや事業活動の普及が進んでいます。</p>	<p>《市民》</p> <p>住宅や設備・家電、住まい方を見直し、低炭素な暮らしを選択します。 新築やリフォームなどの機会に再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入を検討し、導入します。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>事業者は、事業活動に伴う設備の省エネ改修等を行い、低炭素な事業活動に努めます。 事業者は、設備改修にあたっては、再生可能エネルギーや効果的にエネルギー使用量を削減できる設備を選びます。</p>

※1 環境家計簿

家庭で使用する電気・ガス・水道・ガソリン・灯油などの使用量や、普通ごみの排出量を記録し、それらをCO₂の量に換算して「見える化」するものです。これにより、家庭が地球環境に与える影響を知り、エネルギーの無駄遣いを減らす行動につながります。

1 施策の概要




1	まちの将来像	6	心がけから行動へ みんなで創る環境にやさしいまち	
2	施策	6-4	きちんと分別で資源の循環をすすめる	
3	SDGs 位置付け	  		
4	施策の 必要性	<p>限りある資源を大切にするとともに効率的に使用し、環境への負荷を減らす循環型社会の構築が求められています。資源の循環とごみの減量化を図るため、3Rの啓発や再生資源集団回収実施団体への支援のほか、ごみ処理施設の整備計画作成などの取組を実施しています。さらなる分別の徹底と資源の循環を図るため、ごみの発生抑制、再使用及び再生利用の取組を推進する必要があります。</p>		
5	施策の 方向性	<p>資源の循環とごみの減量化を図るため、新たな分別品目の追加検討を行うとともに、市民等への意識啓発に努めるほか、処理施設については、広域処理に向けて計画的に長寿命化工事に取り組みます。また、市民、事業者は、ごみの発生抑制、再資源化に努め、きちんとした分別で資源の循環を進めます。</p>		
6	施策内の 取組	6-4-1	減量化の推進	
		6-4-2	再資源化の推進	
		6-4-3	適正処理の推進	
7	分野別 計画等	環境基本計画	環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の大綱を定める計画	
		一般廃棄物処理基本計画	市民・事業者・市が協力し、「循環型社会の形成」を更に推進するため、家庭系ごみ・事業系ごみの減量目標や、そのために必要な実施施策を定める計画	
		一般廃棄物処理施設長寿命化総合計画	本市環境衛生センターごみ処理施設が、将来にわたって効率的かつ安定した運転を継続できるよう、適切な施設の保全及び施設の延命化を図る計画	

2 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①減量化の推進	<p>《現状と課題》</p> <p>家庭系ごみ、事業系ごみともに減量化を進めていますが、一般廃棄物処理基本計画の減量目標達成に向け、さらなる取組が必要です。また、新たにプラスチックごみによる環境汚染の解決に向けた取組が必要です。</p>	<p>《市》</p> <p>家庭系ごみは、市民への意識啓発を行い、さらなるごみの減量化を図ります。 事業系ごみは、発生抑制に向けた啓発や働きかけを行うとともに、搬入物検査等により、減量化を図ります。 また、プラスチックごみの発生抑制に向けて、レジ袋に関する市民・事業者への働きかけとあわせ、国・府と協調した取組を進めます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>家庭系ごみや事業系ごみが減少しています。不適正ごみの搬入を未然に防ぎ、ごみの減量・適正化が図られています。</p>	<p>《市民》</p> <p>マイバッグの持参や食べきりに取り組むなど、ごみの発生を抑制します。また、再使用及び再生利用を心がけるとともに、フリーマーケットやリサイクルショップの活用など、ごみの減量に努めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>レジ袋の削減や過剰包装の自粛など、ごみの発生を抑制し、再使用及び再生利用を促進します。分別を行い、適正に排出します。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
②再資源化の推進	<p>《現状と課題》</p> <p>家庭系ごみは、資源物の分別収集のほか、集団回収、拠点回収、店頭回収を促進し、再資源化を推進しています。 事業系ごみは、事業所訪問や搬入物検査等により、再資源化の指導や啓発をしています。 また、さらなる資源の循環が進むような取組が必要です。</p>	<p>《市》</p> <p>家庭系ごみは、集団回収、拠点回収、店頭回収により再資源化を促進します。 事業系ごみは、啓発や事業所訪問により、再資源化を促進します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>家庭や事業所のごみが、きちんと分別されています。ごみの資源化率が上昇しています。</p>	<p>《市民》</p> <p>資源物は分別し、地域の集団回収に協力します。拠点回収や店頭回収を積極的に活用します。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>紙類・食品廃棄物等の再資源化を進めます。スーパー・小売店舗などは、店頭回収や消費者ヘリサイクルを呼びかけるなど、再資源化の推進に取り組めます。</p>

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③適正処理の推進	<p align="center">《現状と課題》</p>	<p align="center">《市》</p>
	<p>ごみ処理に係る将来的な視点及び経費削減の観点から、施設の整備(長寿命化を含む。)を計画するとともに、摂津市との広域処理についての検討を進めています。</p> <p>また、国の基本方針の変更により、大規模災害に備えて、災害廃棄物処理計画の策定が求められています。</p> <p>さらに、ごみの収集から処分に至るまでの適正処理に努めるとともに、ごみ処理施設の効率的運転を進め、経費の抑制に努める必要があります。</p>	<p>施設整備の方針を長寿命化とし、長寿命化工事を計画的に進めるとともに、摂津市との広域処理をめざします。</p> <p>また、平成30年の大阪北部地震の経験を踏まえ、災害廃棄物処理計画の策定を進めます。</p> <p>さらに、適正な収集から処分までの方法や経費負担のあり方について、見直しを進めます。</p>
	<p align="center">《目標》</p>	<p align="center">《市民》</p>
	<p>ごみが適正に分別収集され、資源の循環が進んでいます。</p> <p>ごみの効率的な処理に努め、ランニングコストの抑制が図れています。</p>	<p>ごみと資源物を適正に分別して排出することに努めます。</p> <p align="center">《事業者・団体》</p> <p>事業者は、自らの責任において、市とともに事業系ごみの発生と排出を抑制しつつ、再資源化にも努めます。</p> <p>また、一般廃棄物と産業廃棄物をきちんと分けて適正に処理します。</p>

1 施策の概要

1	まちづくりを支える基盤	7	まちづくりを進めるための基盤
2	施策	7-1	まちの魅力を市内外に発信する
3	SDGs 位置付け	  	
4	施策の 必要性	<p>市民の市への誇りと愛着を高めるとともに、市内外の人からこれまで以上に「活動したい、関わりたい」、「訪れたい、使いたい、応援したい」と思われ、結果として「住みたい、住み続けたい」と思われるようなまちになるため、シティプロモーション基本方針に基づき、市内外に効果的・戦略的に魅力を発信していくことが求められています。</p>	
5	施策の 方向性	<p>シティプロモーション基本方針に基づき、市民・団体(NPO、地域団体など)、企業や大学、行政が協働して具体的な取組を進めるほか、対象者に応じた様々な広報媒体を活用して本市の魅力を市内外に積極的に発信します。また、魅力の発掘や資源間の連携による新たな魅力の創造にも努めます。</p>	
6	施策内の 取組	7-1-1	戦略的なシティプロモーションの構築と展開
		7-1-2	魅力発信力の強化
		7-1-3	魅力の発掘と創造
7	分野別 計画等	シティプロモーション基本方針	シティプロモーションの推進に向けて、市、市民、事業者・団体が一丸となって取り組むための指針



2 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①戦略的な シティプロ モーションの 構築と展開	《現状と課題》	《市》
	市民・事業者等の参画により、本市の魅力や戦略等をまとめ策定した基本方針に基づき、シティプロモーションを効果的・戦略的に取り組む必要があります。	基本方針の三つの基本方向※1に沿ってシティプロモーションを効果的・戦略的に取り組みます。また、一定期間ごとに効果等を測定・分析し、方針の見直し等の必要性を検討・実施します。
	《目標》	《市民》
	市民・事業者とともに基本方針を共有し、その実現に向けて取り組んでいます。	市民レベルでのシティプロモーションを行います。
		《事業者・団体》
		事業所・団体として、市の魅力発信に協力・連携します。
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
②魅力発信 力の強化	《現状と課題》	《市》
	基本方針では、市民を対象とした行政情報の発信だけでなく、市民及び近隣都市住民に魅力や情報を発信することと定めています。こうした方々に本市が有する魅力を認識・再認識していただくため、対象に応じた効果的かつ戦略的な情報発信が求められます。	様々な側面から、本市の魅力や情報が広く伝わるだけでなく、対象者に刺さるよう、対象者を明確にした広報活動を行うとともに、新たな広報手段を研究し積極的な活用に努めます。
	《目標》	《市民》
	本市に興味を持ち調べる人、魅力を感じて関わる人や活動する人、転入してくる人や訪れる人、企業や事業所が増えています。また、市内で開催されるイベントの参加者が増えています。まちに誇りと愛着を感じる市民が増えています。	市や市域の事業者が開催するイベント等に積極的に参加し、インターネットやロコミを活用した魅力発信を行います。
		《事業者・団体》
		企業や団体の情報発信に茨木市の地域色を積極的に取り込みます。
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③魅力の発 掘と創造	《現状と課題》	《市》
	人を惹きつけるまちの魅力となりうる歴史・文化・自然・行政サービス・教育環境・社会活動等の資源があるものの、十分に活用できていません。	本市の魅力向上につながるイベントや観光、産業、文化芸術等の資源を発掘、支援します。また、異なる資源を結びつけ連携を行うことなどで、新しい魅力の創造に努めます。
	《目標》	《市民》
	新しいイベントや観光など、本市の新しい魅力が生まれ、広がっています。	市民・事業者主体の魅力情報の発掘、創造を行います。
		《事業者・団体》
		市民・事業者主体の魅力情報の発掘、創造を行います。

※1 三つの基本方向

シティプロモーションに効果的・戦略的に取り組むための「まちのイメージ形成」、「まち魅力の発掘・創造」、「情報発信の強化」の三つの基本方向のことでです。

1 施策の概要

1	まちづくりを支える基盤	7	まちづくりを進めるための基盤
2	施策	7-2	社会の変化に対応する効率的・効果的な自治体運営を推進する
3	SDGs位置付け	  	
4	施策の必要性	<p>本市では、厳しい経済状況のもと、行財政改革の推進や地方分権への取組等により、市民サービスの向上と財政構造の改善を進めてきました。今後も少子高齢化の進展による税収減等が想定される中で、計画的で持続可能な行財政運営の取組が必要です。また、SDGsの推進や市民ニーズの多様化に伴い、組織が相互に連携しあい、横断的に機能する体制づくりが求められています。</p>	
5	施策の方向性	<p>施策評価を含めた新たな行財政マネジメントシステムの確立や公共施設等の適正管理、市有資産の有効活用により、限られた経営資源を効率的にいかし、健全で安定した行財政運営を行います。また、情報通信技術などの新しい技術の活用により、場所や時間にとらわれない使いやすい行政サービスの提供を段階的に進めていきます。さらに、SDGsの趣旨を踏まえつつ、広い視野で、分野横断的に取組を進めるとともに、各主体とSDGsの目標を共有し、持続可能な自治体運営を進めていきます。</p>	
6	施策内の取組	7-2-1	計画的な政策の推進
		7-2-2	行財政改革の推進
		7-2-3	健全な財政運営
		7-2-4	公共施設等の計画的な保全・更新と資産の有効活用
		7-2-5	組織機構の整備
		7-2-6	使いやすい行政サービスの提供
		7-2-7	電子自治体の推進
7	分野別計画等	行財政改革指針	多様化する市民ニーズや新たな行政課題に的確に対応し、地方分権時代にふさわしい主体的で自律的な行財政運営を推進するための計画
		次なる茨木のためのICTビジョン	「茨木市高度情報化推進基本方針」に替わる新たなICT戦略の指針として、現状の課題と新たなニーズや課題に対応するため、中期的な視野で各分野の取り組むべき情報化施策の方向性を示した基本計画
		情報システム全体最適化計画	税・住基等の基幹系業務におけるICT関連費用の低減、業務の効率化等を目的とした、ホストシステムの廃止及び共通基盤を活用したオープン系システムへの全庁規模の情報システム再構築計画
		公共施設等マネジメント基本方針	将来の人口減少や人口構造の変化を見据えた公共施設等の保全・更新等に係る総合的かつ計画的な取組を一層推進するための基本方針
		アウトソーシング指針	既存の事務事業を見直すときや新規に事務事業を立案するときに、最も効率的で効果的なサービスの担い手となるのは誰かという視点から、アウトソーシングについて検討するための基本的な考え方、手順、留意点を示した指針
		PPP手法導入指針	PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ)とは、官民連携により公共サービスの提供を行うことをいい、より一層の官民連携を推進するため、その手法の優先的な検討を行うにあたり必要な手続きを定めた方針

2 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①計画的な政策の推進	<p>《現状と課題》</p> <p>長期的な視点で計画的に行政活動を推進するため、SDGsなどの社会情勢を踏まえながら、総合計画をはじめとした各種行政計画を策定し、適切に進行管理をする必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>総合計画に基づき必要な各種行政計画を策定します。また、計画の確実な推進のため、施策評価などの行政評価を行い、その結果をもとに、経営資源の最適かつ効果的な配分を行います。</p>
	<p>《目標》</p> <p>行政評価を活用した行財政マネジメントシステムが確立され、PDCAサイクル※1が有効に機能しています。</p>	<p>《市民》</p>
		<p>《事業者・団体》</p>
②行財政改革の推進	<p>《現状と課題》</p> <p>時代とニーズに適した市民サービスの充実に努めながら、より効率的で効果的な市政運営を進めることが求められています。</p>	<p>《市》</p> <p>行財政改革指針に沿った計画的な行財政改革に取り組むとともに、事務事業を十分に精査し、徹底的な見直しを図ることで、経営資源の最適かつ効果的な配分を行います。</p>
	<p>《目標》</p> <p>効率的、効果的な行政サービスの提供が実現しています。</p>	<p>《市民》</p>
		<p>《事業者・団体》</p>
③健全な財政運営	<p>《現状と課題》</p> <p>時代の潮流に適した行政需要に応えられる弾力性のある財政基盤の確立が求められています。</p>	<p>《市》</p> <p>財政計画を基本にビルド&スクラップ※2による施策の推進を図るとともに、経営資源の効果的な配分により健全な財政基盤を確立します。また、市税等の徴収体制を強化するとともに、税収の確保や自主財源の拡大に向けた取組を行います。</p>
	<p>《目標》</p> <p>厳しい財政環境にあっても市民サービスの充実が図られる、行財政運営の取組が実践されています。</p>	<p>《市民》</p>
		<p>《事業者・団体》</p>

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
④公共施設等の計画的な保全・更新と資産の有効活用	<p>《現状と課題》</p> <p>老朽化による劣化の状況や将来の人口構造の変化等を踏まえ、インフラや公共施設の適切な保全、長寿命化、全体最適化※3等を推進する必要があります。また、民間活力等をいかした、市有資産の有効活用を進めることが求められています。</p>	<p>《市》</p> <p>平成29年に策定した公共施設マネジメント基本方針に基づき、公共施設等の計画的な保全による長寿命化に努めるとともに、長期的な視点から施設のあり方を検討し、全体最適化を推進します。また、公共施設等の整備・運営等における官民連携を推進するほか、市有資産の利活用を総合的な観点から検討し、その有効活用を推進します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>それぞれの公共施設等に合わせた改修、適正配置等が進み、安全性の確保と市民の利便性の向上が図られています。</p> <p>市有の土地・建物の貸付や売却、資産への広告掲載など、市有資産の有効活用が図られています。</p>	<p>《市民》</p>
		<p>《事業者・団体》</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
⑤組織機構の整備	<p>《現状と課題》</p> <p>社会の変化に伴う新たな行政課題や多様化する市民ニーズに柔軟に対応する必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>新たな行政課題に的確かつ柔軟に対応するため、適時、組織機構を見直します。また、中核市移行について、市民サービスの向上等のメリットや経費等を調査検討します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>複雑多様化する行政課題に的確に対応でき、相互に連携し横断的に機能する組織機構となっています。</p>	<p>《市民》</p>
		<p>《事業者・団体》</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
⑥使いやすい行政サービスの提供	<p>《現状と課題》</p> <p>急速に進展する高齢化に加え、市民ニーズやライフスタイルが多様化する中、より使いやすく便利な行政サービスの提供が求められています。</p>	<p>《市》</p> <p>総合窓口の設置やマイナポータル※4との連携によるプッシュ型サービス※5など市民の利便性向上に努めます。また、場所や時間にとらわれない、市民が利用しやすい行政サービスを推進します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>市民は窓口に行く回数が減り、待ち時間は短縮されています。また、一人ひとりに必要な行政サービスはより正確に提供されています。</p>	<p>《市民》</p>
		<p>《事業者・団体》</p>

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
⑦電子自治体の推進	《現状と課題》	《市》
	ICT利活用は社会的課題解決の鍵となるため、積極的なICT戦略が必要とされています。行政組織内の情報システムについて総合的な見直しが求められています。また、手続きの電子化を段階的に進めています。また、新たにSociety5.0に向けて、AIやビッグデータ※6などの取組が求められています。	「次なる茨木のためのICTビジョン」に基づき、ICTガバナンス※7を強化して積極的なICT施策を展開します。基幹系システムの再構築や、行政内部のさらなるICT化を計画的に実施します。また、AIやビッグデータ等の新技術や新サービスの動向について、将来的な行政組織や行政サービスのあり方を含めて研究、検討するとともに、必要な情報セキュリティ対策を実施しながら社会情勢に対応した情報化に努めます。
	《目標》	《市民》
	情報システム全体の最適化により、より簡素で効率的・効果的な自治体運営が推進されています。ICTの活用により、利便性が実感できる電子行政サービスの提供や職員の働き方改革など、電子自治体が段階的に構築されています。	《事業者・団体》

※1 PDCAサイクル

Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)の頭文字を並べた言葉で、「P→D→C→A→P→D…」と4段階を繰り返すことにより、継続的に業務を改善していく手法です。

※2 ビルド&スクラップ

経常化する経費の累積による財政構造の硬直化を防ぐため、新たに実施する新規・拡充事業(ビルド)の財源は、既存の事業や制度の見直し(スクラップ)により創出する取組を言います。

※3 保全、長寿命化、全体最適化

公共施設等の性能や機能を良好な状態に保つことを「保全」といい、適切な保全により公共施設等を長持ちさせることを「長寿命化」と言います。また、既存施設の一層の有効活用に向け、地域や市域全体で施設機能の最適化を図ることを「全体最適化」と言います。

※4 マイナポータル

行政機関がマイナンバー(個人番号)の付いた自分の情報をいつ、どことやりとりしたのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせ情報等を自宅のパソコン等から確認できるシステムです。

※5 プッシュ型サービス

一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能です。


※6 ビッグデータ

ボリュームが膨大でかつ構造が複雑であるが、そのデータ間の関係性などを分析することで新たな価値を生み出す可能性のあるデータ群のことです。

※7 ICTガバナンス

ICT戦略の策定及び実行をコントロールし、あるべき方向へと導く組織能力のことです。




1 施策の概要

1	まちづくりを支える基盤	7	まちづくりを進めるための基盤
2	施策	7-3	地域社会の発展に貢献できる職員を育成する
3	SDGs 位置付け		
4	施策の 必要性	<p>地方分権の進展などにより、地域の課題の解決をそれぞれの地域で進めていく必要がある時代にあつて、地方自治体には多様な主体の協働を図りながら、地域課題に対応した施策の推進が求められることから、個々の職員の持つ能力をより一層高め、最大限に活用していく必要があります。</p>	
5	施策の 方向性	<p>市職員が全体の奉仕者として、高い倫理観と基礎自治体における行政の担い手としての強い使命感を持つとともに、地域の実情に柔軟できめ細やかに対応し、市民とともに課題解決を図る意識や能力の高い職員の育成に努めます。</p>	
6	施策内の 取組	7-3-1	職員の能力開発
		7-3-2	人材育成に主眼をおいた人事制度の確立
7	分野別 計画等	人材育成基本方針	
		地域社会の発展に貢献できる職員をめざした能力開発制度や人材育成に主眼をおいた人事制度など、本市人材育成制度の基本的な方向性を示した指針	

2 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①職員の能力開発	<p>《現状と課題》</p> <p>地域の課題に対応した政策を推進し、施策の実現を図るため、高度な専門知識の習得をはじめとする様々な能力の開発と、多様な主体の協働を進めるための意識改革が職員に求められています。</p>	<p>《市》</p> <p>それぞれの地域課題の解決や地域力をアップさせるための能力、多様な主体の協働の意識を職員が身につけるため、政策形成能力や法務能力をはじめ、広く多様なノウハウを習得、継承し、外に向けてネットワークや人脈を広げていく能力など多様な能力向上のための効果的な研修を実施します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>職員が地域の実情に柔軟できめ細やかに対応できる意識と能力を備えています。</p>	<p>《市民》</p>
		<p>《事業者・団体》</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
②人材育成に主眼をおいた人事制度の確立	<p>《現状と課題》</p> <p>職員の意欲と能力を引き出し、職員の能力開発と意識改革、組織力のより一層の向上が求められています。</p>	<p>《市》</p> <p>人材育成基本方針に基づき、職員の能力と実績に応じた人事制度や働き方改革について研究を進め、職員の意欲と能力を引き出す制度の確立を図ります。</p>
	<p>《目標》</p> <p>職員が常に意欲を持って、自律的に職務に取り組むための人事制度が整っています。</p>	<p>《市民》</p>
		<p>《事業者・団体》</p>



1 施策の概要

1	まちづくりを支える基盤	7	まちづくりを進めるための基盤
2	施策	7-4	人権尊重のまちづくりを推進するとともに平和の実現をめざす
3	SDGs 位置付け	  	
4	施策の 必要性	<p>平和と安全は全人類の願いであり、平和の実現のために様々な施策を推進していく必要があります。今日でもなお、様々な人権侵害が存在しており、市と市民が一体となってすべての人の人権が尊重された明るいまちづくりを進める必要があります。個人情報事業活動等を行う上で、必要不可欠となっていますが、本人の権利や利益を侵害することのないよう、安全かつ適正に取り扱う必要があります。</p>	
5	施策の 方向性	<p>核兵器の恐ろしさや平和の尊さの認識を深めるとともに、核兵器の廃絶に向けた取組を進めます。市民一人ひとりの人権が尊重・擁護された差別のないまちづくりの実現に向けて、すべての施策を人権尊重の視点に立って推進します。市が保有する個人情報を適切に保護するとともに、個人情報保護に必要な施策を推進します。</p>	
6	施策内の 取組	7-4-1	生命の尊さを守る非核平和社会の実現
		7-4-2	一人ひとりの人権を尊重するまちづくりの推進
		7-4-3	個人情報保護への対応
7	分野別 計画等	人権施策推進基本方針	憲法が定める基本的人権の尊重の精神に基づき、また人権に関する国際社会の潮流や国・府等の動向を踏まえながら、常に人権を市政の重要課題の一つとして位置づけ、本市の取り組むべき人権課題を定める方針
		人権施策推進計画	人権施策推進基本方針や第5次茨木市総合計画を踏まえながら、すべての行政分野において、より一層、市民とともに人権尊重のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための計画

2 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①生命の尊 さを守る非 核平和社会 の実現	<p>《現状と課題》</p> <p>非核平和の尊さを訴え、次世代に引き継いでいくとともに、「非核平和都市宣言」の趣旨を踏まえ、非核平和への願いを地域で根付かせるため、啓発活動に積極的に取り組んでいます。</p>	<p>《市》</p> <p>非核平和展や街頭啓発キャンペーンを実施し、幅広い世代を対象とした啓発を行います。</p>
	<p>《目標》</p> <p>核兵器の廃絶と平和の実現に向けた、市民意識が醸成されています。</p>	<p>《市民》</p> <p>非核平和の尊さを学び、次世代に引き継いでいきます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>非核平和の尊さを学ぶ研修等を実施します。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
②一人ひとり の人権を尊 重するまちづ くりの推進	<p>《現状と課題》</p> <p>様々な機会を捉えて人権教育・啓発を推進していますが、インターネットによる人権侵害などの問題も発生しており、今後とも継続的な啓発活動等に取り組んでいく必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>家庭、学校、職場、地域などあらゆる場や機会を捉えて、人権教育・啓発の推進に努めるとともに、人権尊重の視点に立った行政施策の推進を図ります。各種相談機関や公的支援制度、NPO等が行っている援助活動など、人権擁護に関する様々な支援情報の効果的な提供に努めます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>あらゆる分野で人権尊重の視点に立ったまちづくりが進められています。</p>	<p>《市民》</p> <p>人権問題研修等に参加するなど、人権について考える機会を持つようにします。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>人権問題研修等を実施します。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③個人情報 保護への対 応	<p>《現状と課題》</p> <p>今日の高度情報社会は、個人情報本人の知らないうちに収集・利用されたり、誤った情報が流通するなど、個人のプライバシーが侵害されるという危険性を有しており、一層の個人情報保護への対応が求められています。</p>	<p>《市》</p> <p>個人情報の取り扱いにかかわる市職員に対して、研修等を通してその重要性についての意識向上を図ります。</p>
	<p>《目標》</p> <p>「個人情報保護条例」に基づき、本市が保有する個人情報について、適正に管理されています。</p>	<p>《市民》</p> <p>個人情報保護の重要性を理解し、個人情報保護に努めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>個人情報保護のために必要な措置が講じられるよう、個人情報を取り扱う事業者への適切な助言、啓発等に努めます。</p>

1 施策の概要

1	まちづくりを支える基盤	7	まちづくりを進めるための基盤
2	施策	7-5	市民とともに男女共同参画社会の実現をめざす
3	SDGs 位置付け	 	
4	施策の 必要性	<p>少子高齢化など、社会経済情勢の急速な変化に対応し、豊かで活力のある社会を築く必要があります。そのため、男女が互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いながら、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮することができ、いきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現が必要です。</p>	
5	施策の 方向性	<p>「男女共同参画社会基本法」に基づき、男女が互いの人権を尊重しつつ、性別にかかわらず、いきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現をめざします。</p>	
6	施策内の 取組	7-5-1	市民と協働した男女共同参画の推進
		7-5-2	DVの予防啓発及び被害者の支援
7	分野別 計画等	男女共同参画計画	少子高齢化の進行や家族・地域社会の変化、社会情勢の変化などに対応し、男女が互いの人権を尊重しつつ、いきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会を実現するための施策を定める計画



2 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①市民と協働した男女共同参画の推進	<p>《現状と課題》</p> <p>法律や制度等による男女共同参画のための基本的な整備は進んでいるものの、固定的な性別役割分担意識、意思決定の場への参画状況や職場における役職、賃金に男女間で格差が残っていること等が、女性の活躍の妨げになっているほか、性的マイノリティに関する理解が進んでいない状況であることから、真の男女共同参画社会を実現するために取組のさらなる充実が必要です。</p>	<p>《市》</p> <p>家庭、学校、職場、地域などあらゆる場や機会を捉え、市民と協働して、女性活躍推進や性的マイノリティに関する理解促進に努めるなど、男女共同参画の視点にたった施策を推進します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>様々な意思決定の場に男女ともに参画することの必要性についての理解が深まることで女性の活躍が進み、男女が対等に能力を発揮し、活躍できる社会になっています。</p> <p>また、あらゆる人々が、性別や性的指向、性自認によって差別的取扱をされないのはもちろんのこと、それぞれのライフステージにそった多様な生き方が選択できる社会になっています。</p>	<p>《市民》</p> <p>男女共同参画の意義を理解し、性別にかかわらず誰もが個性と能力を発揮できる社会の実現に努めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>男女共同参画の視点にたち、女性の活躍を推進します。また、性別にかかわらずあらゆる人々がそれぞれのライフステージにそった多様な生き方が選択できるよう事業活動や団体運営を進めます。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
②DVの予防啓発及び被害者の支援	<p>《現状と課題》</p> <p>DV※1は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成するうえで克服すべき重要な課題です。DVの予防啓発に努めるとともに、被害者の自立に向けた支援が必要です。</p>	<p>《市》</p> <p>DVを許さない社会風土の醸成と環境整備を推進し、相談しやすい体制を充実します。</p> <p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、DVの予防と早期発見、安全確保、自立に向けた継続的な支援を実施します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>人権意識を高め、DVを許さない、被害者やその家族が安心して暮らせる社会になっています。</p>	<p>《市民》</p> <p>DVを許さない社会づくりに努めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>民間支援団体と連携し、支援を実施します。</p>

※1 DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者間、恋人間など親密な関係にある(又はあった)者から受ける暴力のことを言います。暴力には殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉や威嚇などによる精神的暴力、人との付き合いを制限するなどの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性行為の強要などの性的暴力なども含みます。DVを受けた被害者の大多数は女性であり、犯罪となる行為を含む、重大な人権侵害です。

1 施策の概要

1	まちづくりを支える基盤	7	まちづくりを進めるための基盤
2	施策	7-6	地域コミュニティを育み地域自治を支援する
3	SDGs 位置付け	 	
4	施策の 必要性	<p>安全でふれあい豊かな住み良い地域社会を築いていくためには、人と人が信頼し合い、助け合う連帯意識のもと、住民自らが主体的に地域の課題解決に取り組むことが必要であり、人口減少や高齢化に伴う人口構造の変化に加え、防災・防犯への対応や様々な地域組織が連携・協働した地域活動を充実する観点からも、地域コミュニティの重要性はますます高まっています。</p>	
5	施策の 方向性	<p>官民連携した自治会への加入促進などにより、自治会活動の活性化を図るとともに、より多くの市民が利用できる地域活動の拠点の整備(公民館のコミセン化)を進めます。また、様々な地域組織の連携・協働を促進する、地域が一体となった「地域自治組織※1」の結成を推進し、地域が主体的に行う取組の支援に努めるとともに、市民の「地域」に対する関心を高め、「地域づくりは自らの手で」という意識の醸成に努めます。</p>	
6	施策内の 取組	7-6-1	コミュニティ活動の推進
		7-6-2	コミュニティ施設の整備
7	分野別 計画等	地域コミュニティ基本指針	市民協働のまちづくりをめざし、地域、行政などが一体となって進める、よりよい地域づくりの基本的な考え方を示す指針


2 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①コミュニティ活動の推進	<p>《現状と課題》</p> <p>人口減少や高齢化に伴う人口構造の変化による担い手不足、また、人々の価値観の変化やライフスタイルの多様化などによる自治会加入率の低下など、地域コミュニティの希薄化・衰退が懸念され、地域課題を解決するための仕組みづくりや、地域組織が一体となった体制づくりが必要です。</p>	<p>《市》</p> <p>行政、地域、民間事業者が連携した自治会への加入促進を進め、その活動の活性化を図るとともに、地域活動に関する積極的な情報発信と共有化に努めます。また、様々な地域組織が連携・協働を促す機能を有した「地域自治組織」の結成を推進するほか、地域が主体的に行う取組の支援に努めます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>自治会や地域活動が活性化し、様々な地域組織が連携・協働を促す機能を有した「地域自治組織」の結成が進むとともに、地域課題等の解決のために、地域が主体的に行う取組が実践されています。</p>	<p>《市民》</p> <p>自治会をはじめ、地域が一体となった協議の場づくりやその組織づくりに参加し、更なる地域活動の活性化に努めるとともに、地域、民間事業者、行政が連携した自治会活動への加入促進に努めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>民間事業者、地域、行政が連携した自治会への加入促進に努めるとともに、地域が主体的に行う取組として、「地域自治組織」や地域行事などへの参加・支援に努めます。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
②コミュニティ施設の整備	<p>《現状と課題》</p> <p>地域活動の拠点として、公民館のコミュニティセンター化を進めており、様々な地域組織をはじめ、市民活動団体や民間事業などの利用促進を図るとともに、より一層、様々な地域組織等が一体となって活動できる地域活動の拠点とする必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>より多くの市民が利用でき、これまで公民館が果たしてきた社会教育機能を有した地域活動の拠点として、公民館のコミュニティセンター化を進めるとともに、各コミュニティセンターの管理運営における現状把握と共有化を図り、指定管理者とともに、地域の特性を踏まえた管理運営に努めます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>地域活動の拠点として公民館のコミュニティセンター化が進み、地域の特性を踏まえた管理運営が行われ、より多くの市民が利用しています。</p>	<p>《市民》</p> <p>多くの市民が、地域活動の拠点として、コミュニティセンターを積極的に利用し、それぞれの活動を通じて、地域への関心を深め、「地域づくりは自らの手で」という意識を高めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>地域の多様な主体で構成する管理運営委員会等が、それぞれの地域の特性を踏まえた、コミュニティセンターの管理運営に努めています。地域の民間事業者や各種団体は、地域活動の拠点であるコミュニティセンターを積極的に利用し、地域とのつながりを広めます。</p>

※1 地域自治組織

地域住民が自ら責任を持って、よりよい地域づくりに向けて、多様な主体とともに連携・協働して地域を運営する組織です。

1 施策の概要

1	まちづくりを支える基盤	7	まちづくりを進めるための基盤
2	施策	7-7	多様な主体による協働のまちづくりを推進する
3	SDGs 位置付け		
4	施策の 必要性	<p>大震災などを契機にボランティアやNPOの存在がクローズアップされ、公益活動や相互扶助への自主的・自発的な取組が進展しています。多様化する地域課題の解決には行政のみならず、市民活動団体や大学など多様な主体による協働のまちづくりが必要となっています。そのためにも、行政が持つ様々な情報を積極的に提供することはもとより、行政はプラットフォームビルダー※1として、多様な主体が連携・協力できる環境整備や、関係者を巻きこみ、まとめる役割を果たしていくことが求められています。</p>	
5	施策の 方向性	<p>今後も引き続き、多くの市民が市民活動に参加できるようNPO等の活動情報の集積・発信はもとより、様々な媒体を通じて積極的に行政情報を提供するとともに、多様な主体が連携・協力できる環境整備に努めます。また、まちづくり、福祉、教育、子育てなどの様々な分野において市民、事業者、NPO、大学、行政などの多様な主体が互いを補完しながら、最善の事業手法でまちづくりに取り組みます。</p>	
6	施策内の 取組	7-7-1	協働とパートナーシップによるまちづくりの推進
		7-7-2	行政の透明性の向上
		7-7-3	協働のまちづくりを推進するための広報広聴活動
		7-7-4	大学との連携によるまちづくりの推進
7	分野別 計画等	いばらき協働基本指針・計画	市民活動団体との協働を推進するための基本的な考え方や促進策を示すとともに、協働を実現するにあたって守るべきルールを示す指針・計画

2 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①協働と パートナー シップによる まちづくりの 推進	<p>《現状と課題》</p> <p>人口減少や高齢化に伴う人口構造の変化に加え、地縁組織の弱体化、家族の扶助機能の低下、民間事業者の撤退などにより、公共私それぞれの暮らしを維持する力が低下しており、多様な主体が連携しながら、より一層、協働によるまちづくりを進める必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>行政各分野での連携をより一層図り、多様な主体と連携した協働のまちづくりに取り組みます。また、多様な主体が出会い活動する場の提供や機会の創出に努めるとともに、協働のまちづくりを支援します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>まちづくり、福祉、教育、子育てなどの様々な分野において、市民、事業者、NPO、大学、行政などの多様な主体が互いを補完しながら、最善の事業手法でまちづくりのための仕組みづくりに取り組んでいます。</p>	<p>《市民》</p> <p>負担を分かち合い、暮らしを支える多様な主体が活動する場などの情報の収集に努めるとともに、まちづくりへの積極的な参加に努めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>多様な主体の一員として、地域社会への貢献に努めるとともに、まちづくりへの積極的な参画に努めます。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
②行政の透 明性の向上	<p>《現状と課題》</p> <p>市政について市民に対する説明責任の重要性が高まる中で、情報公開制度により、市民が行政活動について容易に知り、理解することができる環境が整っていますが、市政についてさらなる理解を得る必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>行政の透明性を向上させ、市政運営について市民への説明責任を果たすとともに、市民の理解と参加のもとに公正で開かれた市政の推進のため、情報公開に係る事務の適正な執行と制度の充実に取り組みます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>市政に関する多くの情報が公開されています。</p>	<p>《市民》</p> <p>市政への理解を深め、市政運営に参加します。</p>
		<p>《事業者・団体》</p>

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③協働のまちづくりを推進するための広報広聴活動	《現状と課題》	《市》
	市民が自ら住む地域や市域に関心を持ち、まちづくりへの参画意識が醸成できるような広報広聴活動を進める必要があります。	広報誌やホームページに加え、SNSなどのソーシャルメディアの活用を含め、市民が得やすい形での情報発信に取り組み、幅広い層の市民とのコミュニケーションを進めます。また、様々な機会を通じて市民との意見交換に努めます。
	《目標》	《市民》
	市政に対する市民からの提言や意見が増えています。	SNSなどのソーシャルメディアをはじめ、様々な機会を通じて、市政に対する意見や提言を届けます。
		《事業者・団体》
		SNSなどのソーシャルメディアをはじめ、様々な機会を通じて、市政に対する意見や提言を届けます。
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
④大学との連携によるまちづくりの推進	《現状と課題》	《市》
	市内大学、連携協定を結んだ大学(研究室、学生団体、大学教員)や学生等と様々な取組を実施しています。 市内大学とのプラットフォーム会議などにより、情報交換を進めているところですが、地域との連携を強化する必要があります。	大学・学生等と地域を結び付ける仕組みづくりを行います。 長期的な行政課題について、大学と連携して研究・検討を進めます。
	《目標》	《市民》
	地域と大学・学生等の連携が進んでいます。 市と大学・学生等の連携による取組が進んでいます。	住む、働くわがまちに興味や愛着を持ち、地域でのまちづくりに参加します。
		《事業者・団体》
		大学が地域連携機能を強化して、まちづくりの推進に寄与します。

※1 プラットフォームビルダー

各種団体や大学など多様な主体をつなぎ、相互間の協力関係を構築する役割を担うものことです。

都市構造

6 都市構造

(1)本市における都市構造・土地利用の考え方

都市構造は、第4次総合計画では、地域別構想として茨木市域を地理的条件のもと「北部地域」、「丘陵地域」、「中心地域」、「南部地域」の4地域に分け、それぞれの地域の現状と課題を整理し、将来計画を示すものでした。

しかし、本市は各地域において多様な特性を有していることから、市としてめざすべき姿を明確にするため、現状とこれからの社会を見据え、都市構造・土地利用を考える3つの視点を定め、これを実現するために、市内を特性別に6つに分類し、それぞれの区分において都市づくりの方針を示します。

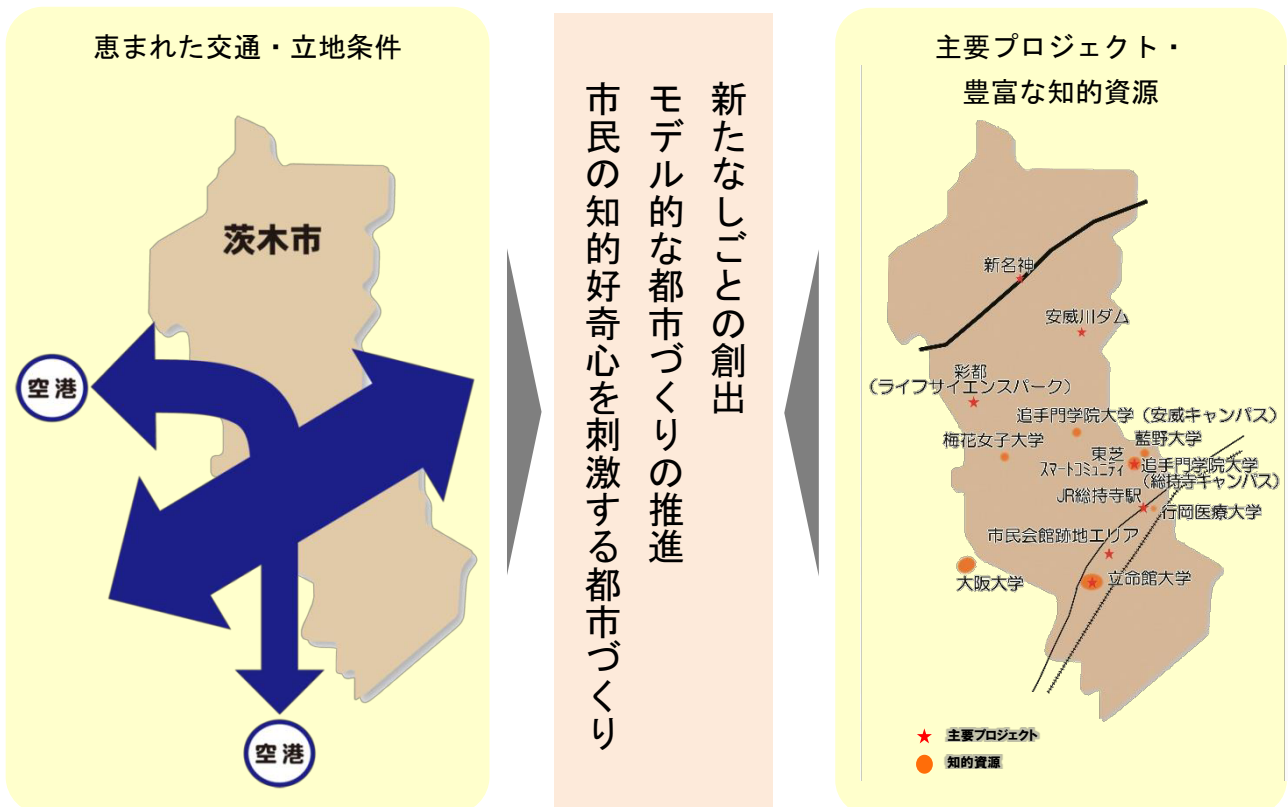
都市構造・土地利用の考え方①

本市の魅力・強みをいかした都市づくりの推進

本市は、国土幹線道路や鉄道網が整備され、広域的な交通条件に恵まれるとともに、大学やライフサイエンス分野の学術研究機関など多くの知的資源が立地し、将来の都市づくりを先導するプロジェクトも進んでいます。

今後は、自然・歴史・良好な住宅地など従来からある地域資源と恵まれた交通環境、新たな魅力・強みである「大学」や「企業」、さらに地域コミュニティや市街地の賑わい等を結びつけることにより、新たなしごとの創出やモデル的な都市づくりの推進、市民の知的好奇心を刺激する都市づくりを進めます。

本市の魅力・強みの連携イメージ



都市構造・土地利用の考え方②

コンパクトな生活圏を形成する「拠点」と「ネットワーク」で 構成される「多核ネットワーク型都市構造」の形成

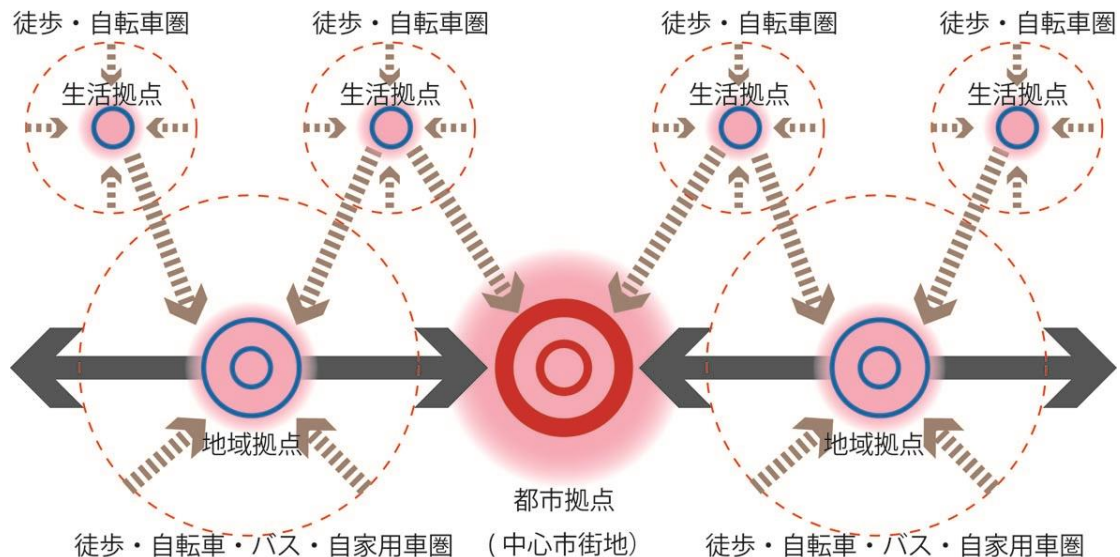
本市は、高度経済成長期における急速な都市の拡大傾向に対して、できるだけ市街地の拡大を抑制する都市づくりを進め、コンパクトなまちを形成しています。

このようなコンパクトな都市構造を引き継ぐとともに、中心市街地や各地域の拠点の機能とそれらを結ぶ交通ネットワークが充実した、「多核ネットワーク型の都市構造」をめざします。

核となる拠点は、生活拠点、地域拠点、都市拠点の3つに分類し、それぞれの圏域に応じて商業・業務、医療・福祉、教育・学習等の都市機能を配置することにより、徒歩・自転車を中心とした生活圏域として、子どもから高齢者まで、だれもが生活しやすい都市とします。

また、拠点の交通結節機能の確保と、拠点間を結ぶ人と環境に優しい公共交通を基本とした交通ネットワークの整備を進め、拠点間の連携と機能分担を進めます。

拠点とネットワークのイメージ図



生活拠点：日常生活に必要な機能を集積する拠点

地域拠点：生活拠点の機能を兼ねつつ、生活を支える交通結節機能が確保された拠点

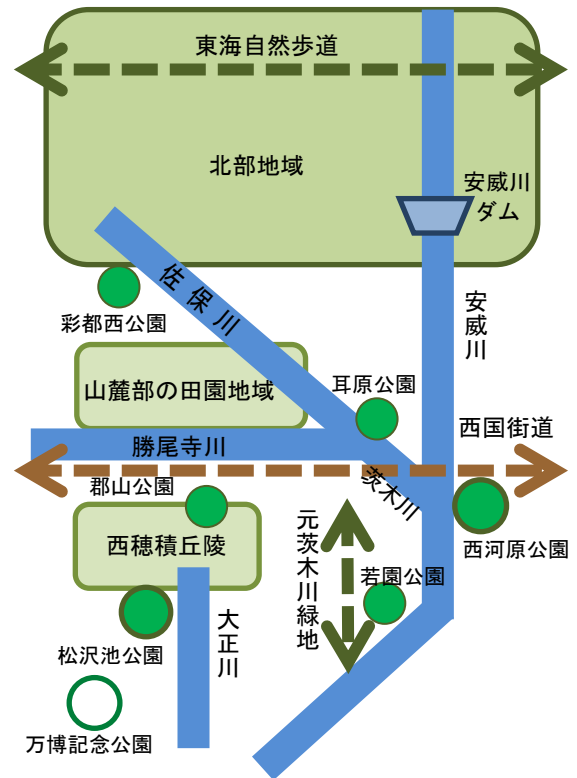
都市拠点：生活拠点や地域拠点の機能を兼ねるとともに、広域交通結節点としての機能を充実させ、都市の魅力と活力を高める機能が集積した拠点

都市構造・土地利用の考え方③

水と緑のネットワークの形成

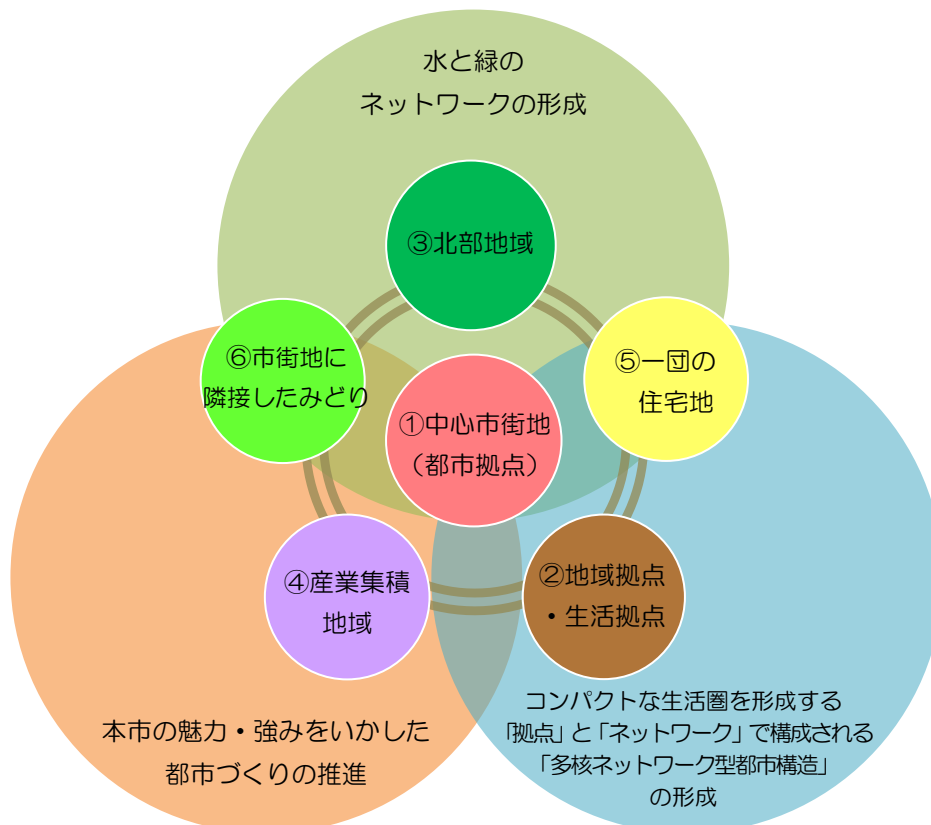
本市は、市街地内に豊かな水辺や緑を有しており、うるおいのある市街地イメージを形成しています。

水辺や緑、その中に含まれる歴史・文化資源をネットワークすることにより、身近なところで憩いの場、健康づくりの場に触れることのできるまちとするとともに、本市の都市イメージをより一層向上させることをめざします。

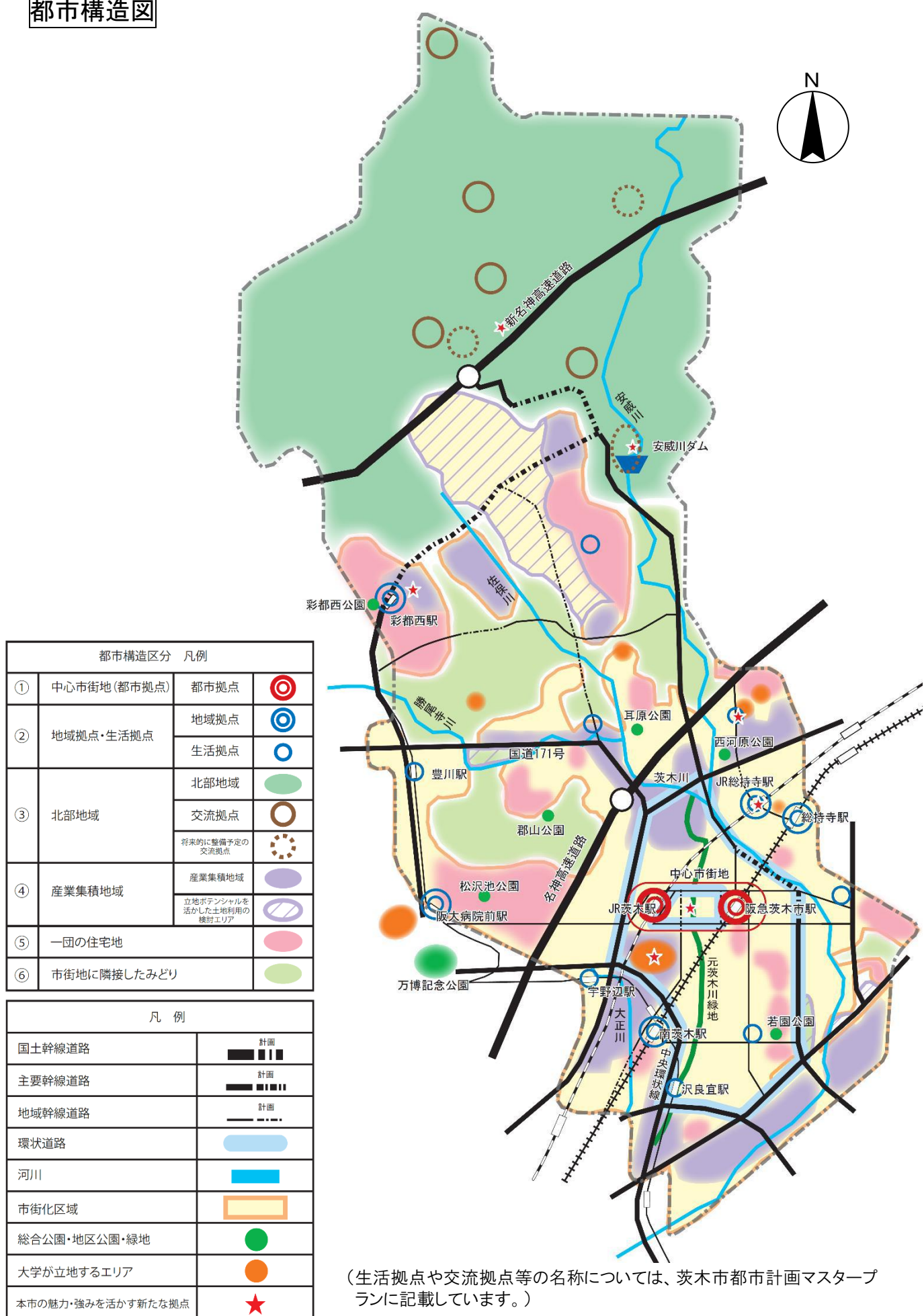


(2)都市構造・土地利用の考え方と区分

先に示した本市における都市構造・土地利用の3つの考え方を実現するため、市内を都市機能・土地利用の特性別に下記の6つに分類し、有機的に(あたかもひとつのもののように)結びつけていきます。



都市構造図



都市構造区分 凡例			
①	中心市街地(都市拠点)	都市拠点	
②	地域拠点・生活拠点	地域拠点	
		生活拠点	
③	北部地域	北部地域	
		交流拠点	
		将来的に整備予定の交流拠点	
④	産業集積地域	産業集積地域	
		立地ポテンシャルを活かした土地利用の検討エリア	
⑤	一団の住宅地		
⑥	市街地に隣接したみどり		

凡例	
国土幹線道路	計画
主要幹線道路	計画
地域幹線道路	計画
環状道路	
河川	
市街化区域	
総合公園・地区公園・緑地	
大学が立地するエリア	
本市の魅力・強みを活かす新たな拠点	

(生活拠点や交流拠点等の名称については、茨木市都市計画マスタープランに記載しています。)

① 中心市街地(都市拠点)

中心市街地は、本市の都市拠点として、駅などの交通結節点や商店街などの商業機能、市役所などの市民サービス機能等が立地しており、多くの人々が訪れ、利用する「場」「機能」「交通」が集積する地域です。

今後は、「医療・福祉」「子育て」「文化」などの機能も組み込み、アートや緑といった自然・文化的要素をいかにしながら、市民会館跡地エリアを中心として多様な主体による出会いや活動が絶えず起こり続け、より多くの人々が利用し、滞在、回遊することで、「人」「モノ」「カネ」に加えて「感性」が循環し交流する、生活に彩りを持たせることのできる地域をめざします。

② 地域拠点・生活拠点

地域拠点は、鉄道駅周辺の市街地として、送迎バスや自転車、パークアンドライドなどによる交通結節が可能であり、徒歩・自転車利用を中心に、自家用車利用も想定した生活圏域での暮らしを支える購買・サービス機能が一通り備わっている地域をめざします。

生活拠点は、徒歩または自転車利用を想定した圏域での住民の暮らしを支える購買・サービス機能が一定程度備わり、地域福祉やまちづくりの交流・活動拠点となる施設・機能が立地する地域をめざします。

③ 北部地域

北部地域は、豊かな自然と農山村の生活文化、歴史により形成された里地・里山の環境・景観と、スポーツ施設などにより、市民が身近なところで癒しやくつろぎを感じ、楽しむことのできる場所となっています。

今後は、今ある環境を守り、いかに、安威川ダム周辺を山とまちをつなぐハブ拠点としながら、市内外のより多くの人に楽しんでもらえるよう、「農」「林」「食」「歴史」「スポーツ」などの魅力を高める施設・空間の整備を推進するなど、北部地域の魅力アップと活性化を図るとともに、地域住民の暮らしと交流・観光を支える生活基盤の維持・充実をめざします。

④ 産業集積地域

産業が集積する地域では、周辺市街地と調和した工場等の立地維持を図り、新名神高速道路の開通による広域交通の利便性向上などを背景に、幹線道路沿道では周辺環境に配慮した産業系施設立地を促進していきます。

彩都ライフサイエンスパークでは、ライフサイエンス分野の研究・開発施設や企業の集積を維持します。

工場の移転等により土地利用の用途が転換される場合は、本市の発展に寄与する複合機能が導入された開発や、スマートコミュニティなどの先導的な手法を取り入れた市街地整備を促進します。

⑤ 一団の住宅地

大規模住宅地では、緑豊かで成熟した住環境を維持し、住宅の更新や耐震性能の確保を促進するとともに、近隣センターや住宅地内において、生活を支える購買・サービス機能の維持を図ります。

中古住宅の流通や子ども世帯のUターンによる若年層の流入、バリアフリー化などにより、高齢者も安心して住み続けることができるほか、住民自身が主体的に地域課題の解決に取り組み、管理や住民サービスの提供等に関わる住宅地をめざします。

今後供給される住宅地では、エネルギーマネジメントの導入や新しいコミュニティの形成をめざします。

⑥ 市街地に隣接したみどり

市民が身近なところで自然・みどりに触れ、眺めることのできる田園空間や丘陵地を保全します。そのため、市内における農産物の地産地消を実現できる場として、農地の保全に取り組みます。また、市民がこれらの田園空間に身近に触れることができるよう、農業体験や観光農業、地域の特産品や伝統的な料理などを楽しむことのできる場の確保に取り組みます。

財政計画

7 財政計画 ～将来にわたり行政の使命を果たすために～

わが国の経済は、近年、国税が増収傾向で推移しているものの、歳出面において、少子高齢化等に伴う社会保障関係費や国債費(借金の返済費)が年々増加しており、厳しい財政状況となっています。

また、地方財政においても、安定した財源の確保が不透明な中、社会福祉経費の増加や公共施設等の老朽化対策費等に多額の財源を要することから、今後も厳しい財政環境が続くものと予測されます。

このような状況の中、本市は、社会環境の変化による厳しい財政状況にあっても、将来にわたる市民サービスの向上・まちの持続的発展を図るため、人口推計等を踏まえた中長期の財政収支見通しを基本に、健全な財政運営に向けての方向性を示した本財政計画における取組を実践することにより、基本構想の実現と基本計画の諸施策の推進を図ります。

(1) 茨木市の財政の現状

決して多くはない財源の中、健全化への取組により、良い状況をキープ

①本市の財政規模

本市の財政規模については、平成20年度以前は概ね700億円台で推移していましたが、平成21年度からは子ども手当(児童手当)制度の開始等により概ね800億円台で推移しています。

また、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額(形式収支)から、翌年度に使う額(翌年度に繰り越すべき財源)を除いた実質収支額については、いずれの年度においても黒字決算となっています。(図表1)

◆コラムその1◆

～予算規模は900億円台に～

「三位一体の改革」における税源移譲等により、概ね現在と同じ財源構成となった平成19年度以降、700～800億円台で推移していましたが、社会保障経費が増加する見込みであることに加え、市民会館跡地整備等のプロジェクトが控えていることから、今後は900億円台で推移するものと見込んでいます。

②決算額の推移

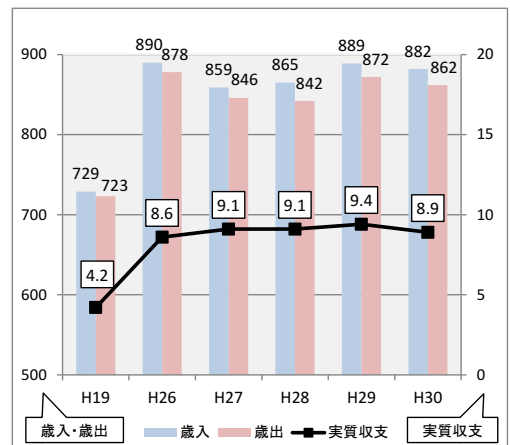
a) 主な歳入の状況

市税収入においては、現在と同じ税財源構成となった平成19年度以降、リーマン・ショックに端を発した景気後退により減収傾向が続きましたが、ここ数年は景気の回復基調に加え、新築家屋の増等により増収傾向で推移しています。

行財政運営の基本となる市税収入等の減収を、地方交付税と赤字補てん債(臨時財政対策債)により補い、概ね550億円前後の税等一般財源(*)を確保しています。(図表2)

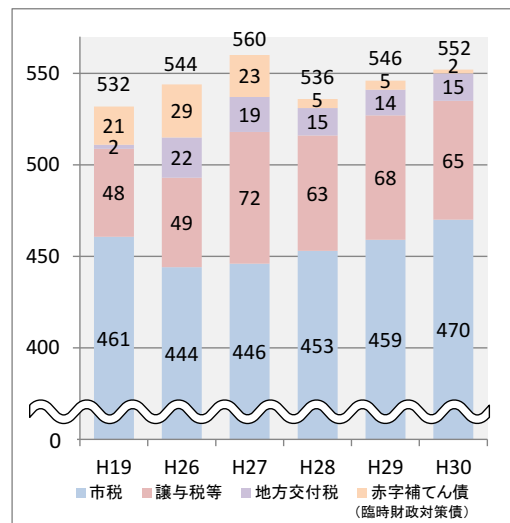
■本市の財政規模の推移(図表1)

(単位:億円)



■税等一般財源の推移(図表2)

(単位:億円)



※税等一般財源

市税や地方交付税等の用途が特定されていない財源であり、歳入の根幹をなす財源

b) 主な歳出の状況

人件費、扶助費(※)、公債費(借金の返済)を合わせた義務的経費が、平成19年度から約90億円増加しており、その内訳として、扶助費が平成19年度の約2倍に増加しています。義務的経費の増加は財政の硬直化を引き起こす要因となりますが、本市はこれまで職員数等の適正化による人件費の抑制や適切な市債の発行による公債費の抑制により、財政の健全化に努めてきました。(図表3)

c) 主な財政指標等の状況

財政の余裕度を示す経常収支比率は、扶助費等の経常経費(分子)が市税等の経常一般財源(分母)に占める割合で、低いほど財政の弾力性がある健全な状態とされています。

本市では、近年、社会福祉経費の継続した増加や、分母となる赤字補てん債(臨時財政対策債)を抑制していることなどから比率は上昇傾向にあります。大阪府内の各市との比較において、比率は低い(良い)状況を維持しています。(図表4)

その要因は、潤沢に財源がある、いわゆる「お金持ち」だからではありません。家計の給料にあたる市税等の一般財源は、大阪府内や北摂の各市と比較しても少なく、その限られた財源の中で、様々な事業等の見直しに努めてきたことにより、良好な状況を維持してきました。(図表5)

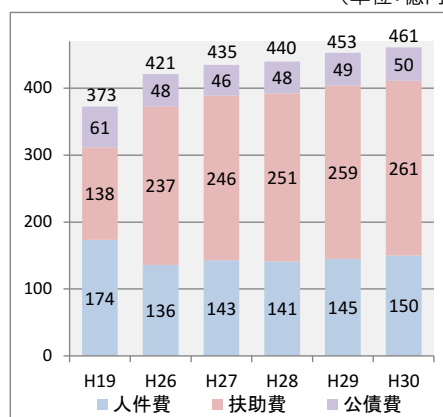
また、市債(借金)残高についても、大学進出に関連する周辺整備等の事業推進により、平成27年度までは増加傾向にありましたが、その後は、今後の事業展開に備え市債発行の抑制に努めており、市債(借金)残高は減少傾向にあります。(図表6)

これらの取組により、子育て支援や教育の充実、都市基盤の整備等の市民サービスを着実に実施してきました。

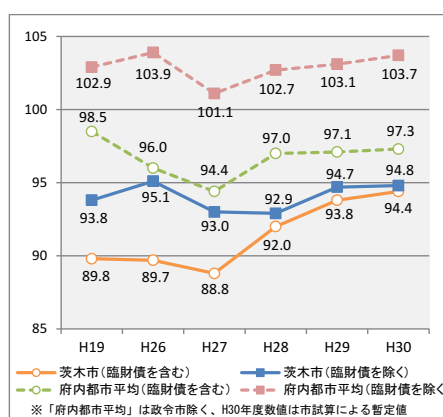
今後も健全財政を維持し、将来にわたる市民サービスの向上・まちの持続的発展を図っていくためには、毎年実施する経常事業の状況や、主要プロジェクトをはじめとする政策事業の動向などを適切に踏まえた中長期的な財政運営に努める必要があります。

■ 義務的経費の推移(図表3)

(単位: 億円)

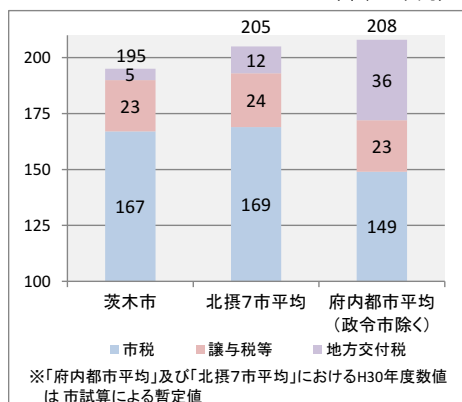


■ 経常収支比率の推移(図表4)



■ 税等一般財源比較(市民1人あたり)(図表5)

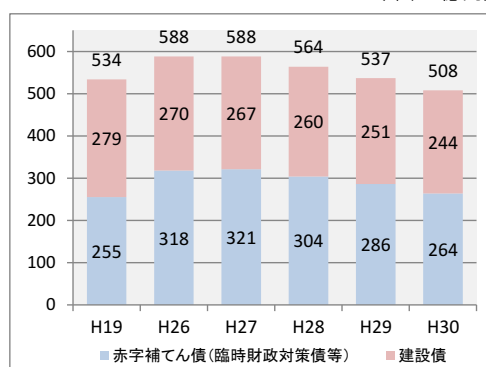
(単位: 千円)



平成30年度決算ベース(臨時財政対策債除く)

■ 市債残高の推移(図表6)

(単位: 億円)



※扶助費

高齢者、障害者、生活保護等に関するサービス経費

(2)今後の財政見通し 「今」と「将来」に対応した施策の推進と財政見通し

①経常収支

経常収支とは、市税・譲与税等の一般財源や経常事業に係る国庫補助金等を基本にした「歳入」から、人件費・公債費をはじめ、障害者福祉・保育給付等の扶助費や、公共施設の維持管理・住民票の発行など、毎年度継続して実施する事業(経常事業)に係る「歳出」を差し引いたものをいいます。

少子高齢化の進展により、市税の伸びを社会福祉経費の伸びが上回る状況の中、「歳入」では、消費税率の改定により交付金が増収する一方で地方交付税や赤字補てん債(臨時財政対策債)が減収することを想定し、また、「歳出」では、これまでの実績や想定される制度変更を踏まえた推移、また、システム運用経費の効率化を図るシステム最適化の取組を見込むことから、今後10年間の経常収支は、25～41億円で推移する見込みです。(図表7)

■推計方法等(現行制度による人口推計を基本とした一般会計の見通し)

〔主な歳入の項目〕	〔主な歳出の項目〕
<p>◆市税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人市民税 生産年齢人口や景気動向を加味して推計。 ・法人市民税 景気動向や地方法人税の創設に伴う影響を加味して推計。 ・固定資産税及び都市計画税 過去の実績や評価替え(令和3年度、以降3年に1度)を加味して推計。 評価替えの年は過去の実績をもとに減収を見込む。 <p>◆譲与税、交付金</p> <p>地方消費税交付金は消費税率の改定に伴う増収を見込む。 自動車重量譲与税等の地方譲与税や配当割交付金等の交付金については、令和元年度予算額ベースで推計。</p> <p>◆地方交付税・市債(臨時財政対策債)</p> <p>市税収入の増や消費税率の改定に伴い、地方消費税交付金が増収となる一方で、普通交付税や赤字補てん債(臨時財政対策債)の発行可能額が減少していくものと見込む。</p> <p>◆その他</p> <p>主なものは国庫・府支出金であり、これまでの財源構成をもとに、歳出と連動させ推計。 その他の諸収入等は、直近の予算額の状況を踏まえ推計。</p>	<p>◆人件費</p> <p>職員数、給料月額、過去の実績や想定される制度変更により見込まれる影響等をもとに推計。現状の職員数の維持を基本に見込む。</p> <p>◆社会福祉経費※</p> <p>人口推計等を加味して推計。 年少人口の減少に伴い、児童手当等は減少することを見込む一方で、高齢者人口の増加に伴い、介護保険事業特別会計への繰出金、後期高齢者療養給付費負担金等の増加を見込む。</p> <p>※社会福祉経費：扶助費＋特別会計への繰出金(国民健康保険＋介護保険＋後期高齢者医療)＋後期高齢者療養給付費負担金</p> <p>◆公債費</p> <p>過去に発行した市債の償還を基本に、令和元年度以降に発行する市債(臨時財政対策債)の償還を見込む。(3年据置、20年償還、借入利率最大1.0%を基本に推計)</p> <p>◆その他</p> <p>主なものは物件費・補助費等※であり、令和元年度予算額ベースを基本に、人口の伸び率等も勘案し推計。</p> <p>※物件費：物品の購入や印刷、施設維持の委託などの経費 ※補助費等：特定の目的により団体や個人に補助・負担する経費</p> <p>◆システム最適化経費</p> <p>システム運用経費の効率化を図るため、ホストシステムからパッケージシステムへの移行による最適化を実施。令和5年度から効果が現れるものと見込む。</p>

②政策事業

a)政策事業

政策事業とは、「今」必要なサービスの充実や「将来」の活力あるまちの発展に資する新規及び拡充事業であり、厳しい財政環境にあっても、行政の使命として継続して取り組む必要があるものです。

「ソフト事業」「ハード事業」とも、これまでの政策事業枠や実績等をもとに一定の事業費を見込みました。

「基金」については、文化施設建設基金、衛生処理施設整備等基金、駅周辺再整備基金における積立てを見込んでいます。

「主要プロジェクト」については、JR総持寺駅周辺整備や、安威川ダム関連整備事業などのほか、市民会館跡地活用やごみ処理施設の長寿命化等を見込んでいます。令和5年度までに事業費が集中するため、多額の市債活用が必要となります。(図表8)なお、「主要プロジェクト」については、主に継続費や債務負担行為を設定し進めている事業となります。

b)公共施設等の老朽化対策費

昭和40年代から50年代に建設された公共施設は老朽化が進み、道路・橋梁等のインフラも含めたその改修等の経費が今後一時期に集中し大きな財政負担となり、財政運営を圧迫する要因となることが予想されます。

公共施設等の老朽化対策については、公共施設等マネジメント基本方針を踏まえ、適切な対応に努めることで、財政負担を低減するとともに、一定の時期に集中する改修費用については、中長期的な見通しのもと、総合的な観点に立ち財政負担の平準化を図っていきます。(図表9)

◆コラムその2◆

～公共施設等のマネジメント～

「安全で快適な市民生活の確保とまちの持続的発展の実現」を基本理念とする公共施設等マネジメントに係る基本方針を平成29年3月に策定しました。

「施設の有効活用と全体最適化」、「計画的な保全による長寿命化の推進」、「トータルコストの縮減と財源確保の推進」等の基本方針に基づき、公共施設等の老朽化問題を、まちづくりの方向性を踏まえた視点もあわせ検討していきます。

c)政策事業の経常化

市民サービスの充実を図るためのソフト事業と、主要プロジェクト等のハード事業の財源として発行する市債の償還費が、翌年度以降に経常化していくものと見込みます。(図表10)

③最終収支

a)収支不足の発生

健全財政を確保するための取組を講じない場合は、経常収支(A)から政策事業や公共施設等の老朽化対策にかかる一般財源(B)・(C)と政策事業により経常化する経費(D)を差引いた最終収支(E)は、令和2年度から収支不足に陥り、赤字が累積していく見込みとなります。すなわち、市民サービスの充実を図る政策事業の財源を、経常収支の黒字の範囲内で賄うことができない状況が見込まれます。(図表11)

b)対応すべき課題

翌年度以降に政策事業として実施するソフト事業経費の累積とハード事業の公債費が、財政の硬直化を引き起こし、収支不足の要因となっています。

行政の使命として、様々な行政需要に対応するための事業を実施していくには、健全な財政運営が不可欠であり、顕在化する課題に対応した収支不足を解消するための取組を実践していく必要があります。

◆財政収支見通し【取組前】◆

①経常収支(図表7)

(単位:億円)

A 中長期財政見通し		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
経常事業	①歳入	871	877	873	881	883	884	884	884	883	883
	(1)市税	469	469	472	476	477	478	480	480	481	483
	(2)譲与税・交付金 ※1	74	77	77	77	77	77	77	77	77	77
	(3)地方交付税	12	10	9	8	7	7	7	6	6	5
	(4)市債(臨時財政対策債) ※1	15	12	11	9	7	7	6	5	5	5
	(5) その他	301	309	304	311	315	315	314	316	314	313
	②歳出	840	847	848	853	853	852	849	848	845	843
	(1)人件費	175	174	174	175	177	177	177	176	176	176
	(2)社会福祉経費 ※2	394	401	404	408	410	413	414	414	415	416
	(3)公債費	52	52	51	50	44	41	37	36	32	29
	(4)その他	219	220	219	220	222	221	221	222	222	222
	差引 ①-②	31	30	25	28	30	32	35	36	38	40
	③システム最適化効果額	4	4	0	△ 2	△ 2	△ 2	△ 2	△ 2	△ 2	△ 1
	(1)システム再構築費	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0
(2)最適化効果額	1	1	0	△ 2	△ 2	△ 2	△ 2	△ 2	△ 2	△ 1	
A 経常収支 :①-②-③	27	26	25	30	32	34	37	38	40	41	

※1 地方消費税交付金が増収する分、臨時財政対策債が段階的に減少するものと想定

※2 扶助費+繰出金(国保・後期・介護)+後期高齢者療養給付費負担金

②政策事業

i 政策事業(図表8)

(単位:億円)

B 中長期財政見通し		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
政策事業	事業費	80	137	116	95	39	37	32	32	32	32
	市債	39	62	49	48	18	17	13	13	13	13
	B 一般財源	18	15	13	15	16	15	14	14	14	14

※ ソフト事業、ハード事業、基金積立、主要プロジェクト事業に関する事業費を見込む。

ii 公共施設等の老朽化対策費(図表9)

(単位:億円)

C 中長期財政見通し		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
公共施設等の老朽化対策費	事業費	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	市債	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	C 一般財源	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11

iii 政策事業の経常化(図表10)

(単位:億円)

D 中長期財政見通し		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
政策事業により経常化する経費	D ₁ ソフト事業の新規・拡充経費	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20
	D ₂ 公債費	0	1	1	3	7	10	14	17	19	21
D 政策事業の経常化分 合計		2	5	7	11	17	22	28	33	37	41

D₁ 市民サービスの充実を図るために実施するソフト事業の新規・拡充経費が、毎年2億円累積していくものと見込む。

D₂ ハード事業、公共施設等の老朽化対策費の財源として発行する市債の償還費が、翌年度以降に経常化していくものと見込む。

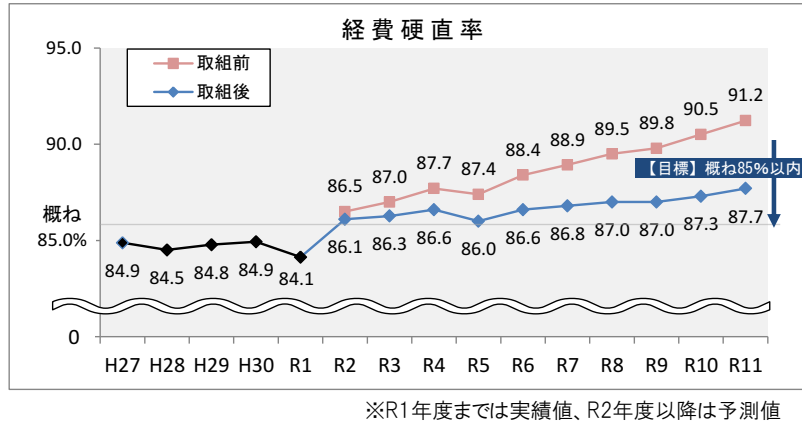
③最終収支(図表11)

(単位:億円)

E 中長期財政見通し		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
E 最終収支 :A-B-C-D		▲ 4	▲ 5	▲ 6	▲ 7	▲ 12	▲ 14	▲ 16	▲ 20	▲ 22	▲ 25

何も手立てを講じなければ令和2年度から収支不足となり、赤字が累積していく・・・

(図表12)



b)ハード事業の適切な選択による市債発行の抑制

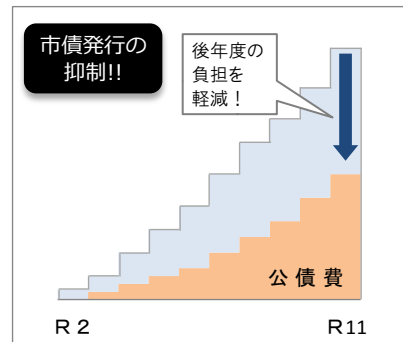
【目標】 将来(世代)への負担を抑制するため、市債償還指数を概ね7.5以内とし、かつ公債費を税等一般財源の10%台を超えない概ね60億円以下に抑制します

$$\text{市債償還指数} = \text{市債の残高} / \text{経常収支}(\ast)$$

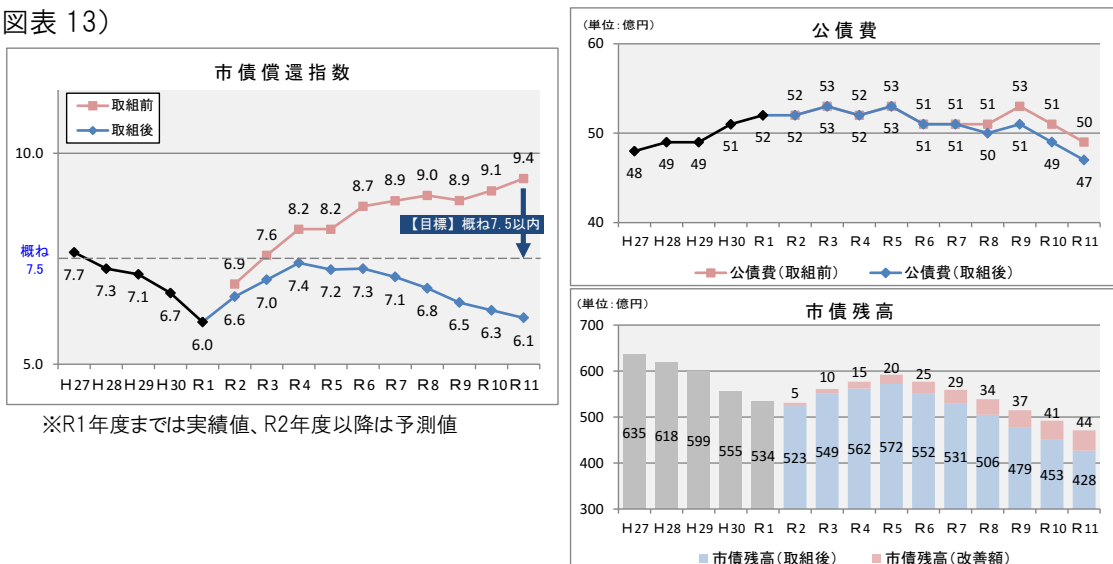
※経常事業の歳入－経常事業の歳出(公債費除く)

市債償還指数とは、今ある市債の残高を、税等一般財源を基本とした経常的な収入から、行政サービスの基本となる福祉・教育等(公債費を除く)の経常的な支出を差し引いた額で除したもので、いわゆる家庭において、給料のうち生活費以外のお金をすべて借金に充てた場合、どの程度で返済できるのかを示しています。

算出された数値が大きくなるほど、市債の残高が多く後年度の負担となる公債費が増えることから、市債償還指数を概ね7.5以内にと、また合わせて公債費を税等一般財源の10%台を超えない概ね60億円以下にすることを目標に、ハード事業の適切な選択により市債発行を抑え、市債の残高を減らすことで将来の公債費負担を軽減し、今後の財政需要に対応できる財政構造を維持します。なお、前期基本計画期間においては、市債償還指数を概ね7.5以内かつ公債費を60億円以下に抑制しました。今後もハード事業を適切に選択することにより、将来(世代)への負担を抑制していきます。(図表13)



(図表13)



③取組後の財政収支見通し

令和2年度以降に累積する収支不足は、財政構造の柔軟性の保持と将来への負担抑制を図るための取組により解消します。(図表14)

■財政収支見通し(取組後)(図表14)

		(単位:億円)									
E	中長期財政見通し	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
	E 最終収支(取組前)	▲4	▲5	▲6	▲7	▲12	▲14	▲16	▲20	▲22	▲25

取組の実践

		(単位:億円)									
F	中長期財政見通し	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
F ₁	経常事業の見直し(累積額) ^{※1} 毎年 ▲2億円	▲2	▲4	▲6	▲8	▲10	▲12	▲14	▲16	▲18	▲20
F ₂	ハード事業の適切な選択 ^{※2} 事業費 市負担 R2以降 : ▲8億円 ▲2億円	▲2	▲2	▲2	▲2	▲2	▲2	▲2	▲2	▲2	▲2
F ₃	起債抑制に伴う公債費の減 ^{※3} (起債) R2以降 : ▲5億円 (公債費) R2以降 : ▲1~2億円							▲1	▲2	▲2	▲3
	F 取組効果 合計	▲4	▲6	▲8	▲10	▲12	▲14	▲17	▲20	▲22	▲25

※1 毎年2億円の経常事業見直しを見込む。

※2 ハード事業の適切な選択を行い、毎年8億円の事業費を抑制し、毎年2億円の市負担を抑制することを見込む。

※3 毎年5億円の起債を抑制することにより、将来の公債費負担の軽減を見込む。

取組の結果

		(単位:億円)									
G	中長期財政見通し	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
	G 取組後収支(E-F)	0	1	2	3	0	0	1	0	0	0

健全な財政運営の実践により
収支不足を解消し、黒字を確保!!

④前期基本計画の取組状況

前期基本計画期間内における、前述の財政運営の基本原則に沿った取組の状況は下表のとおりです。(図表15)

「①経常事業の見直し」「②市債発行限度額の設定」ともに予算編成での健全化の取組による計画値の達成により、政策財源となる「③政策事業に係る財源」「④老朽化対策費」について、計画値を概ね確保することができました。

今後も、柔軟な財政構造の保持と、将来負担の抑制に向けた取組の実践を通じた健全な財政運営により、市民サービスの向上を図る政策事業の財源を確保していきます。

■財政計画に基づく設定額と実際の予算において確保した政策財源(図表15)

(一般財源ベース、単位:億円)

		H27		H28		H29		H30		H31	
		財政計画*	予算*	財政計画	予算	財政計画	予算	財政計画	予算	財政計画	予算
予算編成での健全化の取組	①経常事業の見直し	2	3	2	3	3	3	3	4	2	3
	②市債発行限度額の設定	41	41	31	29	31	31	27	22	42	32
政策財源	③政策事業に係る財源 (ソフト・ハード事業、主要プロジェクト、基金積立)	24	27	18	26	17	25	18	23	22	26
	④老朽化対策費	11	8	11	10	11	10	11	9	11	11

※財政計画：予算編成において、中長期の収支見込みを踏まえて設定した健全化の取組額や政策財源の金額
予算：実際の当初予算（H28は6月補正後予算）編成における取組額や政策財源として確保した金額

まとめ

「茨木市が赤字になる?!」そんなことはないと思われがちですが、健全な財政運営を行ってきた本市でさえも、一定の条件を想定する中において、そうなる危険性はあります。

収支不足の対応としては、「基金(貯金)を崩す」を考えますが、本市においても、リーマン・ショックにより平成20年度の税収が予算割れし、財政調整基金を12億円取り崩し、残高は28億円の急減しました。また、平成30年度の大阪北部地震の際にも、基金を12億円取り崩し、早期の復興に向けた応急対策に活用しました。

ただし、恒常的な財源不足に対応するため、財政調整基金で補てんし続けると、基金の残高はたちまち底をつくこととなり、本来の災害等の緊急時への備えが失われてしまいます。(図表16)

また、財政状況の悪化は、すぐには表面化せず徐々に進行し、気づいた時には取り返しのつかない状況に陥ることになります。そうならないためにも、まだ健全なうちから健全性を維持する地道な取組を続けることが重要です。

総合計画は、市民の願いの詰まったプランです。

しかし、すべてを実現することは簡単ではなく、たくさんの「事業の実施=ビルド」には、たくさんの「事業の見直し=スクラップ」が必要となります。

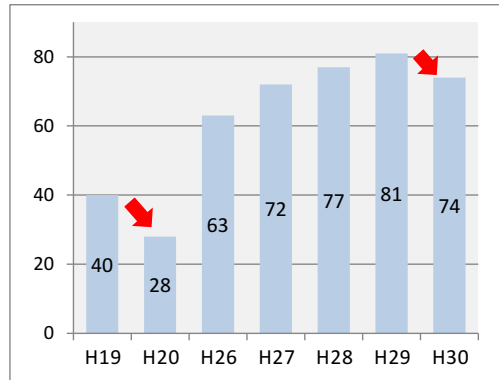
行政の使命は、将来にわたる市民サービスの向上・まちの持続的発展です。しかしながら、「財政の健全性」なしにはその使命を果たすことは不可能です。

本市が、将来にわたり「今」と「将来」に対応した市民サービスの充実を可能とする取組は、「ビルド&スクラップ等の実践」であり、その内容や必要性を市民に発信していくことで市全体で共有し、ビルド事業がもたらす効果と事業を見直す意義などをしっかりと捉えたうえ、一つひとつ適切に進めていかなければなりません。

様々な厳しい状況が予測されますが、本財政計画を基本とした行財政運営に努めることにより、行政の使命を果たしてまいります。

■財政調整基金の残高(図表16)

(単位:億円)



※平成30年度：(取崩額)12億円、(積立額)5億円

◆コラムその4◆

～“いざという時の備え”の財政調整基金を有効活用！～

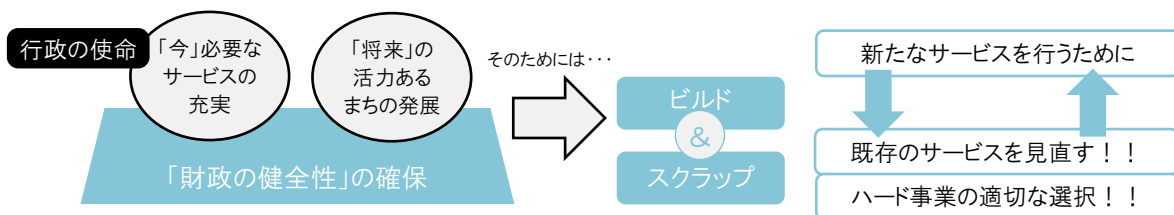
平成30年度の大阪北部地震の際には、緊急時の備えとして充実を図ってきた財政調整基金を活用し、住宅改修支援金の創設等「きめ細かな生活再建支援」を行うとともに、公共施設の補修やインフラ施設の復旧等「安全・安心なまちづくりの推進」に努めました。

◆コラムその5◆

～財政状況も健康と同じ！！～

健康も、普段からケアしないと、いつの間にか酷い状態になり、即入院となる事も・・・そうならないためには、健康なうちから健康を維持する取組を続ける事しかありません。財政状況も同じで・・・

悪くなる前に、
悪くならないための取組の習慣化が重要!!



茨木市民憲章

わたくしたちは 茨木市民です
わたくしたちの 茨木市は
京阪神を結ぶ要路にあって
めぐまれた自然とゆたかな歴史をうけつぎ
発展しつづけている希望のまちです
わたくしたちは
このまちの市民であることに誇りと責任をもち
みんなのしあわせをねがって
より住みよい郷土をつくるために
この憲章をさだめます

わたくしたち 茨木市民は

1. 心をあわせて あすの力をそだてましょう
1. 仕事にはげんで 明るい家庭をきずきましょう
1. 環境をととのえて 美しいまちをつくりましょう
1. きまりをまもって 良い風習をひろめましょう
1. 教養をふかめて みんなの文化をたかめましょう

昭和 41 年（1966 年）11 月 3 日制定



茨木市企画財政部政策企画課
〒567-8505 茨木市駅前三丁目8-13
TEL. 072-622-8121(代表)
<https://www.city.ibaraki.osaka.jp>